資料 3-3

第２期盛岡市国土強靭化地域計画
（案）

令和９（2027）年〇月策定

盛　岡　市

目次

第１章 はじめに 1
１ 計画策定の趣旨 1
２ 計画の位置付け 1
３ 計画期間 2
４ 第１期計画の成果と課題 3
第２章 基本的な考え方 5
１ 基本目標 5
２ 事前に備えるべき目標 5
３ 国土強靭化施策の基本的な方針 6
第３章 想定するリスク 7
１ 本市の地域特性 7
２ 対象とする自然災害 10
３ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） 12
４ 施策分野 13
第４章 脆弱性評価 14
１ 脆弱性評価の考え方 14
２ 脆弱性評価の実施手順 14
３ 脆弱性評価結果 14
＜個別施策分野＞ 15
1-1 行政機能・情報通信・防災教育分野 15
1-2 住宅・都市分野 20
1-3 保健医療・福祉分野 24
1-4 産業分野 28
1-5 国土保全・交通分野 32
＜横断的分野＞ 37
2-1 リスクコミュニケーション分野 37
2-2 老朽化対策分野 40
2-3 人口減少・少子高齢化対策分野 42
2-4 人材育成分野 45
2-5 官民連携分野 48
2-6 デジタル活用分野 51
第５章 脆弱性評価結果に基づく対応方策 53
＜個別施策分野＞ 54
1-1 行政機能・情報通信・防災教育分野 54

1-2　住宅・都市分野 59
1-3　保健医療・福祉分野 63
1-4　産業分野 68
1-5　国土保全・交通分野 72
＜横断的分野＞..... 77
2-1　リスクコミュニケーション分野..... 77
2-2　老朽化対策分野 80
2-3　人口減少・少子高齢化対策分野..... 82
2-4　人材育成分野 85
2-5　官民連携分野 88
2-6　デジタル活用分野 91
第６章　計画の推進と進捗管理..... 93
１ 市民総参加の取組..... 93
２ 計画の進捗管理..... 93
３ 計画等の見直し..... 93

（別紙１）起きてはならない最悪の事態の様相（例示） 95
（別紙２）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果 101
（別紙３）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果に基づく対応方策一覧 131
（別紙４）起きてはならない最悪の事態と施策分野の関連表（マトリクス表） 158
（別紙５）施策分野ごとの指標一覧..... 164

第１章 はじめに

１　計画策定の趣旨

大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26（2014）年６月には、国土強靱化に係る他の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）」が閣議決定されました。

基本法第13条において、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を定めることができることとされています。

県では、平成28（2016）年２月に「岩手県国土強靱化地域計画」（平成28（2016）年度～令和２（2020）年度）を、令和２（2020）年12月に「第２期岩手県国土強靱化地域計画」（令和３（2021）年度～令和７（2025）年度）を、令和７（2025）年12月には「第３期岩手県国土強靱化地域計画」（令和８（2026）年度～令和12（2030）年度）を策定しています。

本市においても基本法に基づき、国基本計画及び第２期岩手県国土強靱化地域計画との調和を図りながら、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った、安全・安心な地域社会の構築に向けて、令和４（2022）年３月に「盛岡市国土強靱化地域計画（以下「第１期計画」という。）」を策定し、その後、令和７（2025）年12月には第２期岩手県国土強靱化地域計画の改定内容等を踏まえた見直しを行い、国土強靱化に向けたハード整備とソフト対策の取組を着実に推進してきました。

このような中、今後も切迫する大規模地震・津波災害や激甚化・頻発化する気象災害等に備えるとともに、近年の災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえ、本市の国土強靱化に向けた取組を一層強化する必要があることから、「国基本計画」及び「第３期岩手県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」との調和を図りながら、新たに「第２期盛岡市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定するものです。

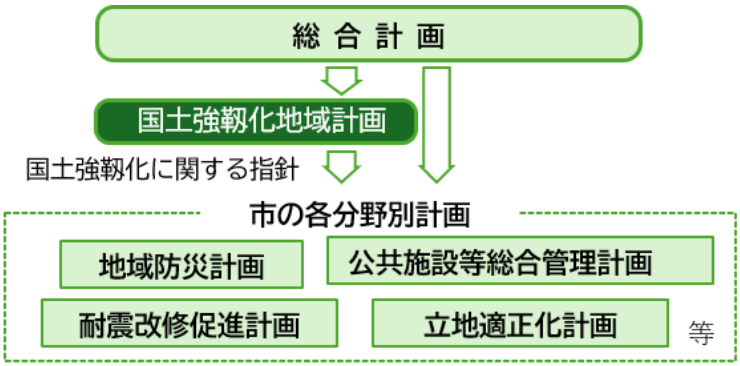
２　計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、国土強靱化の観点から、盛岡市総合計画と同様に、盛岡市地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるものです。

なお、基本法第 14 条において、「国土強靱化地域計画は、国基本計画との調和が保たれた

ものでなければならない。」と規定されているほか、県の地域計画が本市を含む県全体を網羅した総合的な計画であることから、県の地域計画との調和を保ちながら、本市の地域特性や課題を踏まえた内容で策定しています。

計画の位置付けイメージ図



《地域防災計画と国土強靱化地域計画の関係》

地域防災計画は、災害予防の視点も踏まえながら、主に発災後の復旧・復興の体制等を定めた災害対応の要となる計画です。また、国土強靱化地域計画は、同計画の上位計画となるもので、発災前の平時から大規模災害を想定し、必要となる取組を示したまちづくりの指針となる計画です。

３　計画期間

本計画が対象とする期間は、令和９（2027）年度から令和 13（2031）年度までの５年間とします。

なお、本市の最上位計画である盛岡市総合計画に変更が生じた場合など、本計画を変更する必要がある場合には、期間内においても適宜見直しを行うこととし、併せて本計画と各分野別計画の整合を図ります。

また、本計画を推進するための事業一覧については、毎年度定めることとします。

４　第１期計画の成果と課題

(1) 成果と課題

第１期計画の策定により、国土強靭化に資するハード・ソフト施策の総合的かつ計画的な推進により、長期的な視点に立った防災・減災の取組が進められたほか、国の交付金や補助金等の重点配分や優先採択等の支援を活用しながら、災害に備えた道路交通環境の整備、学校施設・公共施設等の耐震化、道路・橋梁・トンネル等の老朽化対策など、防災インフラ整備をはじめとした各種事業を実施することにより、本市の国土強靭化が着実に推進されました。

一方で、第１期計画の目標を達成しているＫＰＩ（重要業績指標）が少なかったという課題があることから、本計画においては、達成困難となった内容を踏まえるとともに、必要なＫＰＩの精査を図るなど、本計画に引き継ぐ必要があります。

さらに、切迫する大規模地震や激甚化・頻発化する気象災害等に備えるため、近年の災害から得られた貴重な教訓や最新の防災対策、社会経済情勢の変化等を踏まえながら実施すべき施策を検討し、本市の国土強靭化に向けた取組を一層強化する必要があります。

(2) ＫＰＩの達成状況

第１期計画では 46(再掲含む)のＫＰＩを設定しました。令和７（2025）年度の達成状況は、目標値以上となったＫＰＩが16、実績値が目標値の80%以上～100%未満となったＫＰＩが４、実績値が目標値の80%未満となったＫＰＩが26であり、半数以上のＫＰＩが達成されていない状況です。

ＫＰＩの達成状況（事前に備えるべき目標ごと）

個別施策分野	ＫＰＩ合計	実績値が目標値以上	実績値が目標値の 80%以上～100%未満	実績値が目標値の80%未満
①行政機能・情報通信・防災教育	11	3	1	7
②住宅・都市	9	2	2	5
③保健医療・福祉	2	0	0	2
④産業	4	1	0	3
⑤国土保全・交通	9	5	1	3
⑥リスクコミュニケーション	4	2	0	2
⑦老朽化対策	7	3	0	4
合計	46	16 (34.8%)	4 (8.7%)	26 (56.5%)

○　達成状況が良好だった主な指標

道路施設の防災対策では、大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、幹線道路を中心とした道路パトロールや舗装・法面・道路付属物等についての維持管理を行い、ＫＰＩ（重要目標達成指標）である「市道改良率」と「幹線道路改良率」は、いずれも令和８（2026）年目標値を達成しました。

また、多様なハザードマップを作成し、市民に公表・周知を行うことで、ＫＰＩである「内水ハザードマップ作成率」及び「ため池が決壊した場合の浸水想定区域等に係るハザードマップ作成箇所数」は、いずれも令和８（2026）年目標値を達成しました。

○　達成状況に課題があった主な指標

多発する地震への対策として、建物所有者に対する耐震化の啓発や支援制度の周知を行うほか、耐震改修の補助等を実施してきたものの、ＫＰＩである「住宅の耐震化率」「社会福祉施設等の耐震化率」は、令和７（2025）年度時点で目標値を達成していない状況です。

また、地域防災力の強化のため、町内会・自治会を対象に自主防災組織の重要性について講習を実施したほか、地域防災リーダー養成講座等を開催したものの、ＫＰＩである「自主防災組織の結成率」「市地域防災リーダー認定者数」は令和７（2025）年度時点で目標値に達成していない状況です。

第１期計画の課題に対応するため、引き続きハード・ソフト施策の両面で更なる施策の推進を図る必要があります。

第２章 基本的な考え方

１　基本目標

国基本計画及び県地域計画を踏まえ、本市における国土強靭化を推進する上での基本目標を次のとおりとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

⑴ **人命の保護が最大限図られる**

⑵ **社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される**

⑶ **市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる**

⑷ **迅速な復旧・復興を可能にする**

２　事前に備えるべき目標

基本目標を踏まえ、本市における国土強靭化を推進する上での事前に備えるべき目標を次のとおりとします。

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

⑴ **直接死を最大限防ぐ**

⑵ **救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ**

⑶ **必要不可欠な行政機能を確保する**

⑷ **経済活動を機能不全に陥らせない**

⑸ **情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる**

⑹ **社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する**

３ 国土強靱化施策の基本的な方針

前項の基本目標及び事前に備えるべき目標の達成を目指して、本市における国土強靱化施策を展開するに当たり、その基本的な方針を次のとおりとします。

⑴ 市民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理

切迫する大規模地震災害や激甚化・頻発化する気象災害等、地域の持続性を脅かす危機に備え、市民の生命と財産を守るため、防災インフラの整備・管理を戦略的に推進します。

⑵ 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

国際情勢の複雑化に加え、グローバリゼーションの進展やテクノロジーの発展、産業基盤のデジタル化・高度化といった社会経済構造の変化に対応し、自然災害発生時においても、交通・通信・エネルギー等の機能が一体的に安定して発揮できるよう、相互関連性も踏まえつつ、ライフライン全体の強靱化を図ります。

⑶ デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化

デジタルが持つ、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させる力を最大限活用し、本市が直面する災害への対応力を強化します。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化、情報格差の拡大等を背景に複雑化する社会状況も踏まえ、デジタル化の恩恵を受けられない人を生まないよう、きめ細かな取組を一体で推進します。

⑷ 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化

市民の多様化する価値観に即し、本市が直面する災害リスクに対応するため、県及び県内市町村をはじめ、国や近隣道県、さらには遠隔地の地方公共団体との適正な連携・補完関係を強化するとともに、民の力を最大限発揮し、官民の多様な主体の連携・協働による取組を推進します。

⑸ 地域における防災力の一層の強化

未曽有の人口減少、少子高齢化の加速等、地域の持続性を脅かす危機に対し、地域の資源を総動員して、地域の力を結集しつなぎ合わせ、高齢者・障がい者・子ども等のあらゆる人々が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進し、地域における防災力の一層の強化を図ります。

第３章 想定するリスク

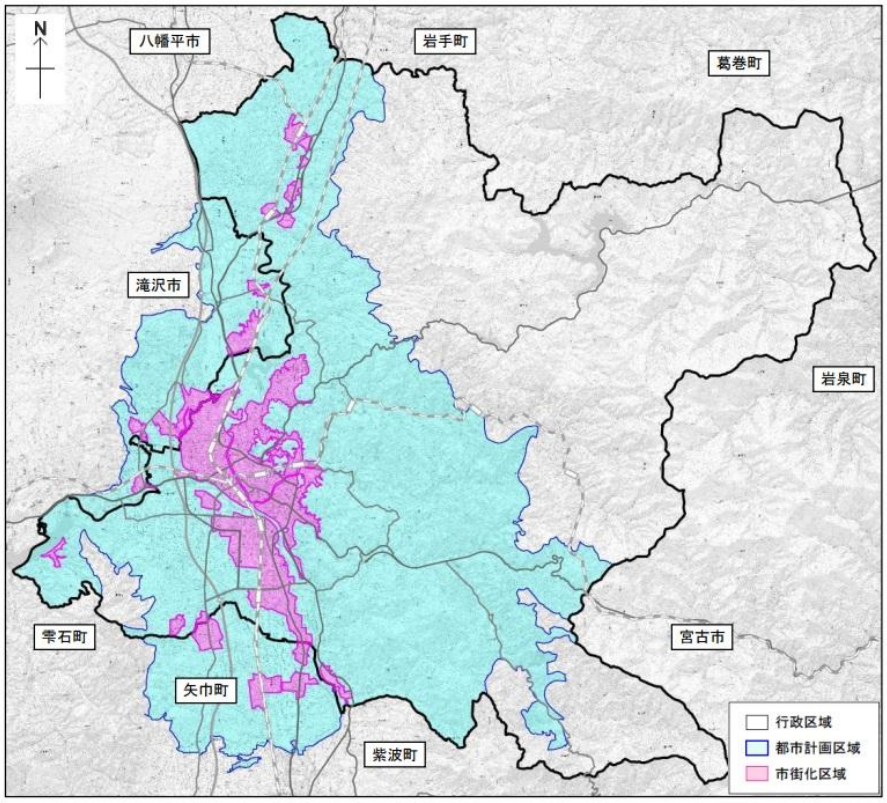
１ 本市の地域特性

⑴ 地理・地形

本市は、北上盆地の北部、北東北三県のほぼ中央部に位置し、北は八幡平市、岩手町及び葛巻町に、東は岩泉町及び宮古市に、南は花巻市、紫波町及び矢巾町に、西は滝沢市及び雫石町に接しています。

東西 45.6km、南北 40.7km、面積は 886.47 ㎢で、市域の 73.0%は林野であり、東部に北上高地、西部に奥羽山脈が南北に縦走しています。この間を南に流れる北上川は、東西の山地に水源を有する丹藤川、松川、雫石川、中津川等の支流を合わせて一大水系となり本市の中央部を貫流し、平地の大半は、北上川沿いに帯状に開けており、市街地と農業地帯を形成しています。

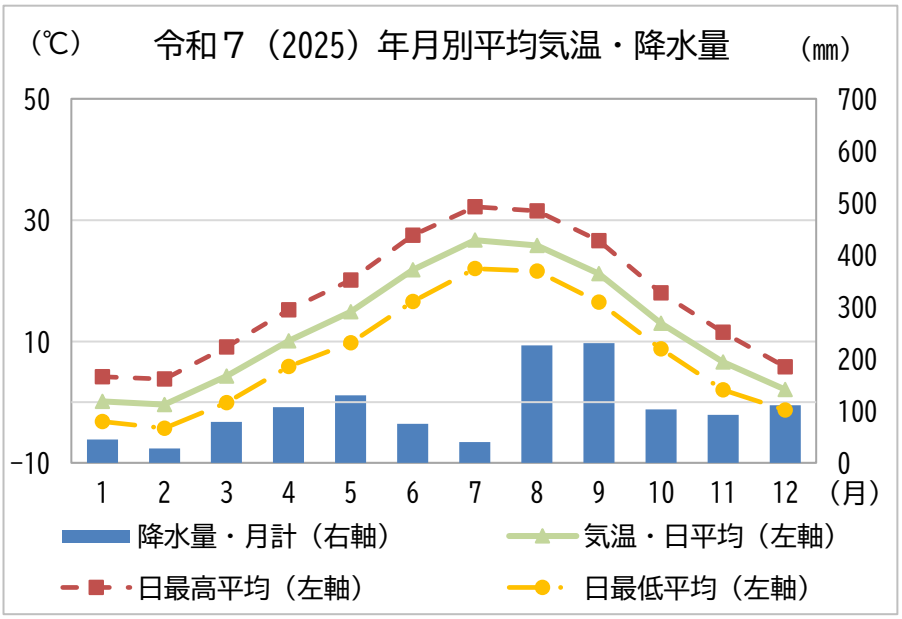
市域図



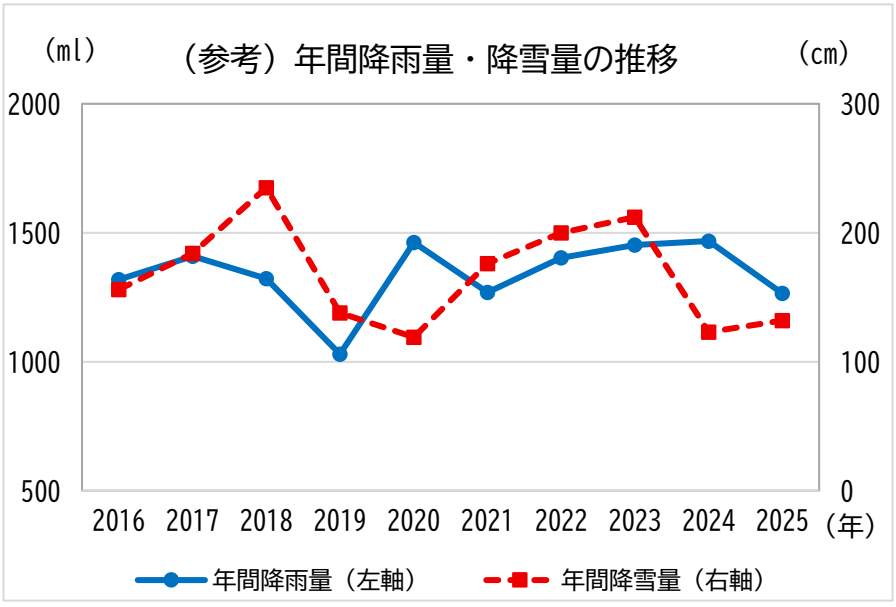
出所：立地適正化計画

⑵　気候

本市の気象は、令和７（2025）年の年平均気温が 12.2 度で、年間の最高気温が 37.2 度、最低気温が-9.8 度、降水量が 1,265.0mm で、寒暖の差が大きい典型的な内陸型気候です。特にも冬は、降雪量は多くないものの、本州の県庁所在地で一番と言われるほどの寒さを記録することがあります。



参考：気象庁の気象データより市作成

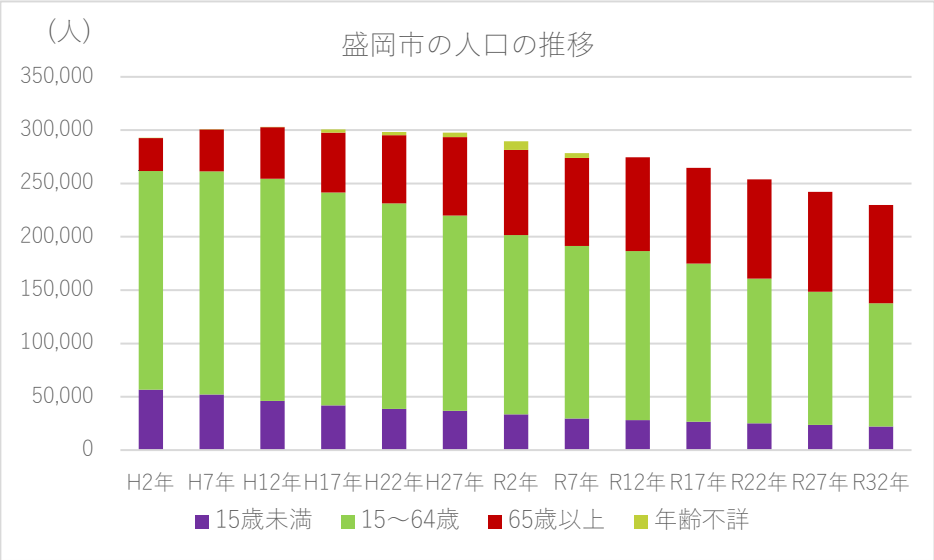


参考：気象庁の気象データより市作成

⑶　人口

本市の人口は、令和７（2025）年 10 月１日現在、278,444 人（令和７（2025）年国勢調査に基づく人口）で、平成 12（2000）年の 302,857 人（旧盛岡市、旧玉山村合算）をピークに減少傾向が続いています。令和６（2024）年の総合計画策定時に推計した令和32（2050）年の推計人口は 229,998 人で、令和７（2020）年比 82.6%となり、約 17.4%減少すると見込まれています。

人口の年齢構成は、令和７（2025）年時点で 15 歳未満の年少人口が 10.8%（全国平均 11.1%）、15 歳から 64 歳の生産年齢人口が 59.1%（同 59.4%）、65 歳以上の老年人口が 30.2%（同 29.5%）で、全国平均と比べ年少人口及び生産年齢人口の割合が低く、老年人口の割合が高い傾向があります。



※Ｒ７(2025)年まで確定値、Ｒ12(2030)年以降は推計値　　出所：国勢調査より市作成
※Ｈ２(1990)年以前は旧都南村、Ｈ17(2005)年以前は旧玉山村分を含む

２ 対象とする自然災害

市内で発生しうる大規模自然災害は、地震、火山噴火、風雪害、水害・土砂災害等とし、過去に大きな被害をもたらした規模を想定しました。

	自然災害	過去の主な災害〔発生日〕（規模）
(1)	地 震	○東北地方太平洋沖地震〔平成 23（2011）年３月 11 日〕（震度５強） 負傷者：８名 家屋被害（半壊：８棟、一部損壊：545 棟） 停電：市内全域 断水：46,867 世帯 電話不通：8,400 回線
(2)	火山噴火	○岩手山における ・山体崩壊〔約 6,000 年前〕（大規模な山体崩壊） ・水蒸気爆発（水蒸気噴火）〔約 3,200 年前〕（噴出量 1,000 万㎥） ・山頂噴火〔貞享３（1686）年〕（噴出量 8,500 万㎥） （火山灰、火山泥流等）
(3)	風雪害	○季節風〔平成 24（2012）年４月３日〕（強い冬型の気圧配置に伴う） 家屋被害（一部破損：19 棟） 施設被害：66 件 ○積雪に伴う停電〔令和３（2021）年 11 月 24 日〕 停電：薮川地区等
(4)	水 害・ 土砂災害	○大気不安定に伴う大雨〔平成 25（2013）年８月９日〕 家屋被害（全壊：５棟、大規模半壊：２棟、半壊：13 棟、 床上浸水：９棟 床下浸水：171 棟） 土砂崩れ：57 箇所 道路・橋梁等被害：171 箇所 農地法面崩壊等：912 箇所 ○線状降水帯に伴う大雨〔令和６（2024）年８月 27 日〕 住家被害：86 件（床上浸水：26 件、床下浸水：39 件、 土砂流入：11 件、その他:10 件） 道路被害:131 件（市道:84 件、林道:27 件、農道:11 件、 その他:９件） 河川被害:40 件

過去に発生した災害の様子



平成 14（2002）年台風第６号による簗川の被害状況



平成 23（2011）年東日本大震災における避難所の様子



平成 25（2013）年８月９日大雨災害による繋地区の被害状況



平成 25（2013）年台風第 18 号による松内地区の被害状況





令和６（2024）年８月 27 日線状降水帯に伴う大雨の被害状況

３ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国基本計画及び県地域計画に掲げられている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」を参考に、本市では、対象とする自然災害や地域特性等を踏まえ、６つの「事前に備えるべき目標」に対する 21 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定しました。

なお、起きてはならない最悪の事態の様相（例示）については別紙１（95 ページ）のとおりです。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
①直接死を最大限防ぐ	1-1　地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）
	1-2　異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-3　大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4　暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-5　情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生
②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1　被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2　多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3　自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足
	2-4　医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺
	2-5　被災地における感染症等の大規模発生
③必要不可欠な行政機能を確保する	3-1　行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
④経済活動を機能不全に陥らせない	4-1　サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞
	4-2　食料等の安定供給の停滞
	4-3　農地・森林等の荒廃による被害の拡大

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
⑤情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1　情報通信機能の長期停止
	5-2　電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	5-3　上下水道等の長時間にわたる供給停止
	5-4　市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
⑥社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1　災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2　復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-3　地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

４　施策分野

国基本計画及び県地域計画で掲げられている個別施策分野及び横断的分野を参考に、本市の実情に即して、５つの個別施策分野と６つの横断的分野を設定しました。

⑴　個別施策分野

①　行政機能･情報通信･防災教育
②　住宅･都市
③　保健医療･福祉
④　産業
⑤　国土保全･交通

⑵　横断的分野

①　リスクコミュニケーション
②　老朽化対策
③　人口減少･少子高齢化対策
④　人材育成
⑤　官民連携
⑥　デジタル活用

第４章 脆弱性評価

1　脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、国土や経済、暮らしが、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つこととされています。

基本法第９条においては、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価すること（以下 「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的・効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとされており、国基本計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。国や県においても、脆弱性評価を実施していることから、本市においても、本計画の策定に当たり、同様の手法で脆弱性評価を実施しました。

2　脆弱性評価の実施手順

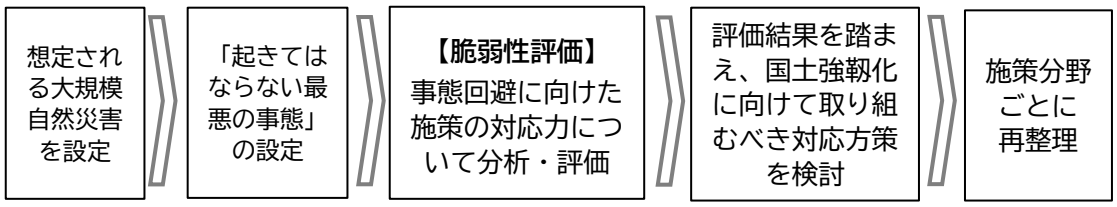
第３章で定めた 21 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、これまでの取組の成果を踏まえ本市が取り組んでいる施策について、推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた施策の対応力について改めて分析・評価を行いました。

また、同じく第３章で定めた５つの「個別施策分野」及び６つの「横断的分野」ごとの取組状況が明らかになるよう、脆弱性評価結果は、施策分野ごとに再整理しました。

3　脆弱性評価結果

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性評価結果は別紙２（101 ページ）、施策分野ごとの脆弱性評価結果は次のとおりです。

○脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



＜個別施策分野＞
1-1　行政機能・情報通信・防災教育分野

１ 行政機能

⑴ 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化（総務部、市民部、保健福祉部、玉山総合事務所、上下水道局）

・大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす市役所各庁舎（階数３以上かつ床面積の合計 1,000 ㎡以上）については、いずれも新耐震基準を満たしている建物若しくは耐震改修を完了している建物である。

・本庁舎は、建物の老朽化や狭あい、洪水浸水などの課題に対応するため、新市庁舎整備の検討を進めている。

・本庁舎、都南分庁舎、玉山分庁舎、保健所庁舎及び上下水道局本庁舎は、大規模停電時においても、庁舎機能を維持できるよう、自家用発電設備の整備も併せて行っている。

・本庁舎の自家発電設備は、別館地下に設置されていることから、止水フェンスの配備等による浸水対策を講じている。

⑵ 災害時業務継続計画の策定（総務部）

・災害時業務継続計画（ＢＣＰ）（平成 30（2018）年変更）を策定した。

⑶ 避難体制整備（総務部）

《防災体制の強化及び避難行動の周知》

・令和８（2026）年３月末時点で、指定緊急避難場所は 245 施設、指定避難所は 192 施設を指定している。

・災害時に円滑な設置・運営を行えるよう、職員を対象とした研修等が必要である。

《避難指示等発令基準の策定》

・洪水災害へ対応するため、平成 26（2014）年に策定した避難情報発令の判断基準に基づき、円滑に避難指示等を発令できるよう適切に運用している。

⑷ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（総務部）

・災害時用備蓄物資整備方針指針（令和３（2021）年改訂）を策定した。

⑸ 他自治体との広域応援・受援体制の整備（総務部）

・県内全市町村のほか、東北地区六都市、中核市、南部藩ゆかりの地、秋田・岩手横軸連携都市、石川啄木ゆかりの地などと相互応援協定を締結している。

・令和２（2020）年３月に策定した災害時受援応援計画に基づき、要請に沿った適材適所の広域応援を図るとともに、受援時に他自治体職員等が円滑に業務従事できるよう業務環境を整える必要がある。

⑹ 技術職員等による応援体制の構築（総務部）

・災害時受援応援計画を令和２（2020）年３月に策定し、応援調整体制を整えている。

・現在は、被災自治体が個別に、あるいは県や全国市長会等を通じて全国自治体等に派遣要請を行っているが、土木や建築分野などの技術職を中心に人員確保が困難である。

・大規模な農地・農業用施設災害が発生した場合における被災状況調査などについては、土木分野の技術職員が不足するため、県に技術職員の応援要請する必要がある。

⑺ 災害対処能力の向上（総務部）

《災害対応に係る行政職員の人材育成》

・被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する必要がある。

《防災ＤＸの推進》

・災害時に活用が想定されるドローン等に関して操作訓練・研修等による人材の育成が必要である。

・紙ベースで受付を行っている避難所対応業務など、防災分野ではアナログな仕組みが多く、災害発生時に膨大な事務が発生しており、改善策を検討する必要がある。

・災害時においては、避難情報や気象情報、避難所開設情報などを迅速かつ確実に市民へ伝達することが重要であるが、情報伝達手段の多様化が進む中、必要な情報を市民に確実に届けるため、デジタル媒体を活用した情報伝達手段の更なる普及を図る必要がある。

《災害対策用装備資機材等の更新整備》

・災害時の非常連絡手段として、衛星携帯電話を配備しており、災害時において有効に機能するよう、更新・整備を行っていく必要がある。

2 消防

⑴ 地域の消防力の強化（総務部）

《消防本部・消防署等庁舎の強化》

・消防本部及び消防署等庁舎の耐震化率は 100%となっている。

・大規模災害発生時においても、災害応急対策の拠点としての機能を発揮して業務を継続するため、十分な耐震性を有し、かつ浸水による被害に耐えうるよう整備を促進するとともに、電力・ガスなどのエネルギーの確保等を強化する必要がある。

・国の消防防災施設整備費補助金を活用し、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、高機能消防指令センター等の整備を促進する必要がある。

《消防団活動の充実強化》

・消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、本市では消防団員数が減少傾向となっている。

・地域住民の消防団活動への理解と入団促進を図るため、市民に対する啓発活動や情報提供等の支援、効果的な活動に向けた装備を充実させる必要がある。

⑵ 救急・救助活動等の体制強化（総務部）

・国の緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用により、緊急消防援助隊の消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等の整備を促進する必要がある。

⑶ 防火対策（総務部）

・林野火災等の大規模火災時に消火活動が円滑に行われるよう、車両資機材の充実を図る必要がある。

3 教育

⑴ 学校施設・社会体育施設等の耐震化（教育委員会事務局）

・市立小中学校の耐震改修は、市立小中学校耐震化計画（小中学校：Ｉｓ値 0.7 未満の校舎・体育館）及び耐震促進計画（階数２以上及び 1,000 ㎡以上）に基づき取り組み、平成 28（2016）年をもって 100%完了した。

・耐震化が完了したものの、老朽化した施設が多いことから、老朽化対策や長寿命化改修等を推進する必要がある。

・災害時の避難場所となる市立小中学校の屋内運動場において、天井の脱落対策等の耐震化を市立小中学校非構造部材耐震化計画（屋内運動場等のうち天井高６ｍまたは水平投影面積 200 ㎡を超える吊天井を有するもの）に基づき取り組み、令和２（2020）年度をもって 100%完了した。

・ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する必要がある。

・令和 12（2030）年の供用開始を計画している（仮称）盛岡市第二学校給食センターには、学校給食だけでなく災害時の炊き出し対応が求められることから、災害時においてもその機能を確保する必要がある。

⑵ 学校防災体制の確立（教育委員会事務局）

《危機管理マニュアルの見直し・検証》

・学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかけている。

《学校における継続的な防災訓練の推進》

・学校、保護者及び地域の方々と連携して継続的な防災訓練を進めていく必要がある。

⑶ いわての復興教育「そなえる」を核とした防災教育の推進（教育委員会事務局）

《復興教育副読本を活用した学習促進》

・いわての復興教育の教育的価値「そなえる」の取組として、地域の防災マップや小中学校合同での避難訓練など、様々な災害を想定した防災意識を高める取組を推進している。

《地域連携型の防災教育の推進》

・学校、保護者及び地域の方々と連携して継続的な防災訓練を進めていく必要がある。

4 情報通信

⑴ 住民等への情報伝達の強化・災害情報システムの整備（総務部）

《災害情報の円滑な伝達》

・Ｊ－アラートと災害情報伝達機能(防災ラジオ・防災行政無線)を接続し、運用している。

《災害情報システムの整備》

・市災害情報連携システムを運用しているほか、県の災害情報システムも活用している。

⑵ 行政情報通信基盤の耐災害性強化（総務部）

・市が保有する行政データは、耐震化された場所で定期的なバックアップが行われているが、一部の行政データはサーバと離隔したバックアップになっていない。

・今後、災害による行政データ消失に備え、サーバと離隔したバックアップの拡充について検討する必要がある。

⑶ 情報通信利用環境の整備（総務部、市民部、玉山総合事務所）

《携帯電話等エリア整備》

・一部の通信事業者において、令和５（2023）年度末までの全てのエリア外人口の解消が計画されていたが、一部条件不利地域で不感地域が残っている状況にある。

・災害時に有効な連絡手段である携帯電話の不感地域を解消していくため、引き続き通信事業者への働きかけを行う必要がある。

《通信事業者・放送事業者との連携》

・発災後の情報通信基盤の障害状況を把握するため、通信事業者・放送事業者と引き続き連絡体制を維持する必要がある。

5 訓練・連携体制

⑴ 総合防災訓練の実施による関係機関との連携（総務部）

・総合防災訓練においては、消防・警察・自衛隊等に加え医療機関（及び住民等）が連携した救出・救助及び応急医療訓練のほか、消防団のドローンによる上空偵察、災害現場で活動する関係機関の連絡・調整能力向上のための現地合同調整所開設・運営訓練などを実施している。

⑵ 防災訓練の推進（総務部）

・災害対応力強化に向け、災害対応訓練や研修の取組を継続する必要がある。

⑶ 学校における継続的な防災訓練の推進（教育委員会事務局）

・学校、保護者及び地域の方々と連携して継続的な防災訓練を進めていく必要がある。

⑷ 孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等（総務部）

《孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等》

・孤立化するおそれのある地域について、孤立化想定地域カルテの整備を進めることにより、住民の安否確認や情報伝達を行う連絡体制の整備・確保に努める必要がある。

《孤立化想定地域対策》

・能登半島地震など近年頻発する災害における教訓等を踏まえ、今後孤立化想定地域に対する訓練等を検討する必要がある。

⑸ 水道災害訓練（上下水道局）

・防災訓練等により県、県内の水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧に係る協定締結先等の関係機関と連携を図る必要がある。

・災害時に協定に基づく活動が円滑に行われるよう、訓練を継続し、連携体制の強化を図る必要がある。

1-2　住宅・都市分野

⑴ 住宅・大規模建築物の耐震化等（建設部、都市整備部）

《住宅・ブロック塀等の耐震化等》

・木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助等により、住宅の耐震化の促進に取り組んでいる。

・木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助等の活用状況が低いことなどから、住宅の耐震化に対する必要性や支援制度の周知が課題である。

・住宅の耐震化を一層促進するため、支援制度の周知を行い、所有者負担の軽減を図る必要がある。

・ブロック塀等の倒壊による避難路等の閉塞や人的被害のおそれのある箇所についても、耐震化や除却等の安全対策を促進する必要がある。

《住宅・建築物の耐震・耐風対策》

・地震や強風時における屋根ふき材等の落下や飛来による人的被害、住宅・建築物の損壊等の被害が想定される。

・これまで、民間建築物の所有者に対して、落下物対策についての指導を行ってきたところであるが、屋根ふき材等の耐震・耐風性能が不十分な住宅・建築物等については、今後も被害抑制のための総合的な取組を推進する必要がある。

《大規模建築物の耐震化》

・耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物（ホテル・旅館等）に対し、耐震診断・耐震改修への補助等の制度を設け、対象施設に耐震化を働きかけているものの未改修の施設がある。

・耐震化を促進するため、耐震性が不足している建築物の所有者に対し、引き続き耐震化の啓発や支援制度の周知などを図る必要がある。

《発災時の応急仮設住宅の確保等》

・災害時における応急仮設住宅建設について、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人日本ムービングハウス協会と協定を締結している。

⑵ 市営住宅の老朽化対策等（建設部）

・市営住宅長寿命化計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な老朽化対策と維持管理を推進する必要がある。

⑶ 市街地整備（建設部、都市整備部）

《幹線街路整備》

・市街地における都市計画道路は、計画延長 259.8 ㎞に対して整備済み延長 191.3 ㎞となっている。

・避難路の確保及び火災の延焼拡大防止のため、国や市町村と連携を図り都市計画道路の整備を推進する必要がある。

《都市公園における防災対策》

・令和７（2025）年度末現在、市内の都市公園 490 箇所のうち、防災公園（広域避難地）として位置付けている公園数は１箇所である。

・発災時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備を計画的に実施していく必要がある。

《市街地等の幹線道路の無電柱化》

・市街地等の幹線道路における無電柱化を進めている。

・電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあることから、電線管理者の理解と協力を得ながら市街地等の幹線道路における無電柱化を進める必要がある。

《災害に強い市街地の形成等》

・災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、立地適正化計画の強化（防災を主流化）を推進する必要がある。

・市街地再開発事業等による不燃化促進、緊急車両のアクセス性の向上、都市機能や居住の移転、防災機能強化を促進する必要がある。

⑷ 都市公園施設の老朽化対策（都市整備部）

・市の都市公園施設の個別施設計画は策定済みであり、定期点検結果等を踏まえ、計画を更新していく必要がある。

・計画的・効率的な維持管理を推進するため、個別施設計画に基づいた維持管理を推進する必要がある。

⑸ 空き家対策（市民部、都市整備部）

《空き家の適正管理》

・本市の空き家率は、全国と同様に増加傾向にある。

・倒壊のおそれがある空き家は、大規模災害発生時、倒壊のリスクが高い。また、防犯上や環境衛生上も、周辺に悪影響を与えている。

・大規模災害発生時の空き家の倒壊を防止するため、倒壊のおそれ等がある空き家の解体を促す必要がある。

《空き家の活用》

・空き家等バンク制度による空き家活用を推進し、住み替え・定住・交流の促進等のまちづくり・住まいづくりを図るとともに、空き家等に関する市の補助金制度を活用しながら総合的な空き家対策を実施する必要がある。

⑹ 水道施設の防災機能の強化（上下水道局）

・災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策を促進する必要がある。

⑺ 災害時等における下水道復旧支援に関する協定（上下水道局）

・市と日本下水道管路管理業協会は、災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定を締結し、支援が必要となった場合、県が窓口となって協会に支援を要請すること

としている。

・今後は、情報連絡訓練などを行い、市と県の連絡体制強化を図っていく必要がある。

⑻ 下水道施設の防災機能の強化（上下水道局）

《下水道施設の地震対策》

・令和６（2024）年度下水道総合地震対策計画及び令和６（2024）年度上下水道耐震化計画に基づいて計画的に対策を進めていく必要がある。

《下水道施設の浸水対策》

・気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等による下水道施設の機能停止を防止するため、施設の浸水対策を行う必要がある。

《下水道ＢＣＰの見直し》

・国土交通省より示された下水道ＢＣＰマニュアル 2022 年版（自然災害編）を基に下水道ＢＣＰの改定を実施済み。今後は、国のマニュアル改訂に合わせて、本市においても適宜計画の改定を実施する必要がある。

《下水道施設の老朽化対策》

・腐食のおそれが大きい箇所について、令和７(2025)年度末時点で、マンホール54箇所と管渠 910m が対象となっている。現状では大きな腐食等は見られないが、点検・調査・維持管理を実施していく必要がある。

《ストックマネジメント計画の見直し》

・令和６（2024）年度に公共下水道ストックマネジメント修繕・改築計画を策定済みである。

・ストックマネジメント計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《合併浄化槽への転換及び浄水槽台帳システムの活用》

・単独浄化槽は、平成 13（2001）年４月１日より原則として新規設置が禁止され、以後、設置基数は緩やかに減少している。

・市でも、合併浄化槽の導入が進み、単独浄化槽は令和７（2025）年度末時点で６％程度と減少している。

・残存している単独浄化槽について、老朽化による破損・漏水が懸念されていることから、引き続き合併浄化槽への転換を進める必要がある。

・災害区域の浄化槽の状況を迅速に把握するため、構築済みの浄化槽台帳システムを活用し、浄化槽の設置及び維持管理状況を正確に把握する必要がある。

⑼ 内水危険箇所の対策（上下水道局）

《内水危険箇所のソフト対策》

・令和３（2021）年度の水防法改正に伴い、想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域を反映した雨水出水浸水想定区域図の作成と公表が求められており、検討を進める必要がある。

・想定最大規模降雨に対する内水ハザードマップを順次公表している。

《内水危険箇所のハード対策》

・いわて汚水処理ビジョン 2025 では、令和 17（2035）年度末までに内水により氾濫するおそれのある面積のうち 1,000ha の浸水被害軽減を図っている。本市の雨水施設整備率は令和７（2025）年度末において 69.3%であり、県目標の 30%を達成している。

・気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等に備え、一層の雨水排水施設の整備を進める必要がある。

⑽ 大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等（都市整備部）

・盛土等に伴う災害から人命を守るため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を行うことが重要である。

1-3　保健医療・福祉分野

⑴ 病院・社会福祉施設等の耐震化（保健福祉部、子ども未来部、都市整備部、市立病院）

《病院の耐震化》

・市立病院は災害拠点病院ではないが、耐震化済みである。

・大規模停電時においても診療機能を維持できるよう、自家用発電装置や燃料タンク等の非常用設備も整備済みである。

・既存の国の住宅・建築物防災力緊急促進事業を活用するなどし、耐震化されていない病院、施設に対し、改修等の促進を図る必要がある。

《社会福祉施設等の耐震化》

・災害発生時に避難が困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、児童福祉施設等をはじめとする社会福祉施設の耐震化及びスプリンクラーの整備を進める必要がある。

⑵ 災害時における医療提供体制の構築（保健福祉部）

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》

・災害時の在宅難病患者等の療養の確保のため、発災後数日間は在宅避難が可能となるよう、対象者及びその家族、支援関係機関との連携強化が必要である。

・在宅難病患者を支援する関係機関を対象とした災害時支援に関する知識の向上及び支援体制の整備が必要である。

《災害時における医療機能の維持》

・医療機関において、非常電源施設の確保を進める必要がある。

・医療機能を支えるため、水や燃料が優先的に配分されるよう関係機関との協力体制を構築するとともに、事業継続計画の策定等により事業継続性を確保する必要がある。

《被災地内で対応が困難な重症患者の対応》

・被災地内で対応が困難な重症患者を治療するための拠点・施設等の強化に向けて、必要な設備等について、平時活用策も含めて必要性を検討する必要がある。

⑶ 医療情報のバックアップ体制の構築（保健福祉部）

・災害時に医療機関に保管されていた紙のカルテやサーバ等の機器が流出した経験を踏まえ、災害時においても適切な医療が提供できるよう、遠隔地へバックアップする体制構築をさらに推進していくとともに、医療情報のバックアップ体制の前提となる電子カルテの導入を推進する必要がある。

⑷ 災害ケースマネジメント推進体制の整備（総務部）

・市民が平時から災害時、復旧・復興まで、一貫して切れ目なく生活再建に向けた相談支援が受けられる体制を実現するため、災害ケースマネジメント推進体制の整備が必要である。

⑸ 避難所の環境改善（総務部）

・地震、風水害等の大規模災害が発生した際に、避難所の運営が円滑に行われるよう、避

難所の開設・運営の基本的な考え方をまとめた避難所運営マニュアル（共通編、短期運営編及び長期運営編）を作成している。

・避難所の生活環境の質の向上を図るため、十分なトイレの確保、温かい食事の提供、プライバシーに配慮した生活スペースの確保など、避難所の環境改善を進めていく必要がある。

・避難場所標識の整備状況は、全体の約 34%に留まっており、計画的に整備を進めていく必要がある。

⑹ 福祉避難所の指定・協定締結（総務部、保健福祉部）

・令和８（2026）年４月１日時点で高齢者施設や障がい者施設のうち 47 施設を福祉避難所として指定しているが、市内の要配慮者数に対して不足しており、福祉避難所の開設経験がない等の課題もあることから、災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営に向けた取組を促進する必要がある。

⑺ 避難行動要支援者名簿の作成・活用（総務部、保健福祉部）

・高齢者や障がい者などの災害発生時の避難支援などが迅速かつ的確に行われるよう、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供し、発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくりを促すとともに、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別避難計画の策定を促進する必要がある。

⑻ 感染症対策（保健福祉部）

《市民への適切な情報提供》

・感染症対策など、健康管理に関し市民に適切な情報提供が必要である。

《各種研修会、訓練への参加、関係機関との連携》

・各種研修会や総合防災訓練への参加を通して、関係機関との連携を図り、災害発生時の体制の構築に努める必要がある。

《医療提供体制、検査体制の整備・充実》

・新型コロナウイルス感染症を踏まえた、新興感染症等への対応として、市内の医療提供体制や検査体制、予防接種体制の整備・充実を図る必要がある。

・災害時において、迅速な医療の提供や検査を実施する必要がある。

《保健所の体制強化》

・新興感染症等発生時の全庁的な応援体制の構築及び県や近隣市町との連携を強化する必要がある。

・災害の発生や新興感染症等の感染拡大に備え、保健所の体制を強化する必要がある。

・感染症対策の専門的な知識を有する保健師等の専門職を育成していく必要がある。

⑼ 要配慮者等への支援（総務部、市民部、交流推進部、保健福祉部、子ども未来部、教育委員会事務局）

《要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における防災体制の強化》

・災害時等において介護老人福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進め

ている関係団体の取組を支援していく必要がある。

・非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について、要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の特性に合った対応マニュアルの作成や先進的取組事例の情報提供が必要である。

《要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における避難行動の支援》

・災害時等において要配慮者の円滑な避難のため、非常災害対策計画や避難確保計画の策定及び避難訓練の実施に関する定期的な点検と指導・助言を行う必要がある。

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》

・災害時の在宅難病患者等の療養の確保のため、発災後数日間は在宅避難が可能となるよう、対象者及びその家族、支援関係機関との連携強化が必要である。

《福祉避難所の指定・協定締結》

・令和８（2026）年４月時点で福祉避難所を 47 箇所指定・協定締結している。

・市内の要配慮者数に対して福祉避難所が不足していることから、新たな指定を促進する必要がある。

《福祉避難所等における福祉的支援》

・災害時における要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）への支援について、受け入れる医療機関や福祉施設との調整や避難所運営における配慮等、県の策定する市町村避難所運営マニュアル作成モデルに基づき、市の避難所運営マニュアルを適切に改訂することで、円滑な避難所運営体制を構築する必要がある。

《要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援》

・災害時等において介護老人福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援していく必要がある。

《災害時における福祉機能の維持》

・福祉施設において、給水設備及び非常用自家発電設備等の確保を進める必要がある。

・福祉機能を支えるため、関係機関と連携し、水や燃料、支援に必要な資器材が優先的に配分されるような協力体制の構築や業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等により事業継続性を確保する必要がある。

《男女等のニーズの違いに配慮した支援》

・避難所等では、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏ることや男女のニーズの違い等による様々な困難が生じることから、男女共同参画の視点を取り入れた対策が必要である。

・平時から、防災に係る政策・施策決定過程において男女共同参画が図られるよう推進していく必要がある。

・平時から、もりおか女性センターの相談窓口において、気軽に相談できる体制を整えておく必要がある。また、男性や性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）の悩みや困りごとに関する相談にも対応する必要がある。

《外国人への支援》

・希少言語の在留外国人が増加傾向にあることから、やさしい日本語の普及に取り組んでいるが、引き続き支援体制の整備に向け取り組む必要がある。

・災害時に対応するボランティアの育成に引き続き取り組み、今後も多言語及びやさしい日本語での情報発信に向けた取組を進めていく必要がある。

《災害用医薬品等の確保》

・災害が発生し、または発生するおそれがある場合の医薬品等及び支援薬剤師の確保について、県医薬品卸業協会、東北医療機器協会岩手県支部（県医療機器販売業協会）及び盛岡薬剤師会と協定を締結して災害用医薬品等の供給体制等を整備している。

・協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直し等を実施するなど、協力機関との連携強化を図る必要がある。

《こころのケア体制の確保》

・大規模災害等が発生した場合のこころのケア体制の確保が必要である。

《児童生徒の心のサポート》

・令和８（2026）年度からスクールソーシャルワーカーを配置している。

・きめ細かな心のサポートを行うための基礎データの収集を目的とした、市立小・中学校、市立高等学校を対象に、心とからだの健康観察を継続する必要がある。

《動物救護対策》

・災害時の動物救護については、県が県獣医師会、動物愛護団体等と協定を結んでおり、当市が被災した際には被災市町村として被災動物対策や収容施設環境等について必要な対応を行うこととされているほか、災害時の避難ガイドライン（飼い主編/運営者編）を策定し、周知を進めている。

・実際の運用を想定した訓練の実施や、避難所における受け入れ体制の整備、市民への周知について十分とは言えない状況である。

1-4　産業分野

⑴ 支援物資の供給等に係る応援協定等の締結（総務部）

《物資調達協定等に基づく物資の調達》

・災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等に関する応援協定等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について協力要請することとしている。

《協定締結企業との連絡体制の更新》

・災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、協定企業との連絡体制を常に最新のものへ更新し、体制確保を図る必要がある。

⑵ 物流機能の維持・確保（商工労働部）

・災害時の救援物資等に係る緊急輸送の円滑化を図るため、平時から物資集積拠点の管理・運営に係る事業者（岩手産業文化センター）や物流を担う団体（県トラック協会、赤帽岩手県軽自動車運送協同組合等）との協力体制を継続していく必要がある。

・災害時に迅速に救援物資等に係る緊急輸送体制を構築するため、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアル等を適宜更新し、定期的に訓練を行う必要がある。

⑶ 企業における業務継続体制の強化（商工労働部）

・自然災害による地域経済への影響を最小限とするため、市内事業者への事前の防災・減災対策に資する、中小企業強靭化法に基づく事業継続力強化計画の普及啓発や策定支援を図る必要がある。

・市内事業者の事前の防災・減災対策を促進するため、商工団体等と連携し、事業継続力強化計画の普及啓発や策定支援を行う必要がある。

⑷ 被災企業への金融支援（商工労働部）

《制度融資による円滑な資金供給》

・災害発生後、罹災した中小企業者の資金繰りに支障を来さぬよう、国・県の融資制度の利用を促すとともに、セーフティネット保証等の認定を速やかに行う必要がある。

・災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置するとともに、金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行う必要がある。

《甚大な災害発生時における相談対応》

・災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置している。

・金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行う必要がある。

⑸ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（総務部、教育委員会事務局）

《避難所等への燃料等供給の確保》

・災害時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合と協定を締結しているほか、ＬＰガスや資機材の確保について協力を要請するため、県高圧ガス保安協会とも協定を締結している。

・県石油商業協同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

・盛岡市学校給食センターについて、災害時に炊き出しが可能となるように施設整備を行った。

・災害時において、炊き出しの対応が可能となるよう盛岡市学校給食センターを整備・運営する株式会社盛岡スクールランチパートナーズと災害協定を締結した。

・令和 12（2030）年の供用開始を計画している（仮称）盛岡市第二学校給食センターにおいても、災害時における炊き出し体制を整備する必要がある。

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》

・災害時において、緊急車両等（物資運搬用トラックを含む）への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合との間で協定を締結している。

・協定が災害時に有効に機能するよう、随時、防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

⑹ 再生可能エネルギーの導入促進（環境部）

《風力発電や地熱発電導入の理解促進、事業者の円滑な取組促進》

・平成 24（2012）年７月から始まった固定価格買取制度を契機として、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が進んでいる。

・全国トップクラスにある再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、引き続き地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進を図る必要がある。

・風力や地熱については、運転開始まで相当の準備期間を要することから、導入拡大に向けた取組を一層推進する必要がある。

《自立・分散型エネルギー供給体制整備》

・災害にも対応できる自立・分散型エネルギー供給システムの構築に向けて、市町村等の取組を支援していく必要がある。

《再生可能エネルギー施設の活用》

・市有施設及び一般家庭への再生可能エネルギーの導入や、再生可能エネルギー施設を活用した広域連携事業を進めていく必要がある。

《木質バイオマス利用機器の導入促進、木質燃料の安定供給》

・公共施設及び民間施設における木質バイオマス利用機器の導入を促進するとともに、木質バイオマス発電施設等の大口木質燃料需要に対する、木質燃料の安定的かつ継続的な供給に向けた取組を進める必要がある。

⑺ 電力系統の接続制約等の改善（環境部）

・国や県と連携した再生可能エネルギーの適正導入に関連した制度の整備や、市民・事業者への情報の提供を進める必要がある。

⑻ 建設業等の担い手の確保・育成（商工労働部）

・近年、大規模な自然災害が多発しており、地域の建設企業等が災害発生時に即時に対応できる体制を確保、維持していく必要がある。

⑼ 人材育成を通じた産業の体質強化（商工労働部）

・本市のリーディング産業と位置付ける食料品製造業や情報・サービス業においては、産業の高度化及び多様化に対応できる技術と柔軟な発想を持った人材が求められている。

・大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のために、こうした高度な人材がより必要になることから、育成に力を入れる必要がある。

・民間事業者による自助・共助の取組を強化するため、民間事業者内部での業務継続計画（ＢＣＰ）の担い手の育成が必要である。また、商工会議所が、地域の防災を担う市と連携し、事業継続力強化のための支援を行う事業継続力強化支援計画の策定に向けて、盛岡商工会議所と市が共同で取り組む必要がある。

⑽ 農林業の生産基盤・経営の強化（農林部）

《農地利用の最適化支援》

・農業委員会及び農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地の集積・集約化、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援し、荒廃農地発生の未然防止に取り組む必要がある。

《効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備》

・農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備を推進する必要がある。

《効率的かつ安定的な林業経営の確立》

・効率的かつ安定的な林業経営の確立に向け、路網の整備と併せて森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を設定するとともに、林業経営体が実施する森林作業道の整備を支援し、森林整備を推進する必要がある。

⑾ 災害発生時の復旧支援体制・対応能力の強化（農林部）

《農林業者に対する経営再開支援》

・震災や気象災害を受けた地域においては、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、営農再開に向けた実践活動を支援していく必要がある。

《園芸産地における非常時の対応能力の強化》

・激甚化する風水害等の自然災害に備え、災害に強い産地づくりを推進する必要がある。

⑿ 食料品の供給体制の強化（商工労働部、農林部）

《食料品製造事業者への総合的な支援》

・災害時において安定的に食料の供給を行うために、平時における生産・供給体制を強化

し、一定の供給量を確保していくことが必要である。

・災害時はもとより、今後の人口減少も見据え、食料品製造事業者の商品開発から販路開拓、さらには生産性の向上を担う人材の確保・育成など市産食料品の供給体制を維持・強化する必要がある。

《生鮮食料品等の安定供給の確保》

・生鮮食料品等の安定供給を確保するため、他市場との連携を強化するとともに、中央卸売市場開設者業務継続計画（ＢＣＰ）の適宜見直し及び市場関係者のＢＣＰ策定を推進する必要がある。

《市場施設・設備の更新・修繕》

・中央卸売市場の施設・設備が 25 年余り経過し、経年劣化による老朽化が進んでおり、計画的な更新・修繕が必要である。

⒀ 野生鳥獣による農作物被害防止（環境部、農林部）

《野生鳥獣による農作物被害防止》

・農作物被害額が近年増加傾向となっており、有害鳥獣の捕獲等の取組強化が必要である。

《クマによる被害防止》

・ツキノワグマの地域個体群の安定的な維持に配慮しつつ、人身被害の防止及び農林業被害の軽減に取り組む必要がある。

1-5　国土保全・交通分野

⑴ 道路施設の整備等（総務部、農林部、建設部、玉山総合事務所）

《道路施設の防災対策》

・落石や崩壊のおそれのある斜面等について道路防災点検を実施する必要がある。

・大規模災害時に、救助や救援活動、緊急物資輸送などを迅速かつ的確に行うことができるよう、緊急輸送道路における落橋等のおそれがある橋梁の耐震補強等を引き続き計画的に実施する必要がある。

・大規模災害時に、古くから町を形成している地区において、救助や消火活動などを迅速かつ的確に行うことができるよう、狭あいな市道の改良等を促進する必要がある。

・通行者及び通行車両の安全確保並びに緊急車両の円滑な通行を確保するため、踏切道改良促進法に基づき指定された踏切について、拡幅等の改良を推進する必要がある。

・道の駅もりおか渋民に非常用電源を設置し、Ａ棟、Ｂ棟及びＦ棟の無停電化及び災害時も活用可能なトイレを確保している。

・農道橋の点検診断は令和元（2019）年度までに全て完了し、個別施設計画を策定した。また、令和４（2022）年度に完成した農道橋についても、同年度に個別施設計画を策定した。

・農道及び林道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進める必要がある。

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》

・物資を供給する交通ルート確保のため、幹線道路によるネットワーク構築が必要なことから、都市計画道路等の整備が必要である。

・緊急輸送道路上の落橋等のおそれがある橋梁（15m以上かつ複数径間）について、災害に強い道路ネットワークの構築に向けて、引き続き未対策橋梁の耐震補強を推進する必要がある。

《交通安全施設等の整備》

・道路利用者の安全・安心を確保し、災害や事故発生時にも迅速に道路利用者が避難・退避できるようにするため、歩道等の交通安全施設を整備する必要がある。

・災害発生時に円滑な通行の確保を図るため、自転車活用推進計画に災害時の自転車活用を位置付けているが、次期計画策定においても、引き続き位置付ける必要がある。

《液状化ハザードマップの作成》

・地震ハザードマップ（液状化危険度）を掲載した防災ガイドを令和８（2026）年２月に作成、全戸配布するとともに、新規転入者への配布やホームページで周知している。

⑵ 円滑な通行の確保（建設部、玉山総合事務所）

《円滑な通行の確保》

・道路通行規制時における円滑な通行の確保のため、道路通行規制等の情報を提供・発信

していく必要がある。

《冬期の道路交通確保》

・積雪時の立ち往生車両の未然防止のため、適切な道路の除排雪、及び凍結防止剤の散布を行っていく必要がある。

・道路通行規制時における円滑な通行の確保を図るため、道路通行規制等の情報を提供・発信していく必要がある。

・迅速な除雪実施の判断・指示を行うため、積雪状況を24時間監視できるシステムを整備する必要がある。

⑶ 鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備（建設部）

・災害発生時においても、公共交通を維持するため、代替輸送機能の確保について検討するとともに、鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る必要がある。

・災害時における罹災者、避難民及び災害応急対策要員の移送のため、市と公益社団法人岩手県バス協会は災害時における罹災者、避難民及び災害応急対策要員の一般乗合旅客自動車による移送に関する協定を締結している。

・災害時における情報収集のため、市と県タクシー協会盛岡支部は災害時におけるタクシー無線による情報収集に関する協定を締結している。

・災害時における物資の輸送等のため、市と複数の輸送業者は協定を締結している。

・鉄道事業者については、橋梁や高架の耐震補強など鉄道施設の耐災害性をより一層確保する必要がある 。

・バス事業者については、バス車両及び運転士をより一層確保する必要があり、バス車両の購入や運転士の育成及び確保に対して国と連携して支援を行っている。

⑷ 河川改修等の治水対策（建設部）

《河川整備》

・河川溢水等により被害を受けた箇所など、緊急性が高い地域について、着実に整備を進めている。

・気候変動に伴い激甚化・頻発化する洪水災害に対する安全度の向上を図るため、引き続き河川改修等の整備を進めていく必要がある。

《洪水ハザードマップの作成》

・令和８（2026）年２月に防災マップとして作成し、全戸配布するとともに、ホームページで周知している。

《流域治水の取組》

・気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、これまでの河川管理者等の取組に加えて、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要がある。

《洪水に対する住宅等の安全対策》

・洪水により被害を受けるおそれのある住宅について、関係機関等と連携し、所有者に対して危険性の周知を行い、移転等の安全対策を促進する必要がある。

⑸ 土砂災害対策（建設部）

・土砂災害等により被害を受けるおそれのある住宅について、関係機関等と連携し、所有者に対して危険性の周知を行い、移転等の安全対策を促進する必要がある。

⑹ 農山村地域における防災対策（農林部）

《農地や農業水利施設等の生産基盤整備》

・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する必要がある。

・大雨や地震等による林地崩壊や土石流などの山地災害を防止するため、治山事業による治山施設の設置を実施主体である県と協議しながら進める必要がある。また、森林整備による公益的機能の維持・強化を進める必要がある。

《ため池等の保全対策》

・大雨や地震等による、ため池の決壊などを未然に防止するため、ため池の点検・調査を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行う必要がある。

《山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備》

・災害発生時において、地域の基幹的な土地改良施設への被害の影響を最小化し、迅速な復旧・復興を図る必要がある。

⑺ 森林資源の適切な保全管理（農林部）

《適切な森林整備》

・森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地球温暖化の防止及び地球温暖化に伴う自然環境の変化を考慮しつつ、水源かん養、災害防止、生物多様性など、森林の持つ機能に応じた適切な施業の実施により健全な森林の維持造成を推進する必要がある。

《市民への普及啓発》

・木育イベントや林業現場見学会等を実施し、広く市民を対象として、森林・林業に対する理解と関心の醸成を図る必要がある。

・広報による周知や市職員による広報巡視を行うほか、林野火災注意報や火災警報が発令されるなど林野火災が発生するおそれがある場合は、消防機関と連携した巡視や広報活動を実施するなど、巡視・広報活動等の強化を図る必要がある。

《地域住民等の活動支援》

・森林の多面的機能の発揮を図るため、国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、地域住民等で構成する活動組織が実施する里山林の保全管理活動等を支援する必要がある。

・集落周辺の生活環境の保全および地域住民の安全確保を図るため、市の集落周辺里山林整備事業に基づき、町内会等の要望を踏まえ、住宅周辺の森林において除伐や支障木の伐採等の整備を実施する必要がある。また、整備後については、地域との協定に基づき、継続的な保全管理を推進する必要がある。

《シカによる被害防止》

・森林組合等に対し幼齢造林木への忌避剤散布経費の補助を行っており、引き続き関係機関と連携し、生息域・被害状況の分析を行いながら、被害対策を進める必要がある。

⑻ 農林業の生産基盤の災害対応能力の強化（農林部）

《農業水利施設等の整備、長寿命化対策》

・農林産物の供給基地としての役割を果たすため、農業共同利用施設や農業水利施設等の再編・整備や長寿命化対策を着実に推進する必要がある。

《農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施》

・農道及び林道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進める必要がある。

⑼ 災害廃棄物処理対策（環境部、保健福祉部）

《協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築》

・災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。

・災害が発生した場合、市と関係団体（一般社団法人盛岡市廃棄物業協会、一般社団法人岩手県産業資源循環協会、県環境整備事業協同組合及び市建設業協同組合）が締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理やし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定内容の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。

《一般廃棄物処理施設の整備、老朽化対策》

・災害時においても一般廃棄物及び災害廃棄物の処理体制を確保するため、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設（盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画の参考資料様式２参照）を計画通り整備するとともに、既存ごみ処理施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。

《アスベスト粉じんばく露防止対策》

・災害により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業者や周辺住民がばく露する危険性があるため、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルに基づく解体方法等を周知するとともに、アスベスト飛散の有無を確認するための調査体制等の充実を図る必要がある。

《毒物及び劇物流出時の応急措置実施の徹底》

・毒物及び劇物取締法により、毒物及び劇物を取り扱う者に、毒物若しくは劇物等が流出した場合において、不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある場合、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置の実施等を義務付けており、今後も、その徹底などにより、毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害防止を講じる必要がある。

《ＰＣＢ廃棄物の処理及び適正管理対策》

・災害等によりＰＣＢを含有する油等が環境中に漏洩することで、人の健康や生活環境に係る被害が生じるおそれもあることから、事業者が保管等している低濃度ＰＣＢ廃棄物について、処理状況の把握及び未処理廃棄物の処理の促進を図る必要がある。

⑽ 地籍調査の実施（農林部）

・事前防災対策の推進や被災後の復旧を円滑に実施するために、土地境界を明確にする地籍調査を進める必要がある。

⑾ 渇水対策に係る情報共有等（上下水道局）

・異常少雨、暖冬等に伴う渇水が発生すると、水道施設における断水など、市民生活に広範囲な影響が生じる。

・降雨量やダム・河川の状況を関係機関と共有し、渇水の兆候がある場合は各機関が連携して対応できる体制を整えておく必要がある。

＜横断的分野＞
2-1　リスクコミュニケーション分野

⑴ ハザードマップによる災害危険箇所等の周知（総務部、農林部、建設部、上下水道局）

《洪水ハザードマップの作成》

・令和８（2026）年２月に防災マップとして作成し、全戸配布するとともに、ホームページで周知している。

《土砂災害ハザードマップの作成》

・土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定が行われた場合、土砂災害ハザードマップを作成する必要がある。

・新たな土砂災害警戒区域等の指定があった場合、土砂災害ハザードマップを順次更新する必要がある。

《雨水出水浸水想定区域図の作成》

・令和３（2021）年度の水防法改正に伴い、想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域を反映した雨水出水浸水想定区域図の作成と公表が求められており、検討を進める必要がある。

・想定最大規模降雨に対する内水ハザードマップを順次公表している。

《ため池ハザードマップの作成》

・ため池の漏水・決壊を防止するため、計画的にため池の点検・調査と保全対策を行うとともに、ため池決壊の浸水想定図に基づいたハザードマップを公表するなど、ハード・ソフトを組み合わせた対策を講じる必要がある。

《火山ハザードマップの作成》

・岩手山火山防災ハザードマップを掲載した防災ガイドを令和８（2026）年２月に作成し、全戸配布するとともに、ホームページで周知している。

⑵ 防災情報提供・普及啓発の充実（総務部、建設部）

《土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定》

・市内の土砂災害警戒区域等（１巡目）は全箇所指定済である。

・一方、新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所について、県と連携して土砂災害警戒区域等の指定を進める必要がある。

《登山者の安全対策》

・岩手山火山防災ハザードマップを掲載した防災ガイドを令和８（2026）年２月に作成し、全戸配布した。

《災害情報の円滑な伝達》

・Ｊ－アラートと災害情報伝達機能(防災ラジオ・防災行政無線)を接続し、運用している。

《災害情報システムの整備》

・市災害情報連携システムを運用しているほか、県の災害情報システムも活用している。

《防災意識向上に向けた地域住民等への普及啓発》

・総合防災訓練では地域住民等に対する防災知識の普及啓発のため、炊き出し訓練をはじめとする住民参加型の訓練、防災設備等の展示等を行っている。

・自主防災組織の組織化及び活動の活性化を図るため、町内会・自治会を対象とした研修会等に自主防災推進員を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行っている。

《水害に関する情報提供等の強化》

・洪水等の水害の頻発化・激甚化により洪水等からの逃げ遅れや社会経済被害が発生しており、多様な連携体制の構築を図り、水害に関する情報提供を充実させる必要がある。

《孤立化想定地域対策》

・能登半島地震など近年頻発する災害における教訓等を踏まえ、今後孤立化想定地域に対する訓練等を検討する必要がある。

⑶ 学校における防災教育等の推進（教育委員会事務局）

《学校防災体制の確立》

・学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかけている。

《学校における継続的な防災訓練の推進》

・学校、保護者及び地域の方々と連携して継続的な防災訓練を進めていく必要がある。

《いわての復興教育「そなえる」を核とした防災教育の推進》

・いわての復興教育の教育的価値「そなえる」の取組として、地域の防災マップや小中学校合同での避難訓練など、様々な災害を想定した防災意識を高める取組を推進している。

・学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進を図り、発達段階に応じた防災教育を働きかけていく必要がある。

⑷ 関係機関との連携の促進（保健福祉部、環境部、農林部、教育委員会事務局）

《文化財の耐震化等》

・文化財の耐震化を進めるとともに、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるため、博物館における展示方法・収蔵方法等の点検や、文化財の保存対策を進める必要がある。

・史跡盛岡城跡の石垣については、石垣変位調査等により、崩落の可能性が高い範囲について挙動の把握等に努めているが、調査対象範囲外も含め、挙動の把握を行うとともに、変位の進行が進んでいる範囲については、修復等の対策を進める必要がある。

・歴史的な建造物や有形文化財（建築物・石造物等）、天然記念物について、破損等により交通の阻害や人的被害の生じる可能性がある箇所の把握と周知を進める必要がある。

・天然記念物に指定されている樹木は、市が定期的に樹木医による樹勢診断を行っており、生育状況の把握に努めている。なお、腐朽や枯損、空洞化等に対する措置は所有者が行なうこととなっているため、適切な対応をとることが難しく、技術的な助言や財政的な支援等の必要がある。

・史跡志波城跡等、復元整備を行った施設の老朽化により、施設の倒壊や崩落の危険性が

ある箇所について、修理・改修等の安全対策を推進する必要がある。危険性が高い箇所については、事前の撤去も検討する。

・指定文化財や歴史的価値の高い建造物のほか、貴重な史資料を保管している博物館等施設について、防災設備の老朽化や維持管理、耐震診断等に係る経費等の拡充・支援を行う必要がある。

《特定動物の逸走防止》

・県条例により、特定動物飼養者に、災害時における特定動物の逸走防止及びその他のとるべき緊急措置を定めておくことや、逸走時における通報及び緊急措置の実施等を義務付けている。

・今後も、上記の徹底などにより、特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じる必要がある。

《クマによる被害防止》

・ツキノワグマの地域個体群の安定的な維持に配慮しつつ、人身被害の防止及び農林業被害の軽減に取り組む必要がある。

2-2　老朽化対策分野

⑴ 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進（財政部）

・高度成長期に集中的に整備された公共施設等が老朽化し、更新・修繕の時期を迎える一方、人口減少・少子高齢化等による利用需要の変化が見込まれる。

・人口減少社会や、厳しい財政状況を見通し、将来に向けた財政負担の平準化と公共施設等の最適な配置を実現するため、老朽化等の現状及び将来見通しを整理・分析し、国のインフラ長寿命化基本計画の行動計画に位置付けられる公共施設等総合管理計画を平成27（2015）年度に策定し、平成28（2016）年度以降、順次、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定し、計画的な公共施設マネジメントの取組を推進している。

・令和７（2025）年度策定の第２次公共施設等総合管理計画に基づいて、財政見通しを連動させるなど、より実効的な公共施設マネジメントを推進する必要がある。

⑵ 市営住宅の老朽化対策等（建設部）

・市営住宅長寿命化計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な老朽化対策と維持管理を推進する必要がある。

⑶ 上下水道施設等の老朽化対策（上下水道局）

《水道施設の老朽化対策》

・災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策を促進する必要がある。

《下水道施設の老朽化対策》

・腐食のおそれが大きい箇所について、令和７（2025）年度末時点で、マンホール54箇所と管渠910mが対象となっている。現状では大きな腐食等は見られないが、点検・調査・維持管理を実施していく必要がある。

《ストックマネジメント計画の見直し》

・令和６（2024）年度に公共下水道ストックマネジメント修繕・改築計画を策定済みである。

・ストックマネジメント計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

⑷ 都市公園施設の老朽化対策（都市整備部）

・市の都市公園施設の個別施設計画は策定済みであり、定期点検結果等を踏まえ、計画を更新していく必要がある。

・計画的・効率的な維持管理を推進するため、個別施設計画に基づいた維持管理を推進する必要がある。

⑸ 道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（農林部、建設部、玉山総合事務所）

《道路施設の老朽化対策》

・道路施設の個別施設計画等は策定済みであるが、今後、新たに整備された施設を計画に

追加する必要があるほか、定期点検結果等を踏まえ、計画を更新していく必要がある。

・異常が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、早期に修繕等が必要な施設が存在しており、個別施設計画等に基づいて計画的な修繕等を推進する必要がある。

・その他、舗装や法面、交通安全施設、道路付属物等の道路施設についても、適切な維持管理を行っていく必要がある。

《農林道等の老朽化対策》

・農道橋の点検診断は令和元（2019）年度までに全て完了し、個別施設計画を策定した。また、令和４（2022）年度に完成した農道橋についても、同年度に個別施設計画を策定した。

・農道及び林道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進める必要がある。

⑹ 河川管理施設の老朽化対策（建設部）

・計画的な維持管理を推進する必要がある。

⑺ 農地・農業用施設の老朽化対策（農林部）

《農業の生産基盤の老朽化対策》

・洪水防止機能や土砂崩壊防止機能などの、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、多面的機能支払制度を活用した農地や農業水利施設等の保全管理を推進する必要がある。

《農業共同利用施設等の老朽化対策》

・農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業により、機能診断に基づく計画的な予防保全対策や適時適切な補修・更新などを推進する必要がある。

《治山施設の老朽化対策》

・治山施設で老朽化により補修等が必要な箇所については、実施主体である県と協議し、計画的に保全対策を推進する必要がある。

2-3　人口減少・少子高齢化対策分野

⑴ 共助機能の維持・強化（総務部、市民部、保健福祉部）

《消防団活動の充実強化》

・消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、本市では消防団員数が減少傾向となっている。

・地域住民の消防団活動への理解と入団促進を図るため、市民に対する啓発活動や情報提供等の支援、効果的な活動に向けた装備を充実させる必要がある。

《自主防災組織の結成及び活性化支援》

・災害による被害の軽減を図るために、国、県、市町村等の防災体制の整備にとどまらず、地域住民による避難誘導、救護等の自主的な防災活動が大きな役割を果たすことから、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織が重要である。

・自主防災組織の組織化及び活動の活性化を図るため、町内会・自治会を対象とした研修会等に自主防災推進員を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行っている。

・地域防災リーダー養成講座の開催等を通じて、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る必要がある。

《地域コミュニティにおける防災体制の強化》

・人口減少・高齢化により自主防災組織や消防団等の維持が困難となっており、地域の防災活動における持続可能な共助のあり方について検討の上、自主防災組織・消防団の活動の活性化を図りながら、多様な主体が参画する共助の体制を構築していく必要がある。

・避難行動要支援者情報提供同意者名簿を町内会・自治体や自主防災組織に提供し、地域支え合いマップの作成や防災訓練などへの活用を促進する必要がある。

・災害対策基本法の一部改正に伴い創設された被災者援護協力団体登録制度を活用し、自主防災組織等の補完的役割を担うＮＰＯを育成する必要がある。

⑵ 要配慮者（高齢者）への福祉的支援（保健福祉部）

・災害時等において介護老人福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援していく必要がある。

⑶ 地域コミュニティの維持・強化（市民部、子ども未来部、商工労働部、農林部、都市整備部、教育委員会事務局）

《地域コミュニティ力の強化》

・少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動のリーダーの高齢化や地域活動の担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持・発展に向けた対策が必要である。

《地域づくり関連セミナー等の開催、地域外人材の活用》

・地域コミュニティ活動に対する意識の普及啓発や活動に必要な知識や技術を学ぶ機会の提供のため、研修等を実施している。

《森林保全等の活動支援》

・多面的機能支払制度を活用した、地域共同活動による農地や農業水利施設等の保全管理や、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した、地域住民等による里山林等の保全管理活動等への支援を通じ、地域コミュニティの維持・活性化を推進する必要がある。

《都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化》

・農山村に受け継がれてきた伝統行事や食文化などの地域資源を活用した都市と地域住民の交流・連携活動を促進する必要がある。

・地域コミュニティ力強化のため、複数の集落の機能を補完して、農用地活動保全や生活支援活動、防災活動など、地域コミュニティの維持・活性化に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）の形成・育成を進める必要がある。

《学びを通じた地域コミュニティの再生支援》

・放課後子ども教室、放課後児童クラブ、児童館等を適切に設置し、すべての小学校区において子どもの居場所を確保しているものの、一部地域における受け皿の不足が課題となっている。

《農林業の担い手の確保・育成》

・生産資材価格の高騰や高齢化の進行等による従事者の減少などの課題を抱える中、食料供給基地としての役割を果たしていくために、供給体制を支える担い手の確保・育成が必要である。

・農業においては、地域農業の核となる経営体を育成するとともに、新規就農者の確保・育成や、多様な農業人材の確保に取り組む必要がある。

・林業従事者の確保を図るため、新規就労者を雇用する林業経営体を支援するとともに、林業及び関連業種（いわゆる川上から川下までの業種）の仕事の内容・魅力を伝える現場見学会の実施等により、早期離職の未然防止や林業労働力の確保に向けた取組を推進する必要がある。

《建設業等の担い手の確保・育成》

・近年、大規模な自然災害が多発しており、地域の建設企業等が災害発生時に即時に対応できる体制を確保、維持していく必要がある。

《空き家対策》

・本市の空き家率は、全国と同様に増加傾向にある。

・倒壊のおそれがある空き家は、大規模災害発生時、倒壊のリスクが高い。また、防犯上や環境衛生上も、周辺に悪影響を与えている。

・大規模災害発生時の空き家の倒壊を防止するため、倒壊のおそれ等がある空き家の解体を促す必要がある。

・空き家等バンク制度による空き家活用を推進し、住み替え・定住・交流の促進等のまちづくり・住まいづくりを図るとともに、空き家等に関する市の補助金制度を活用しなが

ら総合的な空き家対策を実施する必要がある。

2-4　人材育成分野

⑴ 地域の防災に関する人材育成（総務部、市民部、保健福祉部）

《防災人材の育成》

・災害による被害の軽減を図るために、国、県、市町村等の防災体制の整備にとどまらず、地域住民による避難誘導、救護等の自主的な防災活動が大きな役割を果たすことから、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の重要性が高まっている。

・自主防災組織の組織化及び活動の活性化を図るため、町内会・自治会を対象とした研修会等に自主防災推進員を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行っている。

・地域防災リーダー養成講座の開催等を通じて、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る必要がある。

・地域防災力の向上を図るために、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策が重要であり、防災人材の育成に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要がある。

《警察・消防・自衛隊の関係強化》

・大規模災害発生時における救出救助活動においては、警察のほか消防・自衛隊と連携した対応が不可欠であるため、総合防災訓練等おいて連携した対応の訓練を実施し災害対処能力の向上を図っている。

・今後も、災害対処能力の向上を図るため、訓練を通じて警察・消防・自衛隊等との関係強化を図っていく必要がある。

《災害対応に係る行政職員の人材育成》

・被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する必要がある。

《避難行動要支援者名簿の作成・活用》

・高齢者や障がい者などの災害発生時の避難支援などが迅速かつ的確に行われるよう、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供し、発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくりを促すとともに、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別避難計画の策定を促進する必要がある。

⑵ 医療・福祉等に関する人材育成（総務部、交流推進部、保健福祉部、教育委員会事務局）

《外国人への支援》

・希少言語の在留外国人が増加傾向にあることから、やさしい日本語の普及に取り組んでいるが、引き続き支援体制の整備に向け取り組む必要がある。

・災害時に対応するボランティアの育成に引き続き取り組み、今後も多言語及びやさしい日本語での情報発信に向けた取組を進めていく必要がある。

《こころのケア体制の確保》

・大規模災害等が発生した場合のこころのケア体制の確保が必要である。

《児童生徒の心のサポート》

・令和８（2026）年度からスクールソーシャルワーカーを配置した。

・きめ細かな心のサポートを行うための基礎データの収集を目的とした、市立小・中学校、市立高等学校を対象に、心とからだの健康観察を継続した。

《各種研修会、訓練への参加、関係機関との連携》

・各種研修会や総合防災訓練等への参加を通して、関係機関との連携を図り、災害発生時の体制の構築に努める必要がある。

⑶ 防災教育等の推進（教育委員会事務局）

《学校における継続的な防災訓練の推進》

・学校、保護者及び地域の方々と連携して継続的な防災訓練を進めていく必要がある。

《いわての復興教育「そなえる」を核とした防災教育の推進》

・いわての復興教育の教育的価値「そなえる」の取組として、地域の防災マップや小中学校合同での避難訓練など、様々な災害を想定した防災意識を高める取組を推進している。

・学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進を図り、発達段階に応じた防災教育を働きかけていく必要がある。

⑷ 中小企業の担い手の確保・育成（商工労働部）

《産業人材の育成基盤強化》

・本市のリーディング産業と位置付ける食料品製造業や情報・サービス業においては、産業の高度化及び多様化に対応できる技術と柔軟な発想を持った人材が求められている。

・大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のために、こうした高度な人材がより必要になることから、育成に力を入れる必要がある。

《民間事業者の人材育成》

・民間事業者による自助・共助の取組を強化するため、民間事業者の内部での業務継続計画（ＢＣＰ）の担い手に加えて、盛岡商工会議所が作成する事業継続力強化支援計画を通じ、地域をけん引する専門人材を各地域に育成するなど、民間における人材育成に取り組み、地域力を高める必要がある。

⑸ 農林業の担い手の確保・育成（農林部）

《農林業の担い手の確保・育成》

・生産資材価格の高騰や高齢化の進行等による従事者の減少などの課題を抱えている中、食料供給基地としての役割を果たしていくために、供給体制を支える担い手の確保・育成が必要である。

《新規就農者の確保・育成》

・地域農業の核となる経営体を育成するとともに、新規就農者の確保・育成や、多様な農業人材の確保に取り組む必要がある。

《林業における経営体の育成、新規就業者の確保》

・林業従事者の確保を図るため、新規就労者を雇用する林業経営体を支援するとともに、林業及び関連業種（いわゆる川上から川下までの業種）の仕事の内容・魅力を伝える現場見学会の実施等により、早期離職の未然防止や林業労働力の確保に向けた取組を推進する必要がある。

・盛岡木材流通センターや近隣の製材施設との連携により、素材生産から加工・流通までの一体的な体制を強化し、森林整備及び地域材の安定供給を担う林業経営体の育成を推進する必要がある。

⑹ 建設業等の担い手の確保・育成（商工労働部）

・近年、大規模な自然災害が多発しており、地域の建設企業等が災害発生時に即時に対応できる体制を確保、維持していく必要がある。

2-5　官民連携分野

⑴ 総合防災訓練の実施による関係機関との連携（総務部）

・総合防災訓練においては、消防・警察・自衛隊等に加え医療機関（及び住民等）が連携した救出・救助及び応急医療訓練のほか、消防団のドローンによる上空偵察、災害現場で活動する関係機関の連絡・調整能力向上のための現地合同調整所開設・運営訓練などを実施している。

⑵ 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における避難行動の支援（総務部、保健福祉部）

・災害時等において要配慮者の円滑な避難のため、非常災害対策計画や避難確保計画の策定及び避難訓練の実施に関する定期的な点検と指導・助言を行う必要がある。

⑶ 支援物資の供給等に係る連携体制の構築（総務部、商工労働部、教育委員会事務局）

《支援物資の供給等に係る応援協定等の締結》

・災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等に関する応援協定等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について協力要請することとしている。

・災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、協定締結者との連絡体制を常に最新のものへ更新し、体制確保を図る必要がある。

《協定締結団体の協力による救援物資の受け入れや緊急輸送》

・災害時の救援物資等に係る緊急輸送の円滑化を図るため、平時から物流を担う団体との協力体制を継続していく必要がある。

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》

・災害時において、緊急車両等（物資運搬用トラックを含む）への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合との間で協定を締結している。

・協定が災害時に有効に機能するよう、随時、防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

《避難所等への燃料等供給の確保》

・災害時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合と協定を締結しているほか、ＬＰガスや資機材の確保について協力を要請するため、県高圧ガス保安協会とも協定を締結している。

・県石油商業協同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

・盛岡市学校給食センターについて、災害時に炊き出しが可能となるように施設整備を行った。

・災害時において、炊き出しの対応が可能となるよう盛岡市学校給食センターを整備・運営する株式会社盛岡スクールランチパートナーズと災害協定を締結した。

・令和 12（2030）年の供用開始を計画している（仮称）盛岡市第二学校給食センターにおいても、災害時における炊き出し体制を整備する必要がある。

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》

・災害時の在宅難病患者等の療養の確保のため、発災後数日間は在宅避難が可能となるよう、対象者及びその家族、支援関係機関との連携強化が必要である。

《災害用医薬品等の確保》

・災害が発生し、または発生するおそれがある場合の医薬品等及び支援薬剤師の確保について、県医薬品卸業協会、東北医療機器協会岩手県支部（県医療機器販売業協会）及び盛岡薬剤師会と協定を締結して災害用医薬品等の供給体制等を整備している。

・協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直し等を実施するなど、協力機関との連携強化を図る必要がある。

⑷ 応急給水の確保に係る連携体制の整備（上下水道局）

《防災訓練による連携強化》

・防災訓練等により県、県内の水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧に係る協定締結先等の関係機関と連携を図る必要がある。

・災害時に協定に基づく活動が円滑に行われるよう、訓練を継続し、連携体制の強化を図る必要がある。

《応急給水》

・災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、応急給水資機材の整備を図る必要がある。

・災害時に、応急給水活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

《水道施設の応急復旧》

・円滑な応急対策のため、応急復旧用資機材の備蓄に努めている。

・災害時における水道施設の復旧活動に係る応急対策に関する協定において、水道工事業の団体を通じ応急復旧について協力要請することとしている。

・災害時に、応急復旧活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

⑸ 災害廃棄物処理対策（環境部）

《協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築》

・災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。

・災害が発生した場合、市と関係団体（一般社団法人盛岡市廃棄物業協会、一般社団法人岩手県産業資源循環協会、県環境整備事業協同組合及び市建設業協同組合）が締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理やし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。

《一般廃棄物処理施設の整備、老朽化対策》

・災害時においても一般廃棄物及び災害廃棄物の処理体制を確保するため、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設（盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画の参考資料様式２参照）を計画通り整備するとともに、既存ごみ処理施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。

⑹ 鉄道の耐災害性確保・体制整備（建設部）

・発災時における鉄道利用者の安全性確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による橋梁や高架の耐震補強など、鉄道施設の耐災害性をより一層確保する必要がある。

⑺ 情報通信利用環境の整備（総務部、玉山総合事務所）

・発災後の情報通信基盤の障害状況を把握するため、通信事業者・放送事業者と引き続き連絡体制を維持する必要がある。

⑻ 防災ボランティアの活動支援（保健福祉部）

・東日本大震災等の大規模災害発生時には、市社会福祉協議会が開設した災害ボランティアセンターにおいて、災害救援ボランティアの募集、受入調整等を行い、活動の支援をすることで、被災地の復旧及び被災者の生活再建に大きな役割を果たした。

・災害発生時に、災害救援ボランティアによる支援が速やかに開始され、効率的な活動行われるよう、日頃から市と市社会福祉協議会との連携の強化を図る必要がある。

⑼ 災害時連携体制整備（建設部）

・市が所管する公共土木施設等が災害により被災した場合等における被災情報の収集や障害物除去等の応急対策業務等の実施について、建設業関連団体に協力を要請するための協定を締結し、災害時における応急対策の実施体制を構築している。

・引き続き、災害時の連携が必要とされる団体との協定の締結に取り組んでいく必要がある。

・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（国土交通省緊急災害対策派遣隊）による被災状況把握等の高度化に対応するため、連携した取組が必要となる。

2-6　デジタル活用分野

⑴ 災害対処能力の向上（総務部）

・災害時に活用が想定されるドローン等に関して操作訓練・研修等による人材の育成が必要である。

・紙ベースで受付を行っている避難所対応業務など、防災分野ではアナログな仕組みが多く、災害発生時に膨大な事務が発生しており、改善策を検討する必要がある。

・災害時においては、避難情報や気象情報、避難所開設情報などを迅速かつ確実に市民へ伝達することが重要であるが、情報伝達手段の多様化が進む中、必要な情報を市民に確実に届けるため、デジタル媒体を活用した情報伝達手段の更なる普及を図る必要がある。

⑵ 大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等（都市整備部）

・盛土等に伴う災害から人命を守るため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を行うことが重要である。

⑶ 医療情報のバックアップ体制の構築（保健福祉部）

・災害時に医療機関に保管されていた紙のカルテやサーバ等の機器が流出した経験を踏まえ、災害時においても適切な医療が提供できるよう、遠隔地へバックアップする体制構築をさらに推進していくとともに、医療情報のバックアップ体制の前提となる電子カルテの導入を推進する必要がある。

⑷ 円滑な通行の確保（建設部）

・道路通行規制時における円滑な通行の確保のため、道路通行規制等の情報を提供・発信していく必要がある。

⑸ 洪水ハザードマップの作成（総務部）

・令和８（2026）年２月に防災マップとして作成し、全戸配布するとともに、ホームページで周知している。

⑹ 道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（建設部、玉山総合事務所）

・道路施設の個別施設計画等は策定済みであるが、今後、新たに整備された施設を計画に追加する必要があるほか、定期点検結果等を踏まえ、計画を更新していく必要がある。

・異常が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、早期に修繕等が必要な施設が存在しており、個別施設計画等に基づいて計画的な修繕等を推進する必要がある。

・その他、舗装や法面、交通安全施設、道路付属物等の道路施設についても、適切な維持管理を行っていく必要がある。

⑺ 河川管理施設の老朽化対策（建設部）

・計画的な維持管理を推進する必要がある。

⑻ 建設業等の担い手の確保・育成（商工労働部）

・近年、大規模な自然災害が多発しており、地域の建設企業等が災害発生時に即時に対応できる体制を確保、維持していく必要がある。

⑼ 上下水道におけるＤＸの推進（上下水道局）

・管路の老朽化対策（腐食・損傷を含む）を効率的に進めるため、現場におけるＤＸ技術の活用を推進する必要がある。

⑽ 災害時連携体制整備（建設部）

・市が所管する公共土木施設等が災害により被災した場合等における被災情報の収集や障害物除去等の応急対策業務等の実施について、建設業関連団体に協力を要請するための協定を締結し、災害時における応急対策の実施体制を構築している。

・引き続き、災害時の連携が必要とされる団体との協定の締結に取り組んでいく必要がある。

・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（国土交通省緊急災害対策派遣隊）による被災状況把握等の高度化に対応するため、連携した取組が必要である。

第５章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

第４章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、本市の強靭化に向けて、主に市が取り組むべき、「起きてはならない最悪の事態」ごとの対応方策は別紙３（131 ページ）、施策分野ごとの対応方策（103 施策）は次のとおりです。

対応方策として掲げた施策のうち、影響の大きさ、緊急度、進捗状況、平時の活用の視点を踏まえ、計画期間において優先して取り組む施策を総合的に勘案し、32 の重点施策として選定しました。

なお、施策分野ごとの指標一覧は別紙５（164 ページ）のとおりです。また、32 の重点施策に対応する 58 の目標指標をＫＰＩに位置付け、毎年度の進捗管理を行っていきます。本計画に基づき実施する主な事業一覧は、別にとりまとめることとします。

＜重点施策の選定の視点＞

① 影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時に、どの程度重大な影響を及ぼすか
② 緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか
③ 進捗状況	全国水準や指標目標に照らし、どの程度進捗しているか、これまで以上に向上させる必要があるか
④ 平時の活用	災害時のみならず、平時において、どの程度活用できるか

※ 重点施策については、重点と表示しています。

＜個別施策分野＞
1-1　行政機能・情報通信・防災教育分野

＜取組の方向＞

・大規模自然災害発生時に行政・消防機能や情報通信機能を維持するため、災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化、避難体制整備、地域の消防力の強化、情報通信利用環境の整備などに取り組みます。
・学校施設等の安全性を確保し、避難場所としての防災機能を強化するため、市立学校施設・市立社会体育施設等の耐震化などに取り組むとともに、災害発生時に的確な判断・行動をできる力を育成するため、防災教育の推進などに取り組みます。
・行政機能・情報通信・防災教育分野においては、これら 21 施策を推進します。

1　行政機能

⑴ 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化（総務部、市民部、保健福祉部、玉山総合事務所、上下水道局）

・本庁舎については、新市庁舎の整備用地の選定のほか、庁舎機能や事業手法等の検討を進める。
・本庁舎及び上下水道局本庁舎については、電力供給停止の長期化に備え、72 時間以上の稼働時間に対応可能な燃料を常時確保するほか、附属設備の計画的な更新を行う。
・浸水を想定し、土嚢や止水フェンスの配備と排水ポンプ等を用いた応急対策訓練を実施する。

⑵ 災害時業務継続計画の策定（総務部）

・災害時業務継続計画（ＢＣＰ）の見直しを継続的に行う。

⑶ 避難体制整備（総務部）　重点

《防災体制の強化及び避難行動の周知》

・全庁をあげて役割分担する防災体制を構築できるよう、県が実施する研修に参加するなど、体制整備を促進する。

《避難指示等発令基準の策定》

・洪水災害へ対応するため、引き続き、平成 26（2014）年に策定した避難情報発令の判断基準に基づき、円滑に避難指示等を発令できるよう適切に運用する。

⑷ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（総務部）

・引き続き、災害時用備蓄物資整備方針指針（令和３（2021）年改訂）を更新する。

⑸ 他自治体との広域応援・受援体制の整備（総務部）

・県内全市町村、東北地区六都市、中核市、南部藩ゆかりの地、秋田・岩手横軸連携都市、石川啄木ゆかりの地などとの相互応援協定が災害時に有効に機能するよう、意見交換や情報共有を図るなど、連携強化を図る。
・業務継続計画（ＢＣＰ）の見直しを継続的に行う。

・受援時を想定し、他自治体等への提供情報を整理する。（例：地図や対応施設図面、担当者及び関係者連絡先、補修資機材等の仕様や稼働中の業務システム概要、業務処理マニュアル等）
・広域応援に当たっては、応援要請内容（業務・職種・職能・員数・期間等）をしっかりと確認し、ミスマッチが生じないよう対応を図る。

⑹ 技術職員等による応援体制の構築（総務部）
・災害時受援応援計画の見直しを継続的に行う。
・土木や建築分野など技術職の人員確保に向けた取組を行う。
・通常時から、発災時の対応を想定したＯＪＴに取り組むなど、人材育成を図る。
・普段から初動調査が行えるよう課内での行動計画を確認する。
・災害発生時に市として行動が行えるように、関係団体との連携を図る。

⑺ 災害対処能力の向上（総務部）
《災害対応に係る行政職員の人材育成》
・被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。
《防災ＤＸの推進》
・新たな災害情報システム等の情報収集・研究や災害時のドローンの利用促進など、災害対応に係る様々な場面でデジタル技術を活用し、災害対応力を強化する防災ＤＸに取り組む。
・ＳＮＳを活用した防災情報の配信及び利用促進を図るとともに、緊急速報メール、Ｌアラート、防災行政無線、市ホームページ等の多様な情報伝達手段を活用し、市民への迅速かつ確実な情報伝達体制の強化を図る。
《災害対策用装備資機材等の更新整備》
・災害時において有効に機能するよう、非常通信手段である衛星携帯電話の更新・整備を行う。

2 消防

⑴ 地域の消防力の強化（総務部） 重点
《消防本部・消防署等庁舎の強化》
・消防本部・消防署等の庁舎については、地震等の災害発生時においても防災拠点としての役割を果たすことができるよう、公共施設等総合管理計画に位置付けて庁舎の強化を推進する。
《消防団活動の充実強化》
・地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や効果的な活動に向けた装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

⑵ 救急・救助活動等の体制強化（総務部）

・大規模災害時における救急・救助活動体制の強化を図るため、緊急消防援助隊設備整備費補助金等を活用し、消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等の計画的な整備・更新を推進するとともに、教育訓練の充実及び関係機関との連携強化を図る。

⑶ 防火対策（総務部）

・国の緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用により、消火活動に使用する車両資機材の整備を促進する。

3 教育

⑴ 学校施設・社会体育施設等の耐震化（教育委員会事務局） 重点

・耐震化が完了したものの、老朽化した施設が多いことから、引き続き老朽化対策や長寿命化改修等を推進する。

・ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

・（仮称）盛岡市第二学校給食センターについて、官庁施設の総合耐震計画基準に基づき、人命の安全確保だけでなく、二次災害の防止及び機能確保ができる水準で整備する。

⑵ 学校防災体制の確立（教育委員会事務局）

《危機管理マニュアルの見直し・検証》

・学校防災体制の確立を図るため、引き続き、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかける。

《学校における継続的な防災訓練の推進》

・学校、保護者及び地域の方々と連携して継続的な防災訓練を進める。

⑶ いわての復興教育「そなえる」を核とした防災教育の推進（教育委員会事務局）

《復興教育副読本を活用した学習促進》

・いわての復興教育の教育的価値「そなえる」の取組として、地域の防災マップや小中学校合同での避難訓練など、引き続き、様々な災害を想定した防災意識を高める取組を推進する。

《地域連携型の防災教育の推進》

・学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進を図り、発達段階に応じた防災教育を働きかける。

4 情報通信

⑴ 住民等への情報伝達の強化・災害情報システムの整備（総務部）

《災害情報の円滑な伝達》

・引き続き、Ｊ－アラートと災害情報伝達機能(防災ラジオ・防災行政無線)の接続・運用を行う。

《災害情報システムの整備》

・多様な情報伝達手段を活用し、災害情報を迅速かつ確実に発信できるよう情報伝達体制の維持・強化を図る。

⑵ 行政情報通信基盤の耐災害性強化（総務部）

・災害による行政データ消失に備え、サーバと離隔したバックアップの拡充について検討する。

⑶ 情報通信利用環境の整備（総務部、市民部、玉山総合事務所） 重点

《携帯電話等エリア整備》

・災害時に有効な連絡手段である携帯電話の不感地域を解消していくため、引き続き通信事業者への働きかけを行う。

《通信事業者・放送事業者との連携》

・発災後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握できるよう、引き続き通信事業者・放送事業者との連絡体制を維持する。

5 訓練・連携体制

⑴ 総合防災訓練の実施による関係機関との連携（総務部）

・災害対策本部においては、防災関係機関（警察・消防・自衛隊等）を現地情報連絡員として受け入れ、防災対応を行っており、引き続き、総合防災訓練等を通じて連携の強化を図る。

・総合防災訓練においては、近年の多様化・激甚化した災害の教訓を取り入れた訓練を実施してきており、今後も最新の知識及び技術等に留意して、市の課題解消に向けた効果的な訓練を実施する。

・市民の防災意識向上のため、総合防災訓練において防災設備等の展示等の実施などにより普及啓発を行う。

⑵ 防災訓練の推進（総務部）

・総合防災訓練等を通じて、職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養、防災関係機関相互の協力体制の確立、地域住民に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図る。

⑶ 学校における継続的な防災訓練の推進（教育委員会事務局）

・学校や職場、地域の自治組織等を通じた継続的な防災訓練や防災教育を推進する。

⑷ 孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等（総務部） 重点

《孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等》

・国が実施する孤立化想定地域に係る調査も踏まえ、詳細な実態調査を進め、訓練の実施方法について検討する。

《孤立化想定地域対策》

・能登半島地震など近年頻発する災害における教訓等を踏まえ、今後孤立化想定地域に対

する訓練等を検討する。

⑸ 水道災害訓練（上下水道局）

・防災訓練等により県、県内の水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧・応急給水の協定締結先と情報連絡体制の確認を行い、連携の強化を継続する。

【指標】５指標

指標名：令和 13（2031）年度目標値〔令和７(2025）年度実績値〕

■避難所開設運営訓練の回数：２回〔１回〕

■消防団の条例定数充足率：63.5%〔63.5%〕

■小中学校校舎の大規模改修工事（校舎安全対策修繕を含む）着工率：82.7%〔50.0%〕

■携帯電話不感地域人口：３人〔34 人〕

■孤立化想定地域の支援等に関する訓練の実施回数：１回〔０回〕

1-2　住宅・都市分野

＜取組の方向＞

・大規模自然災害発生時に住宅被害を最小限に抑え、都市機能を維持するため、住宅・大規模建築物の耐震化、市街地整備、水道施設の防災機能の強化、内水危険箇所の対策などに取り組みます。
・近年の災害を踏まえ、下水道施設の防災機能の強化などに取り組みます。
住宅・都市分野においては、これら 10 施策を推進します。

⑴ 住宅・大規模建築物の耐震化等（建設部、都市整備部） 重点

《住宅・ブロック塀等の耐震化等》

・住宅の耐震化を一層促進するため、所有者に対する耐震化の啓発や周知を行うほか、国の住宅・建築物安全ストック形成事業、建築物防災力緊急促進事業等を活用し、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施するとともに、倒壊のおそれのあるブロック塀等の耐震化や除却等の安全対策を促進する。

《住宅・建築物の耐震・耐風対策》

・地震や強風時における屋根ふき材等の落下や飛来物による被害を抑制するため、国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、安全対策を促進する。

《大規模建築物の耐震化》

・大規模建築物の耐震化を促進するため、所有者に対する耐震化の啓発や周知を行うほか、国の住宅・建築物安全ストック形成事業、建築物防災力緊急促進事業等を活用し、民間所有の大規模建築物への耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施する。

《発災時の応急仮設住宅の確保等》

・応急仮設住宅建設に際し、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人日本ムービングハウス協会との協定を継続し、災害時に有効に機能するよう、意見交換や情報共有を図るなど、連携強化を図る。

⑵ 市営住宅の老朽化対策等（建設部）

・国の社会資本整備総合交付金等を活用し、市営住宅長寿命化計画に基づき、長期的な視点に立った予防保全型の維持管理を推進する。

⑶ 市街地整備（建設部、都市整備部） 重点

《幹線街路整備》

・市街地における避難路の確保及び火災の延焼拡大防止等のため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、国や県と連携を図りながら都市計画道路の整備を推進する。

《都市公園における防災対策》

・発災時に避難場所や活動拠点として活用できるよう、国の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等の活用により財源確保を図りながら、防災公園の整備を推進する。

《市街地等の幹線道路の無電柱化》

・電柱の倒壊による交通の遮断を防ぐため、国の補助金等を活用し、電線管理者の理解と協力を得ながら市街地等の幹線道路における電線共同溝の整備を推進する。

《災害に強い市街地の形成等》

・災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、引き続き立地適正化計画の強化（防災を主流化）を推進する。

・市街地再開発事業等による不燃化促進、緊急車両のアクセス性の向上、都市機能や居住の移転、防災機能強化を促進する。

・市街地開発事業の計画策定段階における合意形成の徹底と、事業計画の適正化を図るように助言等を行う。

⑷ 都市公園施設の老朽化対策（都市整備部）

・計画的で効率的な維持管理等を推進していくため、国の社会資本整備総合交付金や防災

・安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づく老朽化対策や適切な維持管理を着実に推進する。

⑸ 空き家対策（市民部、都市整備部）

《空き家の適正管理》

・大規模災害発生時に空き家の倒壊などが生じないよう、空き家の適正な管理に向けた所有者等への助言や指導、所有者等による対応が困難な空き家については国庫補助を活用した除却などの取組を行う。

《空き家の活用》

・空き家等バンク制度による空き家活用を推進し、住み替え・定住・交流の促進等のまちづくり・住まいづくりを図るとともに、空き家等に関する市の補助金制度を活用しながら総合的な空き家対策を実施する。

⑹ 水道施設の防災機能の強化（上下水道局） 重点

・災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策を促進する。

⑺ 災害時等における下水道復旧支援に関する協定（上下水道局）

・災害時の支援が有効に機能するよう、平時より情報連絡訓練を行うなど、市と県の連絡体制強化を図る。

⑻ 下水道施設の防災機能の強化（上下水道局）重点

《下水道施設の地震対策》

・下水道施設の地震による被害を防止するため、国の防災・安全交付金等を活用して事業を実施する。

《下水道施設の浸水対策》

・気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等による下水道施設の機能停止を防止するため、改築の実施に合わせた浸水防止対策の実施を検討する。

《下水道ＢＣＰの見直し》

・国土交通省より示された下水道ＢＣＰマニュアル 2022（令和４）年版（自然災害編）を基に下水道ＢＣＰの改定を実施済であり、必要に応じて見直す。

《下水道施設の老朽化対策》

・老朽化対策事業の促進のため国の防災・安全交付金等を活用して事業を実施する。

《ストックマネジメント計画の見直し》

・計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用して事業を実施する。

《合併浄化槽への転換及び浄水槽台帳システムの活用》

・公衆衛生確保及び生活環境の保全のため、国の循環型社会形成推進交付金及び県の補助金を活用して実施する浄化槽設置整備事業により、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換及び浄化槽処理促進区域への合併浄化槽の導入の促進を図る。

・浄化槽の設置及び維持管理状況について正確に把握するため構築済みの浄化槽台帳システムを活用し、災害対応能力強化を図る。

⑼ 内水危険箇所の対策（上下水道局） 重点

《内水危険箇所のソフト対策》

・想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域を反映した雨水出水浸水想定区域図の作成と公表に向けた検討を進める。

・想定最大規模降雨に対する内水ハザードマップを順次公表する。

《内水危険箇所のハード対策》

・雨水排水施設の整備により浸水被害の可能性のある地域を解消するため、国の防災・安全交付金等を活用して事業を実施する。

⑽ 大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等（都市整備部）

・盛土等に伴う災害から人命を守るため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等を進める。

【指標】10 指標

指標名：令和 13（2031）年度目標値〔令和７（2025）年度実績値〕

■住宅の耐震化率（推計値）：95.4%〔93.0%〕

■大規模建築物の耐震化率：97.0%〔95.0%〕

■防災公園のうち、広域避難地の機能を有する公園の整備：２箇所〔１箇所〕

■市街地再開発事業による整備面積：1.3 ha〔0.5ha〕

■電線共同溝整備延長（累計）：20.6 km〔18.9 km〕

■水道基幹管路の耐震適合率：84.5%〔75.1%〕

■耐震適合性のある水道基幹管路の整備延長：106,838m〔97,130m〕

■配水場耐震化率：95.6%〔76.1%〕

■下水道施設耐水化率:50.0%〔０%〕

■雨水出水浸水想定区域の指定率：100.0%〔０%〕

1-3　保健医療・福祉分野

＜取組の方向＞

・大規模自然災害発生時に病院や社会福祉施設等の機能を維持するため、病院・社会福祉施設等の耐震化、医療情報のバックアップ体制の構築などに取り組みます。
・災害時に円滑な避難支援を行うため、避難行動要支援者名簿の作成・活用、要配慮者等への支援などに取り組みます。
・保健医療・福祉分野においては、これら９施策を推進します。

⑴ 病院・社会福祉施設等の耐震化（保健福祉部、子ども未来部、都市整備部、市立病院）

重点

《病院の耐震化》

・未耐震の医療施設については、継続して国の建築物防災力緊急促進事業等を活用した施設改修等の促進を図る。

《社会福祉施設等の耐震化》

・災害発生時に避難が困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、国の交付金等を活用した児童福祉施設等をはじめとする社会福祉施設の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進する。

⑵ 災害時における医療提供体制の構築（保健福祉部）

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》

・災害時の在宅難病患者等の療養の確保のため、発災後数日間は在宅避難が可能となるよう、対象者及びその家族、支援関係機関との連携を強化する。
・在宅難病患者を支援する関係機関を対象に、災害時支援に関する知識の向上及び支援体制の整備を目的とし連絡会・研修会を開催する。

《災害時における医療機能の維持》

・医療機関において、非常電源施設の確保を進める。
・医療機能を支えるため、水や燃料が優先的に配分されるよう関係機関との協力体制を構築するとともに、事業継続計画の策定等により事業継続性を確保する。

《被災地内で対応が困難な重症患者の対応》

・被災地内で対応が困難な重症患者を治療するための拠点・施設等の強化に要する設備等について、平時活用策も含め整備の必要性を検討する。

⑶ 医療情報のバックアップ体制の構築（保健福祉部）

・医療情報のバックアップ体制の前提となる電子カルテ導入が各病院で図られるよう取り組む。

⑷ 災害ケースマネジメント推進体制の整備（総務部）

・県が令和８（2026）年３月に策定した災害ケースマネジメントガイドラインに基づき、既存の福祉施策の体制の活用・連携の促進や、専門士業団体、ＮＰＯ等民間団体などと

災害ケースマネジメントの体制の一層の充実を図る。

⑸ 避難所の環境改善（総務部）

・避難所の開設・運営の基本的な考え方をまとめた避難所運営マニュアル（共通編、短期運営編及び長期運営編）を作成している。

・トイレ、食事、居住空間等の環境改善に必要な資機材・物資の確保や備蓄の充実を図る。

・避難場所標識の整備について、設置状況や必要性を踏まえた優先順位付けを行い、計画的な整備を推進する。

⑹ 福祉避難所の指定・協定締結（総務部、保健福祉部）

・市内の要配慮者数に対して福祉避難所が不足していることから、新たな指定を促進する。

⑺ 避難行動要支援者名簿の作成・活用（総務部、保健福祉部） 重点

・災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者情報提供同意者名簿を提供し、町内会・自治会等、地域において支援が必要な方の情報を把握し、避難支援や見守りに理解・協力を得る。また、防災訓練等を通じて災害時の連携体制を確認し、円滑な支援につなげる。

・支援を必要とする方の情報が予め避難支援等関係者へ提供され、避難支援が適切に行われるよう、民生委員の協力のもと、引き続き要支援者に対して登録勧奨と個別避難計画の作成勧奨を実施する。

⑻ 感染症対策（保健福祉部）

《市民への適切な情報提供》

・感染症の特性に応じた基本的な感染対策の実施や感染症に係る正しい知識など、健康管理に関して、市ホームページやＳＮＳ等を活用しながら市民に適切な情報提供を行う。

《各種研修会、訓練への参加、関係機関との連携》

・各種研修会、訓練への参加を通し、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）など関係機関との連携を図り、災害発生時の体制強化を図る。

・新興感染症等の発生時など感染拡大に伴う全庁的な応援体制の構築及び市町との連携を強化する。

《医療提供体制、検査体制の整備・充実》

・新型コロナウイルス感染症を踏まえた、新興感染症等への対応として、市内の医療提供体制や検査体制、予防接種体制の整備・充実を図る。

・災害時における医療提供体制、検査体制を定期的に確認する。

《保健所の体制強化》

・災害の発生や新興感染症等の感染拡大に備え、感染症予防計画等に基づく訓練や演習等を継続的に実施するとともに、機動的に庁内の応援体制を構築できるような環境を整備する。

・感染症対策の専門的な知識を有する保健師等の専門職を育成する。

⑼ 要配慮者等への支援（総務部、市民部、交流推進部、保健福祉部、子ども未来部、教育委員会事務局）

重点

《要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における防災体制の強化》

・災害時等において介護老人福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援する。

・非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について、要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の特性に合った対応マニュアルの作成や先進的取組事例の情報提供を行う。

《要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における避難行動の支援》

・災害時等において要配慮者の円滑な避難のため、非常災害対策計画や避難確保計画の策定及び避難訓練の実施に関する定期的な点検と指導・助言を行う必要がある。

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》

・災害時の在宅難病患者等の療養の確保のため、発災後数日間は在宅避難が可能となるよう、対象者及びその家族、支援関係機関との連携を強化する。

《福祉避難所の指定・協定締結》

・市内の要配慮者数に対して福祉避難所が不足していることから、新たな指定を促進する。

《福祉避難所等における福祉的支援》

・要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）への支援について、県が策定した市町村避難所運営マニュアル作成モデルや新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドラインを参考として円滑な避難所運営体制の構築に向けて取り組む（避難所運営マニュアルの策定、住民と連携した避難所運営訓練の実施等）。

《要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援》

・災害時等において介護老人福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援する。

・障がい者及びその家族が安心して避難生活を送れるよう、県や市社会福祉協議会等と連携し、災害対応の手引きなどにより平常時から災害に備えるよう周知するとともに、避難所における障がいのある人に対応した環境整備や福祉ニーズの効果的な把握等の取組を推進する。

《災害時における福祉機能の維持》

・福祉施設において、給水設備及び非常用自家発電設備等の確保を進める。

・福祉機能を支えるため、関係機関と連携し、水や燃料、支援に必要な資器材が優先的に配分されるような協力体制の構築や業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等により事業継続性を確保する。

《男女等のニーズの違いに配慮した支援》

・避難所等では、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏ることや性別等のニーズの違いによる様々な困難が生じることから、男女共同参画の視点を

取り入れた対応策が必要であり、平時から、防災に係る政策・施策決定過程において男女共同参画が図られるよう庁内連携を推進する。

・被災した女性の様々な不安や悩み、ストレス及び性差別的取扱いに関する相談に対応するため、平時からもりおか女性センターの相談窓口において、気軽に相談できる体制を整える。また、男性や性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）の悩みや困りごとに関する相談にも対応する。

・もりおか女性センター等において、女性や性的マイノリティなどの視点を取り入れた防災訓練等の啓発や情報提供を行う。

・自主防災組織や町内会等において、男女共同参画の視点を持つ防災リーダーやサポーター等を養成するとともに、地域での活動促進を検討する。

・防災会議や避難所等運営等の意思決定過程の場における女性参画の拡大に向け、意識啓発を行う。

《外国人への支援》

・やさしい日本語や多言語による防災情報の提供、災害時情報の伝達、災害時に対応するボランティア育成や派遣等の体制整備を行う。

《災害用医薬品等の確保》

・災害が発生し、または発生するおそれがある場合の医薬品等及び支援薬剤師の確保について、県医薬品卸業協会、東北医療機器協会岩手県支部（県医療機器販売業協会）及び盛岡薬剤師会との協定を維持、継続する。

・協定が災害時に有効に機能するよう、今後も随時、協定の見直し等を実施するなど、協力機関との連携強化を図る。

《こころのケア体制の確保》

・こころのケア活動を担う人材の育成、関係機関のネットワークの強化等の取組を進める。

《児童生徒の心のサポート》

・きめ細かな心のサポートを行うための基礎データの収集を目的とした、市立小・中学校、市立高等学校を対象に、心とからだの健康観察を継続する。

《動物救護対策》

・実践的な防災訓練の実施等を通じて県を始めとした関係機関及び関係団体との連携を強化するとともに、訓練の結果や市民の動物の飼養状況等を踏まえ、必要に応じて体制や取組内容の見直しを行う。

・策定した災害時の避難ガイドライン（飼い主編/運営者編）の周知を進めるとともに、避難所における受入体制の整備及び飼養ルールの明確化を推進する。

・市ホームページや行事等の機会を捉え、市民に対し、平常時からの備えの啓発を推進する。

【指標】４指標

指標名：令和 13（2031）年度目標値〔令和７（2025）年度実績値〕

■社会福祉施設等耐震化率(耐震改修促進計画の「公共的な建築物」に該当するもの：100.0%〔97.0%〕

■避難行動要支援者情報提供同意者のうち、個別避難計画を作成した者の割合：98.3%〔93.1%〕

■市防災会議における女性委員の割合：30%〔26.9%〕

■外国人市民を含む防災訓練実施数：２回〔２回〕

1-4　産業分野

＜取組の方向＞

・大規模自然災害発生時においても地域が一定のエネルギーを賄えるよう、地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進などに取り組みます。
・将来にわたって地域の基幹産業を維持・発展させるため、農林業の生産基盤・経営の強化などに取り組みます。
・近年の野生鳥獣による農作物被害を踏まえ、野生鳥獣による農作物被害防止に取り組みます。
・産業分野においては、これら 13 施策を推進します。

⑴ 支援物資の供給等に係る応援協定等の締結（総務部）

《物資調達協定等に基づく物資の調達》

・災害時において物資の調達ができないと推測される場合に、物資調達協定等に基づき物資の調達を行う。

《協定締結企業との連絡体制の更新》

・災害発生時に物資を速やかに調達するため、引き続き、協定締結企業との連絡体制を常に最新ものになるよう更新を行う。

⑵ 物流機能の維持・確保（商工労働部）

・災害の発生により、救援物資を緊急に輸送する必要があると認められる場合に、協定に基づき協定締結団体に協力を要請し、救援物資の受け入れや緊急輸送等を行う。
・救援物資の受け入れや緊急輸送の円滑化のため、協定締結団体と定期的に協議を行い、緊急輸送業務に係る情報伝達方法等について確認する。

⑶ 企業における業務継続体制の強化（商工労働部）

・中小企業の事前の防災・減災対策を促進するため、商工団体等と連携し、事業継続力強化計画の普及啓発や策定支援を行う。

⑷ 被災企業への金融支援（商工労働部）

《制度融資による円滑な資金供給》

・災害発生後、罹災した中小企業者の資金繰りに支障を来さぬよう、国・県の融資制度の利用を促すとともに、セーフティネット保証等の認定を速やかに行う。
・金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行う。

《甚大な災害発生時における相談対応》

・災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置する。
・金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行う。

⑸ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（総務部、教育委員会事務局）

《避難所等への燃料等供給の確保》

・県石油商業協同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、防災訓練の実施等により連携強化を図る。

・令和 12（2030）年の供用開始を計画している（仮称）盛岡市第二学校給食センターでも、盛岡市学校給食センターと同程度の体制を整備する。

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》

・協定が災害時に有効に機能するよう、防災訓練の実施等により連携強化を図る。

⑹ 再生可能エネルギーの導入促進（環境部） 重点

《風力発電や地熱発電導入の理解促進、事業者の円滑な取組促進》

・風力発電や地熱発電の導入について、セミナー等の開催による理解促進を図るとともに、市町村と連携しながら、事業者が円滑に事業化を図る取組を促進する。

《自立・分散型エネルギー供給体制整備》

・地域が災害時においても一定のエネルギーを賄えるよう、再生可能エネルギーを最大限活用した自立・分散型エネルギー供給システムの構築を推進する。

《再生可能エネルギー施設の活用》

・市有施設及び一般家庭への再生可能エネルギーの導入や、再生可能エネルギー施設を活用した広域連携事業を進める。

《木質バイオマス利用機器の導入促進、木質燃料の安定供給》

・公共施設及び民間施設における木質バイオマス利用機器の導入促進のための技術指導等の実施などに取り組むとともに、木質燃料の安定供給に向け、関係者間での原木等の需給情報の共有と未利用間伐材等の有効活用を推進する。

⑺ 電力系統の接続制約等の改善（環境部）

・国や県と連携した再生可能エネルギーの適正導入に関連した制度の整備や、市民・事業者への情報の提供を進める。

⑻ 建設業等の担い手の確保・育成（商工労働部）

・近年、大規模な自然災害が多発しており、地域の建設企業等が災害発生時に即時に対応できる体制を確保、維持する。

⑼ 人材育成を通じた産業の体質強化（商工労働部）

・商工団体との連携を通じ、産業人材の育成基盤を強化するとともに、本市の産業を担う人材の育成や足腰の強い産業の体質強化を促進する。

⑽ 農林業の生産基盤・経営の強化（農林部） 重点

《農地利用の最適化支援》

・市町村、農業委員会及び農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地の集積・集約化、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援する。

《効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備》

・農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備を推進する。

《効率的かつ安定的な林業経営の確立》

・効率的かつ安定的な林業経営の確立に向け、路網の整備と併せて森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を設定するとともに、林業経営体が実施する森林作業道の整備を支援し、森林整備を推進する。

⑾ 災害発生時の復旧支援体制・対応能力の強化（農林部）

《農林業者に対する経営再開支援》

・震災や気象災害を受けた地域においては、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、営農再開に向けた実践活動を支援する。

《園芸産地における非常時の対応能力の強化》

・自然災害発生に備え災害に強い園芸産地を形成するため、園芸産地における事業継続強化対策等を活用し、複数農業者による事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や計画の実践に必要な取組を推進する。

⑿ 食料品の供給体制の強化（商工労働部、農林部）

《食料品製造事業者への総合的な支援》

・企業サポート専門員による事業者訪問を通じて、中小企業者等の経営課題を把握し、必要な支援につなげることで、企業の経営力強化などを支援する。

・本市のリーディング産業である食料品製造業を地域防災の重要な担い手と位置付ける。また、ＢＣＰ策定支援や災害対応型商品の開発支援、供給ネットワークの維持・構築等において、企業サポート専門員による訪問活動を通じた支援により、事業者の競争力向上と災害時の食料供給体制の強化を一体的に推進する。

《生鮮食料品等の安定供給の確保》

・全国中央卸売市場協会を通じた全国の中央卸売市場の開設者との災害時相互応援協定の実効性を確保するため、市場関係者との連携を図り、生鮮食料品等の調達・供給体制の強化を推進する。

・災害時における市場事業の継続性を確保するため、中央卸売市場開設者ＢＣＰの適宜見直し及び市場関係者のＢＣＰ策定を推進する。

《市場施設・設備の更新・修繕》

・場内業者の取引に支障が出ることがないよう、施設・設備保全（長寿命化）計画による保守に努める。

⒀ 野生鳥獣による農作物被害防止（環境部、農林部） 重点

《野生鳥獣による農作物被害防止》

・野生鳥獣による農作物被害防止に向け、有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置、里山周辺の除間伐等の地域ぐるみの被害防止対策について、関係団体と連携して継続的に推進す

る。

《クマによる被害防止》

・ツキノワグマの生息状況に配慮しつつ、関係機関と連携し、被害防除対策及び出没状況の把握に取り組む。

【指標】６指標

指標名：令和 13（2031）年度目標値〔令和 7（2025）年度実績値〕

■市の公共施設に導入する再生可能エネルギー発電出力：10,000KW〔3,763KW〕

■家庭での太陽光発電システムの導入件数：17,000 戸〔10,142 戸〕

■担い手への農地集積率：80.0%〔47.9%〕

■水田整備面積（累計）：4,000ha〔3,992.5ha〕

■再造林面積：78ha〔67ha〕

■許可捕獲（有害鳥獣捕獲）におけるニホンジカ目標捕獲頭数：470 頭〔500 頭〕

1-5　国土保全・交通分野

＜取組の方向＞

・大規模自然災害発生時にライフラインや緊急輸送等を確保するため、道路施設の整備等、円滑な通行の確保などに取り組みます。
・洪水災害に対する安全度の向上を図るため、河川改修等の治水対策などに取り組みます。
・自然災害に強い農山村づくりに向け、農山村地域における防災対策、農林業の生産基盤の災害対応能力の強化などに取り組みます。
・災害が発生した場合において円滑に処理が進むよう、平時から災害廃棄物処理対策に向けた取組を進めます。
・国土保全・交通分野においては、これら 11 施策を推進します。

⑴ 道路施設の整備等（総務部、農林部、建設部、玉山総合事務所）　重点

《道路施設の防災対策》

・大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、危険箇所の再点検を実施するとともに、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進する。
・大規模災害発生時における生活道路の機能確保のため、狭あい市道の改良等に対する国の交付金等の活用を検討する。
・大規模災害発生時における生活道路の機能確保のため、国の防災・安全交付金等を活用し、市道の改良等に取り組む。
・通行者及び通行車両の安全確保並びに緊急車両の円滑な通行確保を図るため、踏切道改良促進法に基づき指定された踏切について拡幅等の改良に取り組む。
・市道橋梁等の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策を適切に行う。また、大規模災害時における安全な迂回路確保のため、舗装新設改良事業及び舗装二次改築事業を適切に行う。
・舗装や法面、道路付属物等の道路施設について、適切な維持管理を行う。

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》

・国の社会資本整備総合交付金等を活用し、都市計画道路等の整備を計画的に推進し、幹線道路のネットワーク化を図る。
・大規模災害発生時等における緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路上の落橋等のおそれがある橋梁の耐震補強を推進する。
・幹線道路のネットワーク構築のため、国、県へ道路の整備推進を要望する。
・地震発生時の避難路や人命救助・被災者支援活動のための交通ルートを確保するため、積雪寒冷地等の地域特性を踏まえながら、避難路の機能を有する道路整備を推進する。
・災害時の広域避難や救援物資輸送にも資する高規格道路等へのアクセス性の向上を図る。

《交通安全施設等の整備》

・道路利用者の安全・安心を確保するため、また、災害や事故発生時に迅速に道路利用者が避難・退避できるようにするため、歩行者や自転車、自動車等が適切に分離された安全な道路空間の整備や防護柵・標識・路面表示の充実等、交通安全対策を推進する。

・災害発生時に円滑な通行の確保を図るため、自転車活用推進計画に災害時の自転車活用を位置付けており、次期計画策定においても、引き続き位置付ける。

《液状化ハザードマップの作成》

・引き続き、地震ハザードマップ（液状化危険度）を掲載した防災ガイドについて、新規転入者への配布やホームページで周知を行う。

⑵ 円滑な通行の確保（建設部、玉山総合事務所） 重点

《円滑な通行の確保》

・道路通行規制時における円滑な通行の確保のため、道路通行規制等の情報を提供・発信する。

・大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を実施し、橋梁の安全性及び耐久性の向上を図り、平常時及び災害時における円滑な通行を確保する。

・災害発生時における支援・協力体制を確保するため、関係団体との連携を強化する。

《冬期の道路交通確保》

・積雪時の立ち往生車両の未然防止のため、適切な道路の除排雪、及び凍結防止剤の散布を行う。

・道路通行規制時における円滑な通行の確保を図るため、道路通行規制等の情報を提供・発信する。

・大雪時には通常の除雪体制に加え、公共交通を確保するため、路線バスの運行に支障となる箇所、バス停付近、鉄道駅周辺の除排雪作業等を実施する。

・迅速な除雪実施の判断・指示を行うため、積雪状況を24時間監視できるシステムを整備する。

⑶ 鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備（建設部）

・災害発生時における公共交通を維持するため、代替輸送機能の確保について検討するとともに、鉄道事業者やバス事業などの関係機関との連携体制の構築を推進する。

・災害発生時における救援物資等の輸送手段を確保するため、引き続き関係機関との連携強化を図る。

⑷ 河川改修等の治水対策（建設部） 重点

《河川整備》

・気候変動に伴い激甚化・頻発化する洪水災害に対する安全度の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進する。

《洪水ハザードマップの作成》

・令和８（2026）年２月に作成した防災マップについて、引き続き、配布やホームページ等での周知を行う。

《流域治水の取組》

・気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害等への対策として、流域全体のあらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水である流域治水に取り組み、事前防災対策を推進する。

《洪水に対する住宅等の安全対策》

・洪水により被害を受けるおそれのある住宅について、所有者に対して危険性の周知を行うほか、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、危険住宅の除却及び移転住宅の建設への補助等を実施する。

⑸ 土砂災害対策（建設部）

・土砂災害等により被害を受けるおそれのある住宅について、所有者に対して危険性の周知を行うほか、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、危険住宅の除却及び移転住宅の建設への補助等を実施する。

⑹ 農山村地域における防災対策（農林部）　重点

《農地や農業水利施設等の生産基盤整備》

・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。

《ため池等の保全対策》

・大雨や地震等による、ため池の決壊などを未然に防止するため、ため池の点検・調査を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行う。

《山地災害危険地区の把握、計画的な治山施設の整備》

・大雨や地震等による林地崩壊や土石流などの山地災害を防止するため、治山事業による治山施設の設置を実施主体である県と協議しながら進める。

・治山施設で老朽化により補修等が必要な箇所については、実施主体である県と協議し、計画的に保全対策を推進する。

⑺ 森林資源の適切な保全管理（農林部）

《適切な森林整備》

・森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地球温暖化の防止及び地球温暖化に伴う自然環境の変化を考慮しつつ、水源かん養、災害防止、生物多様性など、森林の持つ機能に応じた適切な施業の実施により健全な森林の維持造成を推進する。

《市民への普及啓発》

・木育イベントや林業現場見学会等を実施し、広く市民を対象として、森林・林業に対する理解と関心の醸成を図る。

・広報による周知や市職員による広報巡視を行うほか、林野火災が発生するおそれがある

場合は、消防機関と連携した巡視・広報活動等の強化を図る。

《地域住民等の活動支援》

・国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、地域住民等による里山林の保全管理活動等を支援する。

・市の集落周辺里山林整備事業を活用し、町内会等の要望に基づき、住宅周辺の森林において除伐や支障木伐採等を実施するとともに、整備後は地域との協定に基づく継続的な保全管理を推進する。

《シカによる被害防止》

・シカによる食害を防止するため、補助金交付事業により森林組合等による幼齢造林木への忌避剤の散布を支援する。

⑻ 農林業の生産基盤の災害対応能力の強化（農林部） 重点

《農業水利施設等の整備、長寿命化対策》

・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。

・農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断と、それに基づく計画的な予防保全対策、補修更新などを推進する。

《農山村地域の生活道路や農道・林道の計画的な点検診断の実施》

・農道橋等の点検・診断等を踏まえ、計画的に保全対策を行う。

・農林道トンネル等の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策を適切に行う。

⑼ 災害廃棄物処理対策（環境部、保健福祉部） 重点

《協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築》

・災害が発生した場合において、県や市、関係団体（一般社団法人盛岡市廃棄物業協会、一般社団法人岩手県産業資源循環協会、県環境整備事業協同組合及び市建設業協同組合）が協定等に基づく災害廃棄物処理を円滑に実施するため、平時においても当該協定等の確認を図り、機動的な連携体制の構築を推進する。

《一般廃棄物処理施設の整備、老朽化対策》

・環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設（盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画の参考資料様式２参照）を整備するとともに、既存ごみ処理施設の老朽化対策を推進する。

《アスベスト粉じんばく露防止対策》

・災害により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業者や周辺住民がばく露する危険性があるため、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルに基づく解体方法等を周知するなど、ばく露防止対策を推進する。

《毒物及び劇物流出時の応急措置実施の徹底》

・毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物を

取り扱う者に対する指導等を実施し、流出時の応急措置実施の徹底を図る。

《ＰＣＢ廃棄物の処理及び適正管理対策》

・保管事業者及び所有事業者が保管する低濃度ＰＣＢ廃棄物について、事業者からの届出等により処理状況の把握を行うとともに、未処理廃棄物の処理の促進及び適正保管の徹底を図る。

⑽ 地籍調査の実施（農林部）

・事前防災対策の推進や被災後の復旧を円滑に実施するために、土地境界を明確にする地籍調査を進める。

⑾ 渇水対策に係る情報共有等（上下水道局）

・降雨量やダム・河川の状況を関係機関と共有し、渇水の兆候がある場合は各機関が連携して対応できる体制を整える。

【指標】９指標

指標名：令和 13（2031）年度目標値〔令和７（2025）年度実績値〕

■踏切改修計画に位置付けた踏切道の改良：６箇所〔５箇所〕

■幹線道路改良率：75.0%〔74.0%〕

■早期に修繕が必要な橋梁の修繕完了数：26 橋〔１橋〕

■準用河川の整備率：78.4%〔76.6%〕

■農業用ため池の機能診断（耐震性評価）実施箇所数（累計）：34 箇所〔18 箇所〕

■農業用用排水路等の長寿命化対策着手施設数（累計）：282 施設〔47 施設〕

■基幹農道の保全対策整備延長（累計）：2.4km〔０km〕

■林道橋・林道トンネルを対象とした保全整備率：24.0%〔11.0%〕

■災害廃棄物処理等に関する協定締結団体等との連携による研修会等の開催回数：４回〔０回〕

＜横断的分野＞
2-1　リスクコミュニケーション分野

＜取組の方向＞

・大規模自然災害発生時の被害の軽減を図るため、ハザードマップによる災害危険箇所等の周知などに取り組みます。
・住民の避難行動等に活用するため、防災情報提供・普及啓発の充実などに取り組みます。
・学校における防災教育等の推進、関係機関との連携の促進などに取り組みます。
・リスクコミュニケーション分野においては、４施策を推進します。

⑴ ハザードマップによる災害危険箇所等の周知（総務部、農林部、建設部、上下水道局）

重点

《洪水ハザードマップの作成》

・令和８（2026）年２月に作成した防災マップについて、引き続き、配布やホームページ等での周知を行う。

《土砂災害ハザードマップの作成》

・県の土砂災害警戒区域等の指定の状況を確認し、土砂災害ハザードマップを順次更新する。

《雨水出水浸水想定区域図の作成》

・想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域を反映した雨水出水浸水想定区域図の作成と公表に向けた検討を進める。
・想定最大規模降雨に対する内水ハザードマップを順次公表する。

《ため池ハザードマップの作成》

・ため池の浸水想定図に基づいた、ハザードマップの作成・見直し及び地域住民への周知を行う。

《火山ハザードマップの作成》

・岩手山火山防災マップを作成済みであり、今後は登山者等への周知を行う。

⑵ 防災情報提供・普及啓発の充実（総務部、建設部）　重点

《土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定》

・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定について、引き続き県と連携して推進する。

《登山者の安全対策》

・登山者の安全確保のため、気象庁が提供する火山情報をＳＮＳ等を活用して周知を行う。

《災害情報の円滑な伝達》

・引き続き、Ｊ－アラートと災害情報伝達機能(防災ラジオ・防災行政無線)を接続し、運用する。

《災害情報システムの整備》

・多様な情報伝達手段を活用し、災害情報を迅速かつ確実に発信できるよう情報伝達体制の維持・強化を図る。

《防災意識向上に向けた地域住民等への普及啓発》

・市民の防災意識向上のため、総合防災訓練において防災設備等の展示等の実施などにより普及啓発を行う。

《水害に関する情報提供等の強化》

・水害による被害の軽減を図るため、国、県及び市町村で構成する大規模氾濫減災協議会を通じ、水害に関する情報提供等に係る具体的な取組を推進する。

・洪水時等における迅速な避難行動を支援するため、要配慮者利用施設等における避難確保・浸水防止計画やいわてモバイルメール等を活用したプッシュ型配信を進める。

《孤立化想定地域対策》

・能登半島地震など近年頻発する災害における教訓等を踏まえ、今後孤立化想定地域に対する訓練等を検討する。

⑶ 学校における防災教育等の推進（教育委員会事務局）

《学校防災体制の確立》

・学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかける。

《学校における継続的な防災訓練の推進》

・学校、保護者及び地域の方々と連携して継続的な防災訓練を進める。

《いわての復興教育「そなえる」を核とした防災教育の推進》

・いわての復興教育の教育的価値「そなえる」の取組として、地域の防災マップや小中学校合同での避難訓練など、様々な災害を想定した防災意識を高める取組を推進する。

・学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進を図り、発達段階に応じた防災教育を働きかける。

⑷ 関係機関との連携の促進（保健福祉部、環境部、農林部、教育委員会事務局）

《文化財の耐震化等》

・文化財について、構造の安全性を保持するための適切な周期での必要な修理・耐震診断・耐震補強工事や、防火性向上のための消火栓・放水銃等防火設備の整備、石垣等の地盤崩落防止措置等を支援することにより、当該文化財への被害を軽減するとともに、見学者等の安全を確保する。

・博物館に展示・収蔵されている文化財の被害を最小限にとどめるため、免震台の導入など展示方法・収蔵方法等の点検を進め、文化財の保存対策を講じる。

・石垣が崩落する可能性が高い範囲については、来園者に周知を行うほか、国（文化庁）の補助事業により修復工事を推進するとともに、変状の把握に努める。

・定例的に実施している文化財パトロールや樹勢診断等により、文化財の現況把握に努め、

必要に応じて所有者や市民に対し周知を図る。

・定期的に実施している天然記念物の樹勢診断結果を所有者に報告するとともに、維持管理に関する技術的な助言を行う。

・指定管理者との連携により、危険箇所の把握に努め、危険箇所に接近しないよう周知を図るとともに、補修・修繕を行う。なお、破損部分が大規模に及ぶ場合については、必要に応じて再整備等の検討を行うものとする。

・指定文化財や歴史的価値の高い建造物のほか、貴重な史資料を保管する博物館等施設については、国等の支援制度や歴史的風致維持向上計画に基づく制度等を活用し、防災対策や耐震診断等への支援を行う。

《特定動物の逸走防止》

・特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じられるよう、引き続き、特定動物飼養施設への立入調査を実施し、飼養施設の点検の定期的な実施、飼養又は保管の状況の定期的な確認等必要な指導を行う。

《クマによる被害防止》

・ツキノワグマの生息状況に配慮しつつ、関係機関と連携し、被害防除対策及び出没状況の把握に取り組む。

【指標】２指標

指標名：令和 13（2031）年度目標値〔令和７（2025）年度実績値〕

■土砂災害ハザードマップの作成・配布率：100.0%〔93.0%〕

■孤立化想定地域の支援等に関する訓練の実施回数：１回〔０回〕

2-2　老朽化対策分野

＜取組の方向＞

・大規模自然災害発生時に災害対策本部機能を維持するため、公共施設等の総合的・計画的な管理の推進などに取り組みます。
・建築物系施設及び都市基盤系施設の老朽化対策に取り組みます。
・老朽化対策分野においては、７施策を推進します。

⑴ 公共施設等の総合的・計画的な管理の推進（財政部）　重点

・将来に向けた財政負担の平準化と公共施設等の最適な配置を実現するため、老朽化等の現状及び将来見通しを整理・分析し、施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針となる第２次公共施設等総合管理計画に基づいて、財政見通しを連動させるなど、より実効的な公共施設マネジメントを推進する。

⑵ 市営住宅の老朽化対策等（建設部）

・国の社会資本整備総合交付金等を活用し、市営住宅長寿命化計画に基づき、長期的な視点に立った予防保全型の維持管理を推進する。

⑶ 上下水道施設等の老朽化対策（上下水道局）　重点

《水道施設の老朽化対策》

・災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策を促進する必要がある。

《下水道施設の老朽化対策》

・老朽化対策事業の促進のため、国の防災・安全交付金等を活用して事業を実施する。

《ストックマネジメント計画の見直し》

・計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用して事業を実施する。

⑷ 都市公園施設の老朽化対策（都市整備部）

・計画的で効率的な維持管理等を推進していくため、国の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づく老朽化対策や適切な維持管理を着実に推進する。

⑸ 道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（農林部、建設部、玉山総合事務所）　重点

《道路施設の老朽化対策》

・計画的で効率的な維持管理を推進するため、新たに整備された道路施設を個別施設計画等に追加するほか、定期点検結果等を踏まえて、計画を更新する。
・施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じる事後保全型メンテナンスから、不具合が発生する前に対策を講じる予防保全型メンテナンスへ早期に移行し、ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理を実現するため、必要な措置を集中的かつ計画的に実施する。

・異常が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、個別施設計画等に基づき、早期に修繕等の措置が必要な施設の老朽化対策を推進する。
・舗装や法面、道路付属物等の道路施設についても、適切な維持管理を行う。

《農林道等の老朽化対策》
・農道橋等の点検・診断等を踏まえ、計画的に保全対策を行う。
・農林道トンネル等の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策を適切に行う。

⑹ 河川管理施設の老朽化対策（建設部）
・個別施設計画に基づき、予防保全的な河川施設マネジメントの取組を推進する。

⑺ 農地・農業用施設等の老朽化対策（農林部）
《農業の生産基盤の老朽化対策》
・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。
・農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断と、それに基づく計画的な予防保全対策、補修更新などを推進する。

《農業共同利用施設等の老朽化対策》
・農林産物の供給基地としての役割を果たすため、農業共同利用施設や農業水利施設等の再編・整備や長寿命化対策を着実に推進する。

《治山施設の老朽化対策》
・治山施設で老朽化により補修等が必要な箇所については、実施主体である県と協議し、計画的に保全対策を推進する。

【指標】７指標

指標名：令和 13（2031）年度目標値〔令和７（2025）年度実績値〕

■市民利用・活動施設個別施設計画対象 365 件の老朽化対策着手率（改修・修繕・建替え・複合化・解体・譲渡）：47.9%〔9.9%〕
■水道基幹管路の耐震適合率【再掲】：84.5%〔75.1%〕
■耐震適合性のある水道基幹管路の整備延長【再掲】：106,838m〔97,130m〕
■配水場耐震化率【再掲】：95.6%〔76.1%〕
■早期に修繕が必要な橋梁の修繕完了数（累計）：26 橋〔１橋〕
■基幹農道の保全対策整備延長（累計）【再掲】：2.4km〔０km〕
■林道橋・林道トンネルを対象とした保全整備率【再掲】：24.0%〔11.0%〕

2-3　人口減少・少子高齢化対策分野

＜取組の方向＞

・大規模自然災害発生時の地域防災力の強化を図るため、共助機能の維持・強化などに取り組みます。
・災害発生後においても地域コミュニティ機能が分断されず、維持・再生が図られるよう、地域コミュニティ力の維持・強化などに取り組みます。
・人口減少・少子高齢化対策分野においては、３施策を推進します。

⑴ 共助機能の維持・強化（総務部、市民部、保健福祉部）

《消防団活動の充実強化》

・地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や効果的な活動に向けた装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

《自主防災組織の結成及び活性化支援》

・自主防災組織の組織化及び活動の活性化を図るため、町内会・自治会を対象とした研修会等に自主防災推進員を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行う。
・地域防災リーダー養成講座の開催等を通じて、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る。

《地域コミュニティにおける防災体制の強化》

・地域住民の消防団活動への理解と入団促進を図るため、市民に対する啓発活動や情報提供等の支援、効果的な活動に向けた装備を充実させる。
・町内会・自治体や自主防災組織に対し、引き続き避難行動要支援者情報提供同意者名簿の提供を行いながら、災害時の支え合いや地域コミュニティの強化につなげてもらう。
・災害対策基本法の一部改正に伴い創設された被災者援護協力団体登録制度を活用し、自主防災組織等の補完的役割を担うＮＰＯを育成する取組を検討する。

⑵ 要配慮者（高齢者）への福祉的支援（保健福祉部）

・災害時等において介護老人福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援する。

⑶ 地域コミュニティの維持・強化（市民部、子ども未来部、商工労働部、農林部、都市整備部、教育委員会事務局）　重点

《地域コミュニティ力の強化》

・地域コミュニティ活動のモデルとなる団体の活動について、市の広報紙、ＳＮＳ、ポスター展示会、研修会での事例発表等を通じて広く紹介し、地域コミュニティ活動に関する意識の啓発を行う。

《地域づくり関連セミナー等の開催、地域外人材の活用》

・コミュニティ団体を牽引する実践的なリーダーのスキルアップのため、コミュニティ

リーダー研修会を開催する。

《森林保全等の活動支援》

・国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、地域住民等による里山林の保全管理活動等を支援する。

・市の集落周辺里山林整備事業を活用し、町内会等の要望に基づき、住宅周辺の森林において除伐や支障木伐採等を実施するとともに、整備後は地域との協定に基づく継続的な保全管理を推進する。

《都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化》

・農山村に受け継がれてきた伝統行事や食文化などの地域資源を活用した都市と地域住民の交流・連携活動を促進する。

・地域コミュニティの維持・活性化を図るため、県内各地域での農村ＲＭＯの形成・育成や活動支援に取り組む。

《学びを通じた地域コミュニティの再生支援》

・関係機関と連携し、子どもの居場所を含めた地域住民の学びの場や交流の機会を確保するなど、地域コミュニティを強化するための支援等の充実を図る。

・子ども・学校・家庭・地域・行政の５者の役割分担と連携により、地域の教育課題の解決と、将来を担う人材育成を通じ、予期せぬ災害に対応するための地域コミュニティ強化に向けた支援を図る。

《農林業の担い手の確保・育成》

・地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に位置付けられた担い手等について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化、農地の集積・集約化など、経営基盤の強化を促進することにより、地域農業の核となる経営体を育成する。

・地域農業の核となる経営体の安定的な雇用の確保や、多様な働き手の確保を促進する。

・農家子弟、若者・女性や新規学卒者、他産業からのＵ・Ｉターン者など、新規就農者の確保・育成に取り組む。

《建設業等の担い手の確保・育成》

・近年、大規模な自然災害が多発しており、地域の建設企業等が災害発生時に即時に対応できる体制を確保、維持する。

《空き家対策》

・大規模災害発生時に空き家の倒壊などが生じないよう、空き家の適正な管理に向けた所有者等への助言や指導、所有者等による対応が困難な空き家については国庫補助を活用した除却などの取組を行う。

・空き家等バンク制度による空き家活用を推進し、住み替え・定住・交流の促進等のまちづくり・住まいづくりを図るとともに、空き家等に関する市の補助金制度を活用しながら総合的な空き家対策を実施する。

【指標】６指標

指標名：令和 13（2031）年度目標値〔令和７（2025）年度実績値〕

■活動中の元気なコミュニティ特選団体数：49 団体〔44 団体〕

■多面的機能支払制度を活用した地域共同活動による農地等の保全管理の実施面積:3,240ha〔3,240ha〕

■放課後の公的な居場所がある小学校区の割合:100.0%〔100.0%〕

■新規就農者数：340 人〔265 人〕

■森を育てる仕事に従事している人数：311 人〔283 人〕

■コミュニティリーダー研修会への参加人数：50 人〔50 人〕

2-4　人材育成分野

＜取組の方向＞

・大規模自然災害発生時に被災者の生活の迅速な復旧を図るため、地域の防災に関する人材育成などに取り組みます。
・農林業、建設業等の担い手の確保・育成に取り組むとともに医療・福祉等に関する人材育成などに取り組みます。
・人材育成分野においては、６施策を推進します。

⑴ 地域の防災に関する人材育成（総務部、市民部、保健福祉部）　重点

《防災人材の育成》

・自主防災組織の組織化及び活動の活性化を図るため、町内会・自治会を対象とした研修会等に自主防災推進員を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行う。
・地域防災リーダー養成講座の開催等を通じて、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る。
・地域防災力の向上を図るために、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策が重要であり、防災人材の育成に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。
・地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や効果的な活動に向けた装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

《警察・消防・自衛隊の関係強化》

・大規模災害発生時における救出救助活動において、警察・消防・自衛隊の連携した対応が不可欠であることから、総合防災訓練等を通して、相互の関係強化による災害対処能力の向上を図る。

《災害対応に係る行政職員の人材育成》

・被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。

《避難行動要支援者名簿の作成・活用》

・災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者情報提供同意者名簿を提供し、町内会・自治会等、地域において支援が必要な方の情報を把握し、避難支援や見守りに理解・協力を得る。また、防災訓練等を通じて災害時の連携体制を確認し、円滑な支援につなげる。
・支援を必要とする方の情報が予め避難支援等関係者へ提供され、避難支援が適切に行われるよう、民生委員の協力のもと、引き続き要支援者に対して登録勧奨と個別避難計画の作成勧奨を実施する。

⑵ 医療・福祉等に関する人材育成（総務部、交流推進部、保健福祉部、教育委員会事務局）

《外国人への支援》

・やさしい日本語や多言語による防災情報の提供、災害時情報の伝達、災害時に対応するボランティア育成や派遣等の体制整備を行う。

《こころのケア体制の確保》

・こころのケア活動を担う人材の育成、関係機関のネットワークの強化等の取組を進める。

《児童生徒の心のサポート》

・きめ細かな心のサポートを行うための基礎データの収集を目的とした、市立小・中学校、市立高等学校を対象に、心とからだの健康観察を継続する。

《各種研修会、訓練への参加、関係機関との連携》

・各種研修会、訓練への参加を通し、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）など関係機関との連携を図り、災害発生時の体制強化を図る。

・新興感染症等の発生時など感染拡大に伴う全庁的な応援体制の構築・市町との連携を強化する。

⑶ 防災教育等の推進（教育委員会事務局）

《学校における継続的な防災訓練の推進》

・学校、保護者及び地域の方々と連携して継続的な防災訓練を進める。

《いわての復興教育「そなえる」を核とした防災教育の推進》

・いわての復興教育の教育的価値「そなえる」の取組として、地域の防災マップや小中学校合同での避難訓練など、様々な災害を想定した防災意識を高める取組を推進する。

・学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進を図り、発達段階に応じた防災教育を働きかける。

⑷ 中小企業の担い手の確保・育成（商工労働部）

《産業人材の育成基盤強化》

・商工団体との連携を通じ、産業人材の育成基盤を強化するとともに、本市の産業を担う人材の育成や足腰の強い産業の体質強化を促進する。

《民間事業者の人材育成》

・民間事業者による自助・共助の取組を強化するため、民間事業者の内部でのＢＣＰの担い手に加えて、盛岡商工会議所が作成する事業継続力強化支援計画を通じ、地域をけん引する専門人材を各地域に育成するなど、民間における人材育成に取り組み、地域力を高める。

⑸ 農林業の担い手の確保・育成（農林部）　重点

《農林業の担い手の確保・育成》

・地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に位置付けられた担い手等について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化、農地の集積・集約化など、経営基盤の強化を促進することにより、地域農業の核となる経営体を育成する。

・地域農業の核となる経営体の安定的な雇用の確保や、多様な働き手の確保を促進する。

《新規就農者の確保・育成》

・農家子弟、若者・女性や新規学卒者、他産業からのＵ・Ｉターン者など、新規就農者の確保・育成に取り組む。

《林業における経営体の育成、新規就業者の確保》

・林業従事者の確保を図るため、新規就労者を雇用する林業経営体を支援するとともに、林業及び関連業種（いわゆる川上から川下までの業種）の仕事の内容・魅力を伝える現場見学会の実施等を推進する。

・盛岡木材流通センターや近隣の製材施設との連携により、素材生産から加工・流通までの一体的な体制を強化し、森林整備及び地域材の安定供給を担う林業経営体の育成を推進する。

⑹ 建設業等の担い手の確保・育成（商工労働部）

・被災時における速やかな災害復旧等の実施に向けて、市内企業の担い手の確保・育成等を促進する。

【指標】７指標

■指標名：令和 13（2031）年度目標値〔令和７（2025）年度実績値〕

■地域防災リーダーの認定者数（累計）：750 人〔473 人〕

■自主防災組織の結成率：96.0%〔93.3%〕

■関係機関と連携した訓練の実施回数：３回〔３回〕

■消防団の条例定数充足率【再掲】:63.5%〔63.5%〕

■認定農業者数：353 人〔295 人〕

■新規就農者数【再掲】：340 人〔265 人〕

■森を育てる仕事に従事している人数【再掲】：311 人〔283 人〕

2-5　官民連携分野

＜取組の方向＞

・大規模災害発生時に適切な対応が可能となるよう、総合防災訓練の実施による関係機関との連携などに取り組みます。
・支援物資の供給等に係る連携体制の構築、応急給水の確保に係る連携体制の構築、鉄道の耐災害性確保・体制整備、情報通信利用環境の整備などに取り組みます。
・官民連携分野においては、９施策を推進します。

⑴ 総合防災訓練の実施による関係機関との連携（総務部）

・災害対策本部においては、防災関係機関（警察・消防・自衛隊等）を現地情報連絡員として受け入れ、防災対応を行っており、引き続き、総合防災訓練等を通じて連携の強化を図る。

⑵ 要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における避難行動の支援（総務部、保健福祉部）

・災害時等において要配慮者の円滑な避難のため、非常災害対策計画や避難確保計画の策定及び避難訓練の実施に関する定期的な点検と指導・助言を行う必要がある。

⑶ 支援物資の供給等に係る連携体制の構築　（総務部、商工労働部、教育委員会事務局）

重点

《支援物資の供給等に係る応援協定等の締結》

・災害時において物資の調達ができないと推測される場合に、物資調達協定等に基づき物資の調達を行う
・災害発生時に物資を速やかに調達するため、引き続き、協定締結企業者との連絡体制を常に最新のものになるよう更新を行う。

《協定締結団体の協力による救援物資の受け入れや緊急輸送》

・災害の発生により、救援物資を緊急に輸送する必要があると認められる場合に、協定に基づき協定締結団体に協力を要請し、救援物資の受け入れや緊急輸送等を行う。
・救援物資の受け入れや緊急輸送の円滑化のため、協定締結団体と定期的に協議を行い、緊急輸送業務に係る情報伝達方法等について確認する。

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》

・協定が災害時に有効に機能するよう、防災訓練の実施等により連携強化を図る。

《避難所等への燃料等供給の確保》

・県石油商業協同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、防災訓練の実施等により連携強化を図る。
・令和 12（2030）年の供用開始を計画している（仮称）盛岡市第二学校給食センターでも、盛岡市学校給食センターと同程度の体制を整備する。

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》

・災害時の在宅難病患者等の療養の確保のため、発災後数日間は在宅避難が可能となるよ

う、対象者及びその家族、支援関係機関との連携を強化する。

《災害用医薬品等の確保》

・災害が発生し、または発生するおそれがある場合の医薬品等及び支援薬剤師の確保について、県医薬品卸業協会、東北医療機器協会岩手県支部（県医療機器販売業協会）及び盛岡薬剤師会との協定を維持、継続する。

・協定が災害時に有効に機能するよう、今後も随時、協定の見直し等を実施するなど、協力機関との連携強化を図る。

⑷ 応急給水の確保に係る連携体制の整備（上下水道局）

《防災訓練による連携強化》

・防災訓練等により県、県内の水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧・応急給水の協定締結先と情報連絡体制の確認を行い、連携の強化を継続する。

《応急給水》

・防災訓練等により関係機関と情報連絡体制の確認を行い、応急給水活動が円滑に行われるよう連携の強化を継続する。

《水道施設の応急復旧》

・防災訓練等により協定締結先の水道工事業の団体等関係機関と情報連絡体制の確認を行い、応急復旧が円滑に行われるよう連携の強化を継続する。

⑸ 災害廃棄物処理対策（環境部）

《協定等の締結・確認、機動的な連携体制の構築》

・災害が発生した場合において、県や市、関係団体（一般社団法人盛岡市廃棄物業協会、一般社団法人岩手県産業資源循環協会、県環境整備事業協同組合及び市建設業協同組合）が協定等に基づく災害廃棄物処理を円滑に実施するため、平時においても当該協定等の確認を図り、機動的な連携体制の構築を推進する。

《一般廃棄物処理施設の整備、老朽化対策》

・環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設（盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画の参考資料様式２参照）を計画通り整備するとともに、既存ごみ処理施設の老朽化対策を推進する。

⑹ 鉄道の耐災害性確保・体制整備（建設部）

・災害発生時における公共交通を維持するため、代替輸送機能の確保について検討するとともに、鉄道事業者やバス事業などの関係機関との連携体制の構築を推進する。

・災害発生時における救援物資等の輸送手段を確保するため、引き続き関係機関との連携強化を図る。

⑺ 情報通信利用環境の整備（総務部、玉山総合事務所）

・発災後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握できるよう、引き続き通信事業者・放送事業者との連絡体制を維持する。

⑻ 防災ボランティアの活動支援（保健福祉部）

・災害救援ボランティアによる支援が速やかに開始され、効率的な活動が行われるよう、災害ボランティアセンターの設置要請の手順及び支援の方法等を定期的に確認する。

⑼ 災害時連携体制整備（建設部）

・災害時における公共土木施設等の応急対策業務等が速やかに実施できるよう、平時から、災害時の協力が必要とされる建設業関連団体との協定を締結する。

・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥによる被災状況把握等の高度化に対応するため、関係機関との連携を密にする。

【指標】１指標

指標名：令和 13（2031）年度目標値〔令和７（2025）年度実績値〕

■災害時相互応援等協定締結数：103 件〔94 件〕

2-6　デジタル活用分野

＜取組の方向＞

・大規模災害発生時の対応力を強化するため、デジタル技術を活用して、災害対処能力の向上、医療情報のバックアップ体制の構築、円滑な通行の確保、公共土木施設等の老朽化対策などに取り組みます。
・デジタル活用分野においては、10 施策を推進します。

⑴ 災害対処能力の向上（総務部）重点

・新たな災害情報システム等の情報収集・研究や災害時のドローンの利用促進など、災害対応に係る様々な場面でデジタル技術を活用し、災害対応力を強化する防災ＤＸに取り組む。
・ＳＮＳを活用した防災情報の配信及び利用促進を図るとともに、緊急速報メール、Ｌアラート、防災行政無線、市ホームページ等の多様な情報伝達手段を活用し、市民への迅速かつ確実な情報伝達体制の強化を図る。

⑵ 大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等（都市整備部）

・盛土等に伴う災害から人命を守るため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等を進める。

⑶ 医療情報のバックアップ体制の構築（保健福祉部）

・医療情報のバックアップ体制の前提となる電子カルテ導入が各病院で図られるよう取り組む。

⑷ 円滑な通行の確保（建設部）

・道路通行規制時における円滑な通行の確保のため、道路通行規制等の情報を提供・発信する。

⑸ 洪水ハザードマップの作成（総務部）

・令和８（2026）年２月に作成した防災マップについて、引き続き、配布やホームページ等での周知を行う。

⑹ 道路、橋梁、トンネル等の老朽化対策（建設部、玉山総合事務所）

・計画的で効率的な維持管理を推進するため、新たに整備された道路施設を個別施設計画等に追加するほか、定期点検結果等を踏まえて、計画を更新する。
・施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じる事後保全型メンテナンスから、不具合が発生する前に対策を講じる予防保全型メンテナンスへ早期に移行し、ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理を実現するため、必要な措置を集中的かつ計画的に実施する。
・異常が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、個別施設計画等に基づき、早期に修繕等の措置が必要な施設の老朽化対策を推進する。

・舗装や法面、道路付属物等の道路施設についても、適切な維持管理を行う。
・今後の点検・修繕の効率化や省力化を図るため、新技術やＤＸ等の活用の可能性について、情報収集及び検討を進める。

⑺ 河川管理施設の老朽化対策（建設部）
・個別施設計画に基づき、予防保全的な河川施設マネジメントの取組を推進する。
・新技術やＤＸ等を活用し、効果的・効率的な点検や修繕に取り組む。

⑻ 建設業等の担い手の確保・育成（商工労働部）
・被災時における速やかな災害復旧等の実施に向けて、市内企業の担い手の確保・育成等を促進する。

⑼ 上下水道におけるＤＸの推進（上下水道局）
・管路の老朽化対策（腐食・損傷を含む）を効率的に進めるため、盛岡市上下水道局ＤＸ推進実行計画に基づき、現場においてＤＸ技術の活用を推進する。

⑽ 災害時連携体制整備（建設部）
・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥによる被災状況把握等の高度化に対応するため、関係機関との連携を密にする。

【指標】１指標

指標名：令和 13（2031）年度目標値〔令和７（2025）年度実績値〕

■市公式ＳＮＳ（Ｘ、Ｆａｃｅｂｏｏｋ、ＬＩＮＥ）のフォロワー数：152,606 人
〔135,424 人〕

第６章　計画の推進と進捗管理

１　市民総参加の取組

計画の推進に当たっては、市民、企業、ＮＰＯ、県や他市町村など、地域社会を構成するあらゆる主体が、それぞれ主体性を持って、ともに支え合いながら、協働で行動していくことが大切です。

計画の内容を広く周知し、理解を深め、市民総参加の取組として、本計画に定めた取組を着実に推進していきます。

２　計画の進捗管理

⑴　ＫＰＩの設定とＰＤＣＡサイクルの徹底

計画の実効性を高めていくためには、今回策定した計画に基づき、施策を着実に実施し、その進捗や成果、課題等の把握・分析を通じて、次に実施する施策を見直していくことが重要です。

計画の実効性を高めるため、本計画に位置付けた施策や取組の進捗管理については、「総合計画」と同様に、設定した重要業績指標（ＫＰＩ）によりＰＤＣＡ（Plan（計画）、Do(実施)、Check（評価）、Action（改善））のマネジメントサイクルに従って、進捗状況や成果、課題等の把握・分析を行い、必要な対策の追加や見直しを行い、次年度以降の施策・事業に反映します。

⑵　ＫＰＩの進捗管理

計画の進捗管理に当たっては、マネジメントサイクルを確実に機能させることによって、計画の実効性を高め、その着実な推進を図ります。

３　計画等の見直し

本計画は、本市の国土強靭化の観点から、市における様々な分野の計画等の指針となるものであることから、計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、それぞれの計画の見直し時期や次期計画の策定時等に所要の検討を行い、本計画との整合性を図ります。

なお、本市の最上位計画である総合計画との整合性を図るため、必要に応じ、計画の見直しを行う場合があります。

別　紙

（別紙１）起きてはならない最悪の事態の様相（例示） 95
（別紙２）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果..... 101
（別紙３）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果に基づく対応方策一覧..... 131
（別紙４）起きてはならない最悪の事態と施策分野の関連表（マトリクス表）..... 158
（別紙５）施策分野ごとの指標一覧 164

（別紙１）起きてはならない最悪の事態の様相（例示）

〔目標１〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、直接死を最大限防ぐ

〔事態 1-1〕地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や直下型地震が発生し、市全域で強い揺れに見舞われた。

■ 耐震化が不十分な住宅やビル、病院や店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物や学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物、道路や鉄道施設、文化財などが倒壊した。

■ 倒壊を免れた建築物でも、非構造部材や棚等の落下、ブロック塀の倒壊等が発生した。

■ 市街地の各所で火災が発生し、倒壊した電柱や信号機などが道路を塞ぎ、断水も発生し消火が十分にできず、延焼が拡大した。

■ 避難路となるべき道路が塞がれ、自動車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生した。

■ これらによって、多くの死傷者が発生した。

〔事態 1-2〕異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

大型化する台風の来襲等により、長時間の激しい降雨に見舞われ、河川の水位が急激に増し、堤防の越水又は決壊が起きた。

■ 短時間の激しい降雨により、上流部からの土砂流出による河道埋塞や、河川・沢沿いの立ち木が流出し、橋梁に流木が詰まる堰上げなどにより浸水被害が発生した。

■ 河川周辺等の地域等市街地以外においても浸水被害が発生した。

■ 大規模な山腹崩壊が発生し、ダムに大量の土砂や流木が流入することで、洪水調整機能が低下し、下流部において洪水被害が頻発した。

■ 豪雨等によりため池の貯水位が急激に上昇し、決壊、越流による堤体の破壊等により下流の人家等が流出した。

■ 住家等の浸水被害が多数発生した。

■ 医療機関・社会福祉施設等に浸水被害が発生した。

■ これらによって、避難の遅れた住民に多くの死傷者が発生した。

〔事態 1-3〕大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

■ 活火山（岩手山）が噴火し、噴石、火砕流、溶岩流、火山灰等の降下、土石流、融雪による火山泥流が発生した。

■ 大型化する台風の来襲や激化する梅雨前線等により、集中豪雨が発生し、がけ崩れ、地すべり、土石流などの土砂災害が多発した。

■ 流水、土砂により、国道などの主要道路が通行困難となり、路線バスなどの多数の立ち往生車両が発生した。

■ 大規模な深層崩壊も発生し、多くの住宅が消滅した。

■　山腹崩壊により天然ダムが形成され、上流部が湛水するとともに、その後の台風や豪雨により決壊し、一気に流出した土石流が下流の集落を飲み込み、被害が広範囲に拡大した。
■　これらによって、避難の遅れた住民に多くの死傷者が発生した。

〔事態 1-4〕暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

■　暴風雪及び豪雪、雪崩等により、国道、県道などの主要道路が通行困難となり、多数の立ち往生車両が発生した。
■　緊急車両等も到着することができず、多くの死傷者が発生した。

〔事態 1-5〕情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

■　テレビ、携帯電話等の通信手段の断絶や、避難指示等の遅れ、防災意識の低さ等により、住民の避難行動の開始が遅れ、多数の死傷者が発生した。
■　福祉施設等における高齢者、障がい者等の要配慮者の避難行動の開始の遅れにより、多数の死傷者が発生した。
■　発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、長期停止に陥り、携帯電話、テレビ等のあらゆる情報通信が長期間麻痺し、その後の余震や天候の悪化等に伴う新たな避難情報や、避難生活に必要な情報など、市民に重要な情報が届かず、多数の死傷者や市民生活への大きな影響が発生した。

〔目標２〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

〔事態 2-1〕被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

■　緊急輸送道路が、土砂崩れ等により至る所で通行不能となり、被災地への輸送は困難な状態が続いた。
■　これによって、食料や飲料水、灯油等の搬送が困難な状況が続き、物資等の供給が長期停止した。
■　鉄道や幹線道路の損壊により公共交通機関は全面的に運休するとともに、自動車での帰宅も困難となった。
■　自宅に帰ることのできない人が、勤務先や駅、一時避難所及び指定緊急避難所などにあふれ、水・食料等の供給が不足する事態が発生した。

〔事態 2-2〕多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

■　同時多発的な山間部の道路斜面の崩壊、橋梁の落橋や、積雪による主要道路の通行困難により、多数の孤立集落が発生した。

■　道路の復旧には時間を要し、電気や水道、電話などライフラインの復旧工事も長期化し、孤立の解消や元の生活を取り戻すには長い時間を要した。

〔事態 2-3〕自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

■　自衛隊、警察、消防等の施設、車両、資機材等に被害が出た。
■　救助・救急活動については、被害が市内全域に及ぶことから、人員や資機材が絶対的に不足した。
■　広域的な道路の通行止めで、ガソリンや軽油等の供給が長期にわたり途絶した。
■　救助・救急活動に必要な車両等の燃料の備蓄は数日分しかなかったため、助かる命が助からない事態が発生した。

〔事態 2-4〕医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

■　医療機関の多くが被害を受け、使用不能の事態に至った。
■　被災した有床の医療機関では、被害の少ない医療機関への患者の輸送が急がれるもの、医療従事者の状況や基幹道路の復旧の遅れ、輸送手段の不足などにより、搬送ができなかった。
■　医薬品や医療資機材も不足し、医療の提供自体が危ぶまれる事態が発生した。
■　断水や停電等により、医療機関において透析治療が困難となった。
■　福祉施設の多くも被害を受け、使用不能の事態に至った。
■　被災した福祉施設の入所者は、福祉避難所等へ避難したが、福祉関係者の被災などにより、必要な支援を受けることができない事態が発生した。

〔事態 2-5〕被災地における感染症等の大規模発生

■　地震により下水道が損壊し、汚水の処理ができなくなったことなどから不衛生な状況となった。
■　医療従事者や医薬品の不足により満足な治療が受けられない状態が続いた。
■　避難所の寒さが厳しい上、大勢の避難者が生活していることから、インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が大規模発生し、免疫力が低下している高齢者や幼児が重症化した。

〔目標３〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を確保する

〔事態 3-1〕行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

■　市職員に多くの死傷者が出た。

■　多くの職員が出勤できない事態が発生し、出勤可能な職員においても、道路状況や地盤沈下の影響で水が引かない等、施設に近づくことができない状況に陥った。
■　行政機関の庁舎の一部は建物及び設備が使用不能となったことから、行政機能が機能不全となった。
■　被災者は、ライフラインの途絶、食料や水の不足もあり、自宅を離れ、指定避難所などへ避難したことから、被災地域は無人となった。
■　市施設に浸水被害が発生した。

〔目標４〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、経済活動を機能不全に陥らせない

〔事態 4-1〕サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

■　主要幹線道路が寸断され、部品の調達等ができなくなり、市内企業の生産力が大きく低下した。
■　製造業等の工場施設が被害を受けたことにより、部品組立等の生産ラインの稼動が停止した。
■　発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、石油等の燃料についても、基幹道路等の被害により、受け入れ及び輸送が出来ないため、社会経済活動が長期に停止した。

〔事態 4-2〕食料等の安定供給の停滞

■　緊急輸送路やそれを補完する農林道が被災し、県内外からの食料等物資の供給が停滞した。
■　同時多発的な山間部の道路斜面の崩壊、橋梁の落橋や、積雪による主要道路の通行困難により、農業資材や家畜飼料等の供給が滞り、農業生産活動ができない事態が発生した。
■　基幹的な農業水利施設が被害を受け、農業用水の供給が滞り、さらには担い手や販路の不足による元々の生産量の減少も影響し、農業生産ができない事態が発生した。

〔事態 4-3〕農地・森林等の荒廃による被害の拡大

■　山間部の農地や山林が、大規模崩壊により大きな被害を受け荒廃した。
■　荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起こした。
■　農地・農業用施設が被災し、営農の継続が困難となり、農地の荒廃が進展し、担い手や販路不足も要因となり、中山間地域において集落が消滅する危機に瀕した。
■　裸地化の進行や亀裂が生じている状態を放置した状態が続き、その後の降雨により大崩壊を招き、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生した。

〔目標５〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

〔事態 5-1〕情報通信機能の長期停止

■　発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け、長期停止に陥り、携帯電話、テレビ等のあらゆる情報通信が長期にわたり停止した。

〔事態 5-2〕電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

■　発電所や変電所が被害を受け、送電線の寸断、鉄塔の倒壊もあり、電力供給が長期にわたり停止した。

■　道路の寸断により、復旧車両の通行が困難であったことなどから、電力供給が長期にわたり停止した。

■　ガス製造設備や主要導管網が大きな被害を受け、ガス供給が長期にわたり停止した。

■　広域的な道路の通行止めなどの影響で、供給能力を喪失し、ガソリンや軽油等の市全域への供給が長期にわたり途絶した。

〔事態 5-3〕上下水道等の長時間にわたる供給停止

■　市の至る所で上水道、農・工業用水道の配管が破裂した。

■　道路が寸断され、初期の給水車による応急給水活動ができず、病院からの応急給水要請に対応出来なかった。

■　上水道の取水施設が損壊した。

■　このため、上水道、農・工業用水等が長期にわたり供給停止となり、市民の生活や農工業に大きなダメージを与えた。

■　下水処理場の設備等が大きな被害を受け、長期の機能停止に陥った。

■　下水管やマンホールが液状化等によって広い範囲で浮き上がり、下水道が長期の機能不全に陥った。

■　工場や事業者等の有害化学物質貯蔵設備等が損壊し、有害化学物質が周辺土壌や河川に流出し、土壌・水質汚染等の二次災害が発生した。

〔事態 5-4〕市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

■　陸上交通は、高規格幹線道路も甚大な被害を受け、緊急輸送道路も土砂崩れ等により至る所で通行不能となり、鉄道施設も大きな被害を受け、長期使用不能となった。

〔目標６〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

〔事態 6-1〕災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■　家屋倒壊等による災害廃棄物が大量に発生し、廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、廃棄物があふれ、道路の通行にも支障が生じた。

■　悪臭や粉じんが発生し、生活環境が著しく悪化した。

■　広域処理の調整がつかず、被災地で処理しなければならない状態となり処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れた。

〔事態 6-2〕復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■　道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受けた。

■　被害が広域であるため、他自治体からの支援も困難な状況であり、人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れた。

〔事態 6-3〕地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■　長期の避難生活により、地域コミュニティが崩壊し、その後の復興作業が大幅に遅れた。

■　コミュニティ拠点施設の崩壊等により、コミュニティ活動が停止し、その後の地域コミュニティの再生が大幅に遅れた。

（別紙２）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

〔目標１〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、直接死を最大限防ぐ

〔事態 1-1〕地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

⑴ 住宅・病院・学校等の耐震化（保健福祉部、子ども未来部、商工労働部、都市整備部、市立病院、教育委員会事務局）

《住宅・ブロック塀等の耐震化等》

・木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助等により、住宅の耐震化の促進に取り組んでいる。

・木造住宅の耐震診断・耐震改修への補助等の活用状況が低いことなどから、住宅の耐震化に対する必要性や支援制度の周知が課題である。

・住宅の耐震化を一層促進するため、支援制度の周知を行い、所有者負担の軽減を図る必要がある。

・ブロック塀等の倒壊による避難路等の閉塞や人的被害のおそれのある箇所についても、耐震化や除却等の安全対策を促進する必要がある。

《住宅・建築物の耐震・耐風対策》

・地震や強風時における屋根ふき材等の落下や飛来による人的被害、住宅・建築物の損壊等の被害が想定される。

・これまで、民間建築物の所有者に対して、落下物対策についての指導を行ってきたところであるが、屋根ふき材等の耐震・耐風性能が不十分な住宅・建築物等については、今後も被害抑制のための総合的な取組を推進する必要がある。

《大規模建築物の耐震化》

・耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物（ホテル・旅館等）に対し、耐震診断・耐震改修への補助等の制度を設け、対象施設に耐震化を働きかけているものの未改修の施設がある。

・耐震化を促進するため、耐震性が不足している建築物の所有者に対し、引き続き耐震化の啓発や支援制度の周知などを図る必要がある。

《病院の耐震化》

・市立病院は災害拠点病院ではないが、耐震化済みである。

・大規模停電時においても診療機能を維持できるよう、自家用発電装置や燃料タンク等の非常用設備も整備済みである。

・既存の国の住宅・建築物防災力緊急促進事業を活用するなどし、耐震化されていない病院、施設に対し、改修等の促進を図る必要がある。

《社会福祉施設等の耐震化》

・災害発生時に避難が困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、児童福祉施設等をはじめとする社会福祉施設の耐震化及びスプリンクラーの整備を進める必

要がある。

《学校施設・社会体育施設等の耐震化》

・市立小中学校の耐震改修は、市立小中学校耐震化計画（小中学校：Ｉｓ値 0.7 未満の校舎・体育館）及び耐震促進計画（階数２以上及び 1,000 ㎡以上）に基づき取り組み、平成 28（2016）年をもって 100%完了した。

・耐震化が完了したものの、老朽化した施設が多いことから、老朽化対策や長寿命化改修等を推進する必要がある。

・災害時の避難場所となる市立小中学校の屋内運動場において、天井の脱落対策等の耐震化を市立小中学校非構造部材耐震化計画（屋内運動場等のうち天井高６ｍまたは水平投影面積 200 ㎡を超える吊天井を有するもの）に基づき取り組み、令和２（2020）年度をもって 100%完了した。

・ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する必要がある。

・令和 12（2030）年の供用開始を計画している（仮称）盛岡市第二学校給食センターには、学校給食だけでなく災害時の炊き出し対応が求められることから、災害時においてもその機能を確保する必要がある。

⑵ 市営住宅の老朽化対策等（建設部）

・市営住宅長寿命化計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な老朽化対策と維持管理を推進する必要がある。

⑶ 市街地整備（建設部、都市整備部）

《幹線街路整備》

・市街地における都市計画道路は、計画延長 259.8 ㎞に対して整備済み延長 191.3 ㎞となっている。

・避難路の確保及び火災の延焼拡大防止のため、国や市町村と連携を図り都市計画道路の整備を推進する必要がある。

《都市公園における防災対策》

・令和７(2025）年度末現在、市内の都市公園 490 箇所のうち、防災公園（広域避難地）として位置付けている公園数は１箇所である。

・発災時に避難場所や活動拠点として活用される防災公園の整備を計画的に実施していく必要がある。

《市街地等の幹線道路の無電柱化》

・市街地等の幹線道路における無電柱化を進めている。

・電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがあることから、電線管理者の理解と協力を得ながら市街地等の幹線道路における無電柱化を進める必要がある。

《災害に強い市街地の形成等》

・災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するた

め、立地適正化計画の強化（防災を主流化）を推進する必要がある。

・市街地再開発事業等による不燃化促進、緊急車両のアクセス性の向上、都市機能や居住の移転、防災機能強化を促進する必要がある。

《大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等》

・盛土等に伴う災害から人命を守るため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・確認等を行うことが重要である。

《液状化ハザードマップの作成》

・地震ハザードマップ（液状化危険度）を掲載した防災ガイドを令和８（2026）年２月に作成、全戸配布するとともに、新規転入者への配布やホームページで周知している。

⑷ 都市公園施設の老朽化対策（都市整備部）

・市の都市公園施設の個別施設計画は策定済みであり、定期点検結果等を踏まえ、計画を更新していく必要がある。

・計画的・効率的な維持管理を推進するため、個別施設計画に基づいた維持管理を推進する必要がある。

⑸ 道路施設の防災対策（農林部、建設部、玉山総合事務所）

・落石や崩壊のおそれのある斜面等について道路防災点検を実施する必要がある。

・大規模災害時に、救助や救援活動、緊急物資輸送などを迅速かつ的確に行うことができるよう、緊急輸送道路における落橋等のおそれがある橋梁の耐震補強等を引き続き計画的に実施する必要がある。

・大規模災害時に、古くから町を形成している地区において、救助や消火活動などを迅速かつ的確に行うことができるよう、狭あいな市道の改良等を促進する必要がある。

・通行者及び通行車両の安全確保並びに緊急車両の円滑な通行を確保するため、踏切道改良促進法に基づき指定された踏切について拡幅等の改良を推進する必要がある。

・道の駅もりおか渋民に非常用電源を設置しＡ棟、Ｂ棟及びＦ棟の無停電化及び災害時も活用可能なトイレを確保する。

・農道橋の点検診断は令和元（2019）年度までに全て完了し、個別施設計画を策定した。また、令和４（2022）年度に完成した農道橋についても、同年度に個別施設計画を策定した。

・農道及び林道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進める必要がある。

⑹ 鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備（建設部）

・災害発生時においても、公共交通を維持するため、代替輸送機能の確保について検討するとともに、鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る必要がある。

・災害時における罹災者、避難民及び災害応急対策要員の移送のため、市と公益社団法人岩手県バス協会は災害時における罹災者、避難民及び災害応急対策要員の一般乗合旅客

自動車による移送に関する協定を締結している。
・災害時における情報収集のため、市と県タクシー協会盛岡支部は災害時におけるタクシー無線による情報収集に関する協定を締結している。
・災害時における物資の輸送等のため、市と複数の輸送業者は協定を締結している。
・鉄道事業者については、橋梁や高架の耐震補強など鉄道施設の耐災害性をより一層確保する必要がある 。
・バス事業者については、バス車両及び運転士をより一層確保する必要があり、バス車両の購入や運転士の育成及び確保に対して国と連携して支援を行っている。

⑺ 文化財の耐震化等（教育委員会事務局）
・文化財の耐震化を進めるとともに、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめるため、博物館における展示方法・収蔵方法等の点検や、文化財の保存対策を進める必要がある。
・史跡盛岡城跡の石垣については、石垣変位調査等により、崩落の可能性が高い範囲について挙動の把握等に努めているが、調査対象範囲外も含め、挙動の把握を行うとともに、変位の進行が進んでいる範囲については、修復等の対策を進める必要がある。
・歴史的な建造物や有形文化財（建築物・石造物等）、天然記念物について、破損等により交通の阻害や人的被害の生じる可能性がある箇所の把握と周知を進める必要がある。
・天然記念物に指定されている樹木は、市が定期的に樹木医による樹勢診断を行っており、生育状況の把握に努めている。なお、腐朽や枯損、空洞化等に対する措置は所有者が行なうこととなっているため、適切な対応をとることが難しく、技術的な助言や財政的な支援等の必要がある。
・史跡志波城跡等、復元整備を行った施設の老朽化により、施設の倒壊や崩落の危険性がある箇所について、修理・改修等の安全対策を推進する必要がある。危険性が高い箇所については、事前の撤去も検討する。
・指定文化財や歴史的価値の高い建造物のほか、貴重な史資料を保管している博物館等施設について、防災設備の老朽化や維持管理、耐震診断等に係る経費等の拡充・支援を行う必要がある。

⑻ 空き家対策（市民部、都市整備部）
・本市の空き家率は、全国と同様に増加傾向にある。
・倒壊のおそれがある空き家は、大規模災害発生時、倒壊のリスクが高い。また、防犯上や環境衛生上も、周辺に悪影響を与えている。
・大規模災害発生時の空き家の倒壊を防止するため、倒壊のおそれ等がある空き家の解体を促す必要がある。
・空き家等バンク制度による空き家活用を推進し、住み替え・定住・交流の促進等のまちづくり・住まいづくりを図るとともに、空き家等に関する市の補助金制度を活用しながら総合的な空き家対策を実施する必要がある。

⑼ 防火対策（総務部）

・林野火災等の大規模火災時に消火活動が円滑に行われるよう、車両資機材の充実を図る必要がある。

⑽ 避難場所等の指定・整備（総務部、保健福祉部）

《避難場所及び避難所の指定・整備》

・令和８（2026）年３月末時点で、指定緊急避難場所は 245 施設、指定避難所は 192 施設を指定した。

・災害時に円滑な設置・運営を行えるよう、職員を対象とした研修等が必要である。

《福祉避難所の指定・協定締結》

・令和８（2026）年４月時点で福祉避難所を 47 箇所指定・協定締結した。

・市内の要配慮者数に対して福祉避難所が不足していることから、新たな指定を促進する必要がある。

《避難所の環境改善》

・地震、風水害等の大規模災害が発生した際に、避難所の運営が円滑に行われるよう、避難所の開設・運営の基本的な考え方をまとめた避難所運営マニュアル（共通編、短期運営編及び長期運営編）を作成した。

・避難所の生活環境の質の向上を図るため、十分なトイレの確保、温かい食事の提供、プライバシーに配慮した生活スペースの確保など、避難所の環境改善を進めていく必要がある。

・避難場所標識の整備状況は、全体の約 34%に留まっており、計画的に整備を進めていく必要がある。

⑾ 避難行動の支援（総務部、保健福祉部）

《避難行動要支援者名簿の作成・活用》

・高齢者や障がい者などの災害発生時の避難支援などが迅速かつ的確に行われるよう、平常時から避難支援等関係者に名簿を提供し、発災時に名簿を活用した避難支援を行うことができる体制づくりを促すとともに、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき具体的な避難方法等を定めた個別避難計画の策定を促進する必要がある。

《消防団活動の充実強化》

・消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、本市では消防団員数が減少傾向となっている。

・地域住民の消防団活動への理解と入団促進を図るため、市民に対する啓発活動や情報提供等の支援、効果的な活動に向けた装備を充実させる。

《自主防災組織の結成及び活性化支援》

・災害による被害の軽減を図るために、国、県、市町村等の防災体制の整備にとどまらず、地域住民による避難誘導、救護等の自主的な防災活動が大きな役割を果たすことから、

地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織が重要である。

・自主防災組織の組織化及び活動の活性化を図るため、町内会・自治会を対象とした研修会等に自主防災推進員を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行う。

・地域防災リーダー養成講座の開催等を通じて、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る必要がある。

《地域コミュニティにおける防災体制の強化》

・人口減少・高齢化により自主防災組織や消防団等の維持が困難となっており、地域の防災活動における持続可能な共助のあり方について検討の上、自主防災組織・消防団の活動の活性化を図りながら、多様な主体が参画する共助の体制を構築していく必要がある。

・避難行動要支援者情報提供同意者名簿を町内会・自治体や自主防災組織に提供し、地域支え合いマップの作成や防災訓練などへの活用を促進する必要がある。

・災害対策基本法の一部改正に伴い創設された被災者援護協力団体登録制度を活用し、自主防災組織等の補完的役割を担うＮＰＯを育成する必要がある。

⑿ 特定動物の逸走防止（保健福祉部）

・県条例により、特定動物飼養者に、災害時における特定動物の逸走防止及びその他のとるべき緊急措置を定めておくことや、逸走時における通報及び緊急措置の実施等を義務付けている。

・今後も、上記の徹底などにより、特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じる必要がある。

⒀ クマによる被害防止（環境部、農林部）

・ツキノワグマの地域個体群の安定的な維持に配慮しつつ、人身被害の防止及び農林業被害の軽減に取り組む必要がある。

〔事態 1-2〕異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

⑴ 河川改修等の治水対策（建設部）

《河川整備》

・河川溢水等により被害を受けた箇所など、緊急性が高い地域について、着実に整備を進めている。

・気候変動に伴い激甚化・頻発化する洪水災害に対する安全度の向上を図るため、引き続き河川改修等の整備を進めていく必要がある。

《洪水ハザードマップの作成》

・令和８（2026）年２月に防災マップとして作成し、全戸配布するとともに、ホームページで周知している。

《水害に関する情報提供等の強化》

・洪水等の水害の頻発化・激甚化により洪水等からの逃げ遅れや社会経済被害が発生しており、多様な連携体制の構築を図り、水害に関する情報提供を充実させる必要がある。

《流域治水の取組》

・気候変動による水災害リスクの増大に備えるために、これまでの河川管理者等の取組に加えて、流域に関わる関係者が、主体的に取り組む社会を構築する必要がある。

《洪水に対する住宅等の安全対策》

・洪水により被害を受けるおそれのある住宅について、関係機関等と連携し、所有者に対して危険性の周知を行い、移転等の安全対策を促進する必要がある。

⑵ 河川管理施設の老朽化対策（建設部）

・計画的な維持管理を推進する必要がある。

⑶ 内水危険箇所の対策（上下水道局）

《内水危険箇所のソフト対策》

・令和３（2021）年度の水防法改正に伴い、想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域を反映した雨水出水浸水想定区域図の作成と公表が求められており、検討を進める必要がある。

・想定最大規模降雨に対する内水ハザードマップを順次公表している。

《内水危険箇所のハード対策》

・いわて汚水処理ビジョン 2025 では、令和 17(2035)年度末までに内水により氾濫するおそれのある面積のうち 1,000ha の浸水被害軽減を図っている。本市の雨水施設整備率は令和７（2025）年度末において 69.3%であり、県目標の 30%を達成している。

・気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等に備え、一層の雨水排水施設の整備を進める必要がある。

⑷ 避難場所等の指定・整備（総務部、保健福祉部）

《避難場所及び避難所の指定・整備》　1-1 から再掲

《福祉避難所の指定・協定締結》　1-1 から再掲

《避難所の環境改善》　1-1 から再掲

⑸ 避難行動の支援（総務部、保健福祉部）

《避難指示等発令基準の策定》

・洪水災害へ対応するため、平成 26（2014）年に策定した避難情報発令の判断基準に基づき、円滑に避難指示等を発令できるよう適切に運用している。

《避難行動要支援者名簿の作成・活用》　1-1 から再掲

《消防団活動の充実強化》　1-1 から再掲

《自主防災組織の結成及び活性化支援》　1-1 から再掲

《地域コミュニティにおける防災体制の強化》　1-1 から再掲

⑹ 市街地整備（建設部、都市整備部）

《幹線街路整備》　1-1 から再掲

《都市公園における防災対策》　1-1 から再掲

⑺ 都市公園施設の老朽化対策（都市整備部）　1-1 から再掲

⑻ 市営住宅の老朽化対策等（建設部）　1-1 から再掲

〔事態 1-3〕大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

⑴ 警戒避難体制の整備（総務部、建設部）

《火山ハザードマップの作成》

・岩手山火山防災ハザードマップを掲載した防災ガイドを令和８（2026）年２月に作成し、全戸配布するとともに、ホームページで周知している。

《土砂災害ハザードマップの作成》

・土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定が行われた場合、土砂災害ハザードマップを作成する必要がある。

・新たな土砂災害警戒区域等の指定があった場合、土砂災害ハザードマップを順次更新する必要がある。

《土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定》

・市内の土砂災害警戒区域等（１巡目）は全箇所指定済である。

・一方、新たな土砂災害が発生するおそれのある箇所について、県と連携して土砂災害警戒区域等の指定を進める必要がある。

《土砂災害等に対する住宅等の安全対策》

・土砂災害等により被害を受けるおそれのある住宅について、関係機関等と連携し、所有者に対して危険性の周知を行い、移転等の安全対策を促進する必要がある。

⑵ 農山村地域における防災対策（農林部）

・大雨や地震等による林地崩壊や土石流などの山地災害を防止するため、治山事業による治山施設の設置を実施主体である県と協議しながら進める必要がある。また、森林整備による公益的機能の維持・強化を進める必要がある。

・大雨や地震等による、ため池の決壊などを未然に防止するため、ため池の点検・調査を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行う必要がある。

・ため池の漏水・決壊を防止するため、計画的にため池の点検・調査と保全対策を行うとともに、ため池決壊の浸水想定図に基づいたハザードマップを公表するなど、ハード・ソフトを組み合わせた対策を講じる必要がある。

⑶ 避難場所等の指定・整備（総務部、保健福祉部）

《避難場所及び避難所の指定・整備》　1-1 から再掲

《福祉避難所の指定・協定締結》　1-1 から再掲

《避難所の環境改善》　1-1 から再掲

⑷ 避難行動の支援（総務部、保健福祉部）

《避難指示等発令基準の策定》　1-2 から再掲

《避難行動要支援者名簿の作成・活用》　1-1 から再掲

《消防団活動の充実強化》　1-1 から再掲

《自主防災組織の結成及び活性化支援》　1-1 から再掲

《地域コミュニティにおける防災体制の強化》　1-1 から再掲

⑸ 市街地整備（建設部、都市整備部）

《幹線街路整備》　1-1 から再掲

《都市公園における防災対策》　1-1 から再掲

⑹ 都市公園施設の老朽化対策（都市整備部）　1-1 から再掲

⑺ 市営住宅の老朽化対策等（建設部）　1-1 から再掲

〔事態 1-4〕暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

⑴ 円滑な通行の確保（建設部、玉山総合事務所）

《円滑な通行の確保》

・道路通行規制時における円滑な通行の確保のため、道路通行規制等の情報を提供・発信していく必要がある。

《冬期の道路交通確保》

・積雪時の立ち往生車両の未然防止のため、適切な道路の除排雪、及び凍結防止剤の散布を行っていく必要がある。

・道路通行規制時における円滑な通行の確保を図るため、道路通行規制等の情報を提供・発信していく必要がある。

・迅速な除雪実施の判断・指示を行うため、積雪状況を24時間監視できるシステムを整備する必要がある。

⑵ 道路施設の老朽化対策（建設部、玉山総合事務所）

・道路施設の個別施設計画等は策定済みであるが、今後、新たに整備された施設を計画に追加する必要があるほか、定期点検結果等を踏まえ、計画を更新していく必要がある。

・異常が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、早期に修繕等が必要な施設が存在しており、個別施設計画等に基づいて計画的な修繕等を推進する必要がある。

・その他、舗装や法面、交通安全施設、道路付属物等の道路施設についても、適切な維持管理を行っていく必要がある。

⑶ 孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等（総務部）

《孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等》

・孤立化するおそれのある地域について、孤立化想定地域カルテの整備を進めることにより、住民の安否確認や情報伝達を行う連絡体制の整備・確保に努める必要がある。

《孤立化想定地域対策》

・能登半島地震など近年頻発する災害における教訓等を踏まえ、今後孤立化想定地域に対する訓練等を検討する必要がある。

（別紙２）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

〔事態 1-5〕情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

⑴ 避難行動の支援（総務部、保健福祉部）　1-2 から再掲

⑵ 住民等への情報伝達の強化（総務部）

《災害情報の円滑な伝達》

・Ｊ－アラートと災害情報伝達機能(防災ラジオ・防災行政無線)を接続し、運用している。

⑶ 災害情報システムの整備（総務部）

・市災害情報連携システムを運用しているほか、県の災害情報システムも活用している。

⑷ 情報通信利用環境の整備（総務部、市民部、玉山総合事務所）

《携帯電話等エリア整備》

・一部の通信事業者において、令和５（2023）年度末までの全てのエリア外人口の解消が計画されていたが、一部条件不利地域で不感地域が残っている状況。

・災害時に有効な連絡手段である携帯電話の不感地域を解消していくため、引き続き通信事業者への働きかけを行う必要がある。

《通信事業者・放送事業者との連携》

・発災後の情報通信基盤の障害状況を把握するため、通信事業者・放送事業者と引き続き連絡体制を維持する必要がある。

⑸ 防災訓練の推進（総務部）

・災害対応力強化に向け、災害対応訓練や研修の取組を継続する必要がある。

⑹ 防災教育の推進・学校防災体制の確立等（教育委員会事務局）

《学校防災体制の確立》

・学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかけている。

《学校における継続的な防災訓練の推進》

・学校、保護者及び地域の方々と連携して継続的な防災訓練を進めていく必要がある。

《学校や避難路等の安全確保の取組の推進》

・ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する必要がある。

《いわての復興教育「そなえる」を核とした防災教育の推進》

・いわての復興教育の教育的価値「そなえる」の取組として、地域の防災マップや小中学校合同での避難訓練など、様々な災害を想定した防災意識を高める取組を推進している。

・学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進を図り、発達段階に応じた防災教育を働きかけていく必要がある。

⑺ 避難行動の支援（総務部、保健福祉部）

《避難行動要支援者名簿の作成・活用》　1-1 から再掲

《消防団活動の充実強化》　1-1 から再掲

《自主防災組織の結成及び活性化支援》　1-1 から再掲

《地域コミュニティにおける防災体制の強化》　1-1 から再掲

《要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における防災体制の強化》

・災害時等において介護老人福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援していく必要がある。

・非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について、要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の特性に合った対応マニュアルの作成や先進的取組事例の情報提供が必要である。

《要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における避難行動の支援》

・災害時等において要配慮者の円滑な避難のため、非常災害対策計画や避難確保計画の策定及び避難訓練の実施に関する定期的な点検と指導・助言を行う必要がある。

⑻ 災害に備えた道路交通環境の整備（建設部）

・道路通行規制時における円滑な通行の確保を図るため、道路通行規制等の情報を提供・発信していく必要がある。

・災害発生時に円滑な通行の確保を図るため、自転車活用推進計画に災害時の自転車活用を位置付けているが、次期計画策定においても、引き続き位置付ける必要がある。

（別紙２）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

〔目標２〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

〔事態 2-1〕被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

⑴ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（総務部、保健福祉部、教育委員会事務局）

《非常物資の備蓄体制の強化》

・災害時用備蓄物資整備方針指針（令和３（2021）年改訂）を策定した。

《支援物資の供給等に係る応援協定等の締結》

・災害時における生活必需品、食料及び飲料の確保等に関する応援協定等において、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の物資の調達、輸送について協力要請することとしている。

・災害時に、協定に基づく活動が円滑に行われるよう、協定締結者との連絡体制を常に最新のものへ更新し、体制確保を図る。

《避難所等への燃料等供給の確保》

・災害時において、避難所等への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合と協定を締結しているほか、ＬＰガスや資機材の確保について協力を要請するため、県高圧ガス保安協会とも協定を締結している。

・県石油商業協同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

・盛岡市学校給食センターについて、災害時に炊き出しが可能となるように施設整備を行った。

・災害時において、炊き出しの対応が可能となるよう盛岡市学校給食センターを整備・運営する株式会社盛岡スクールランチパートナーズと災害協定を締結した。

・令和 12（2030）年の供用開始を計画している（仮称）盛岡市第二学校給食センターにおいても、災害時における炊き出し体制を整備する必要がある。

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》

・災害時の在宅難病患者の療養の確保に必要な非常用電源装置を確保し、また安全に避難できるよう、民間業者をはじめ関係機関と発災を想定した情報共有や連携強化を図る必要がある。

・医療機関や在宅療養を支える関係機関と連携を図り、安全を確保したうえでの自宅避難の継続、必要に応じた医療機関または福祉避難所等への避難が円滑に進むよう、体制を整備する必要がある。

《災害用医薬品等の確保》

・災害が発生し、または発生するおそれがある場合の医薬品等及び支援薬剤師の確保について、県医薬品卸業協会、東北医療機器協会岩手県支部（県医療機器販売業協会）及び盛岡薬剤師会と協定を締結して災害用医薬品等の供給体制等を整備している。

・協定が災害時に有効に機能するよう、随時、協定の見直し等を実施するなど、協力機関との連携強化を図る必要がある。

⑵ 水道施設の防災機能の強化（上下水道局）

・管路の老朽化対策（腐食・損傷を含む）を効率的に進めるため、現場におけるＤＸ技術の活用を推進する必要がある。

・災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策を促進する必要がある。

⑶ 応急給水の確保に係る連携体制の整備（上下水道局）

《応急給水》

・災害時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の供給が確保できるよう、応急給水資機材の整備を図る必要がある。

・災害時に、応急給水活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

《水道施設の応急復旧》

・円滑な応急対策のため、応急復旧用資機材の備蓄に努めている。

・災害時における水道施設の復旧活動に係る応急対策に関する協定において、水道工事業の団体を通じ応急復旧について協力要請することとしている。

・災害時に、応急復旧活動が円滑に行われるよう、防災訓練などを通じて、関係機関との連携体制の強化を図る必要がある。

《水道災害訓練》

・防災訓練等により県、県内の水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧に係る協定締結先等の関係機関と連携を図る必要がある。

・災害時に協定に基づく活動が円滑に行われるよう、訓練を継続し、連携体制の強化を図る必要がある。

⑷ 渇水対策に係る情報共有等（上下水道局）

・異常少雨、暖冬等に伴う渇水が発生すると、水道施設における断水など、市民生活に広範囲な影響が生じる。

・降雨量やダム・河川の状況を関係機関と共有し、渇水の兆候がある場合は各機関が連携して対応できる体制を整えておく必要がある。

⑸ 道路施設の整備等（農林部、建設部、玉山総合事務所）

《道路施設の防災対策》　1-1 から再掲

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》

・物資を供給する交通ルート確保のため、幹線道路によるネットワーク構築が必要なことから、都市計画道路等の整備が必要である。

・緊急輸送道路上の落橋等のおそれがある橋梁（15m以上かつ複数径間）について、災害に強い道路ネットワークの構築に向けて、引き続き未対策橋梁の耐震補強を推進する必

要がある。

⑹ 道路施設の老朽化対策（建設部）　1-4 から再掲

⑺ 鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備（建設部）
1-1 から再掲

〔事態 2-2〕多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

⑴ 総合防災訓練の実施による関係機関との連携（総務部）

・総合防災訓練においては、消防・警察・自衛隊等に加え医療機関（及び住民等）が連携した救出・救助及び応急医療訓練のほか、消防団のドローンによる上空偵察、災害現場で活動する関係機関の連絡・調整能力向上のための現地合同調整所開設・運営訓練などを実施している。

⑵ 孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等（総務部）

《孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等》　1-4 から再掲

《孤立化想定地域対策》　1-4 から再掲

⑶ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（総務部、保健福祉部、商工労働部、教育委員会事務局）

《非常物資の備蓄体制の強化》　2-1 から再掲

《協定締結団体の協力による救援物資の受け入れや緊急輸送》

・災害時の救援物資等に係る緊急輸送の円滑化を図るため、平時から物資集積拠点の管理
・運営に係る事業者（岩手産業文化センター）や物流を担う団体（県トラック協会、赤帽岩手県軽自動車運送協同組合等）との協力体制を継続していく必要がある。
・災害時に迅速に救援物資等に係る緊急輸送体制を構築するため、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアル等を適宜更新し、定期的に訓練を行う必要がある。

《避難所等への燃料等供給の確保》　2-1 から再掲

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》　2-1 から再掲

《災害用医薬品等の確保》　2-1 から再掲

⑷ 道路施設の整備等（農林部、建設部、玉山総合事務所）

《道路施設の防災対策》　1-1 から再掲

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》　2-1 から再掲

⑸ 道路施設の老朽化対策（建設部）　1-4 から再掲

〔事態 2-3〕自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

⑴ 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化（総務部、財政部、市民部、玉山総合事務所、保健福祉部、上下水道局）

《市庁舎の強化》

・大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす市役所各庁舎（階数３以上かつ床面積の合計 1,000 ㎡以上）については、いずれも新耐震基準を満たしている建物若しくは耐震改修を完了している建物である。

・本庁舎は、建物の老朽化や狭あい、洪水浸水などの課題に対応するため、新市庁舎整備の検討を進めている。

・本庁舎、都南分庁舎、玉山分庁舎、保健所庁舎及び上下水道局本庁舎は、大規模停電時においても、庁舎機能を維持できるよう、自家用発電設備の整備も併せて行っている。

・本庁舎の自家発電設備は、別館地下に設置されていることから、止水フェンスの配備等による浸水対策を講じている。

《消防本部・消防署等庁舎の強化》

・消防本部及び消防署等庁舎の耐震化率は 100%となっている。

・大規模災害発生時においても、災害応急対策の拠点としての機能を発揮して業務を継続するため、十分な耐震性を有し、かつ浸水による被害に耐えうるよう整備を促進するとともに、電力・ガスなどのエネルギーの確保等を強化する必要がある。

・国の消防防災施設整備費補助金を活用し、耐震性貯水槽、備蓄倉庫、高機能消防指令センター等の整備を促進する必要がある。

《公共施設等総合管理計画の策定》

・高度成長期に集中的に整備された公共施設等が老朽化し、更新・修繕の時期を迎える一方、人口減少・少子高齢化等による利用需要の変化が見込まれる。

・人口減少社会や、厳しい財政状況を見通し、将来に向けた財政負担の平準化と公共施設等の最適な配置を実現するため、老朽化等の現状及び将来見通しを整理・分析し、国のインフラ長寿命化基本計画の行動計画に位置付けられる公共施設等総合管理計画を平成 27（2015）年度に策定し、平成 28（2016）年度以降、順次、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める個別施設計画を策定し、計画的な公共施設マネジメントの取組を推進している。

・令和７（2025）年度策定の第２次公共施設等総合管理計画に基づいて、財政見通しを連動させるなど、より実効的な公共施設マネジメントを推進する必要がある。

⑵ エネルギー・資機材の確保（総務部）

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》

・災害時において、緊急車両等（物資運搬用トラックを含む）への応急対策用燃料等を安定的に確保するため、県石油商業協同組合との間で協定を締結している。

・協定が災害時に有効に機能するよう、随時、防災訓練の実施などにより連携強化を図る必要がある。

《災害対策用装備資機材等の更新整備》

・災害時の非常連絡手段として、衛星携帯電話を配備しており、災害時において有効に機能するよう、更新・整備を行っていく必要がある。

⑶ 総合防災訓練の実施による関係機関との連携（総務部）　2-2 から再掲

⑷ 災害対処能力の向上（総務部）

・被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する必要がある。

・災害時に活用が想定されるドローン等に関して操作訓練・研修等による人材の育成が必要である。

・紙ベースで受付を行っている避難所対応業務など、防災分野ではアナログな仕組みが多く、災害発生時に膨大な事務が発生しており、改善策を検討する必要がある。

・災害時においては、避難情報や気象情報、避難所開設情報などを迅速かつ確実に市民へ伝達することが重要であるが、情報伝達手段の多様化が進む中、必要な情報を市民に確実に届けるため、デジタル媒体を活用した情報伝達手段の更なる普及を図る必要がある。

・大規模災害発生時における救出救助活動においては、警察のほか消防・自衛隊と連携した対応が不可欠であるため、総合防災訓練等において連携した対応の訓練を実施し災害対処能力の向上を図っている。

・今後も、災害対処能力の向上を図るため、訓練を通じて警察・消防・自衛隊等との関係強化を図っていく必要がある。

⑸ 救急・救助活動等の体制強化（総務部）

・国の緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用により、緊急消防援助隊の消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等の整備を促進する必要がある。

⑹ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築（建設部）　2-1 から再掲

〔事態 2-4〕医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

⑴ 病院・社会福祉施設等の耐震化（保健福祉部、子ども未来部、都市整備部、市立病院）

《病院の耐震化》　1-1 から再掲

《社会福祉施設等の耐震化》　1-1 から再掲

⑵ 災害時における医療提供体制の構築（保健福祉部）

《災害時における医療機能の維持》

・医療機関において、非常電源施設の確保を進める必要がある。

・医療機能を支えるため、水や燃料が優先的に配分されるよう関係機関との協力体制を構築するとともに、事業継続計画の策定等により事業継続性を確保する必要がある。

《被災地内で対応が困難な重症患者の対応》

・被災地内で対応が困難な重症患者を治療するための拠点・施設等の強化に向けて、必要な設備等について、平時活用策も含めて必要性を検討する必要がある。

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》　2-1 から再掲

⑶ 医療情報のバックアップ体制の構築（保健福祉部）

・災害時に医療機関に保管されていた紙のカルテやサーバ等の機器が流出した経験を踏まえ、災害時においても適切な医療が提供できるよう、遠隔地へバックアップする体制構築をさらに推進していくとともに、医療情報のバックアップ体制の前提となる電子カルテの導入を推進する必要がある。

⑷ 要配慮者等への支援（総務部、市民部、交流推進部、保健福祉部、子ども未来部、教育委員会事務局）

《福祉避難所等における福祉的支援》

・災害時における要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）への支援について、受け入れる医療機関や福祉施設との調整や避難所運営における配慮等、県の策定する市町村避難所運営マニュアル作成モデルに基づき、市の避難所運営マニュアルを適切に改訂することで、円滑な避難所運営体制を構築する必要がある。

《災害ケースマネジメント推進体制の整備》

・市民が平時から災害時、復旧・復興まで、一貫して切れ目なく生活再建に向けた相談支援が受けられる体制を実現するため、災害ケースマネジメント推進体制の整備が必要である。

《要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援》

・災害時等において介護老人福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援していく必要がある。

《男女等のニーズの違いに配慮した支援》

・避難所等では、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏ることや男女のニーズの違い等による様々な困難が生じることから、男女共同参画の視点を取り入れた対策が必要である。

・平時から、防災に係る政策・施策決定過程において男女共同参画が図られるよう推進していく必要がある。

・平時から、もりおか女性センターの相談窓口において、気軽に相談できる体制を整えておく必要がある。また、男性や性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）の悩みや困りごとに関する相談にも対応する必要がある。

《外国人への支援》

・希少言語の在留外国人が増加傾向にあることから、やさしい日本語の普及に取り組んでいるが、引き続き支援体制の整備に向け取り組む必要がある。

・災害時に対応するボランティアの育成に引き続き取り組み、今後も多言語及びやさしい

日本語での情報発信に向けた取組を進めていく必要がある。

《災害時における福祉機能の維持》

・福祉施設において、給水設備及び非常用自家発電設備等の確保を進める必要がある。

・福祉機能を支えるため、関係機関と連携し、水や燃料、支援に必要な資器材が優先的に配分されるような協力体制の構築や業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等により事業継続性を確保する必要がある。

《災害用医薬品等の確保》　2-1 から再掲

《こころのケア体制の確保》

・大規模災害等が発生した場合のこころのケア体制の確保が必要である。

《児童生徒の心のサポート》

・令和８（2026）年度からスクールソーシャルワーカーを配置している。

・きめ細かな心のサポートを行うための基礎データの収集を目的とした、市立小・中学校、市立高等学校を対象に、心とからだの健康観察を継続した。

《動物救護対策》

・災害時の動物救護については、県が県獣医師会、動物愛護団体等と協定を結んでおり、当市が被災した際には被災市町村として被災動物対策や収容施設環境等のについて必要な対応を行うこととされているほか、災害時の避難ガイドライン（飼い主編/運営者編）を策定し、周知を進めている。

・実際の運用を想定した訓練の実施や、避難所における受け入れ体制の整備、市民への周知について十分とは言えない状況である。

⑸ 道路施設の整備等（農林部、建設部、玉山総合事務所）

《道路施設の防災対策》　1-1 から再掲

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》　2-1 から再掲

⑹ 道路施設の老朽化対策（建設部）　1-4 から再掲

〔事態 2-5〕被災地における感染症等の大規模発生

⑴ 感染症対策（保健福祉部）

・各種研修会、総合防災訓練への参加を通し、関係機関との連携を図り、災害発生時の体制の構築に努める必要がある。

・新興感染症等発生時の全庁的な応援体制の構築・県や近隣市町との連携を強化する必要がある。

・感染症対策など、健康管理に関し市民に適切な情報提供が必要である。

・災害の発生や新興感染症等の感染拡大に備え、感染症予防計画等に基づく訓練や演習等を継続的に実施するとともに、機動的に庁内の応援体制を構築できるような環境を整備する。

・感染症対策の専門的な知識を有する保健師等の専門職を育成していく必要がある。

⑵ 下水道施設の防災機能の強化（上下水道局）

《下水道施設の地震対策》

・令和６（2024）年度下水道総合地震対策計画及び令和６（2024）年度上下水道耐震化計画に基づいて計画的に対策を進めていく。

《下水道施設の浸水対策》

・気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等による下水道施設の機能停止を防止するため、施設の浸水対策を行う必要がある。

《下水道ＢＣＰの見直し》

・国土交通省より示された下水道ＢＣＰマニュアル 2022 年版（自然災害編）を基に下水道ＢＣＰの改定を実施済み。今後は、国のマニュアル改訂に合わせて、本市においても適宜計画の改定を実施する必要がある。

《下水道施設の老朽化対策》

・腐食のおそれが大きい箇所について、令和７（2025）年度末時点で、マンホール 54 箇所と管渠 910m が対象となっている。現状では大きな腐食等は見られないが、点検・調査・維持管理を実施していく必要がある。

《ストックマネジメント計画の見直し》

・令和６（2024）年度に公共下水道ストックマネジメント修繕・改築計画を策定済みである。

・ストックマネジメント計画の見直しを行いながら、計画的で効率的な維持管理を推進する必要がある。

《合併浄化槽への転換及び浄水槽台帳システムの活用》

・単独浄化槽は、平成 13（2001）年４月１日より原則として新規設置が禁止され、以後、設置基数は緩やかに減少している。

・本市でも、合併浄化槽の導入が進み、単独浄化槽は令和７（2025）年度末時点で６％程度と減少している。

・残存している単独浄化槽について、老朽化による破損・漏水が懸念されていることから、引き続き合併浄化槽への転換を進める必要がある。

・災害区域の浄化槽の状況を迅速に把握するため、構築済みの浄化槽台帳システムを活用し、浄化槽の設置及び維持管理状況を正確に把握する必要がある。

（別紙２）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

〔目標３〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を確保する

〔事態 3-1〕行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

⑴ 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化（総務部、市民部、保健福祉部、玉山総合事務所、上下水道局）

《市庁舎の強化》　2-3 から再掲

《消防本部・消防署等庁舎の強化》　2-3 から再掲

⑵ 総合防災訓練の実施による関係機関との連携（総務部）　2-2 から再掲

⑶ 緊急車両等への石油燃料供給の確保（総務部）　2-3 から再掲

⑷ 災害時業務継続計画の策定（総務部）

・災害時業務継続計画（ＢＣＰ）（平成 30（2018）年変更）を策定した。

⑸ 行政情報通信基盤の耐災害性強化（総務部）

・市が保有する行政データは、耐震化された場所で定期的なバックアップが行われているが、一部の行政データはサーバと離隔したバックアップになっていない。

・災害による行政データ消失に備え、サーバと離隔したバックアップの拡充について検討する必要がある。

⑹ 他自治体との広域応援・受援体制の整備（総務部）

・県内全市町村のほか、東北地区六都市、中核市、南部藩ゆかりの地、秋田・岩手横軸連携都市、石川啄木ゆかりの地などと相互応援協定を締結している。

・令和２（2020）年３月に策定した災害時受援応援計画に基づき、要請に沿った適材適所の広域応援を図るとともに、受援時に他自治体職員等が円滑に業務従事できるよう業務環境を整える必要がある。

〔目標４〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、経済活動を機能不全に陥らせない

〔事態 4-1〕サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

⑴ 企業における業務継続体制の強化（商工労働部）

・自然災害による地域経済への影響を最小限とするため、市内事業者への事前の防災・減災対策に資する、中小企業強靭化法に基づく事業継続力強化計画の普及啓発や策定支援を図る必要がある。

・市内事業者の事前の防災・減災対策を促進するため、商工団体等と連携し、事業継続力強化計画の普及啓発や策定支援を行う必要がある。

⑵ 物流機能の維持・確保（商工労働部）

・災害時の救援物資等に係る緊急輸送の円滑化を図るため、平時から物資集積拠点の管理・運営に係る事業者（岩手産業文化センター）や物流を担う団体（県トラック協会、赤帽岩手県軽自動車運送協同組合等）との協力体制を継続していく必要がある。

・災害時に迅速に救援物資等に係る緊急輸送体制を構築するため、拠点開設に係る配備職員の役割分担や事務手順等を定めた対応マニュアル等を適宜更新し、定期的に訓練を行う必要がある。

⑶ 被災企業への金融支援（商工労働部）

《制度融資による円滑な資金供給》

・災害発生後、罹災した中小企業者の資金繰りに支障を来さぬよう、国・県の融資制度の利用を促すとともに、セーフティネット保証等の認定を速やかに行う必要がある。

・災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置するとともに、金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行う必要がある。

《甚大な災害発生時における相談対応》

・災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置している。

・金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行う必要がある。

⑷ 人材育成を通じた産業の体質強化（商工労働部）

・本市のリーディング産業と位置付ける食料品製造業や情報・サービス業においては、産業の高度化及び多様化に対応できる技術と柔軟な発想を持った人材が求められている。

・大規模災害発生後の円滑な復旧・復興のために、こうした高度な人材がより必要になることから、育成に力を入れる必要がある。

・民間事業者による自助・共助の取組を強化するため、民間事業者内部での業務継続計画（ＢＣＰ）の担い手の育成が必要である。また、商工会議所が、地域の防災を担う市と連携し、事業継続力強化のための支援を行う事業継続力強化支援計画の策定に向けて、盛岡商工会議所と市が共同で取り組む必要がある。

⑸ 道路施設の整備等（農林部、建設部、玉山総合事務所）
《道路施設の防災対策》　1-1 から再掲
《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》　2-1 から再掲
⑹ 道路施設の老朽化対策（建設部）　1-4 から再掲
⑺ 鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備（建設部）
1-1 から再掲

〔事態 4-2〕食料等の安定供給の停滞
⑴ 物流機能の維持・確保（商工労働部）　4-1 から再掲
⑵ 生産技術の復旧支援体制（農林部）
・震災や気象災害を受けた地域においては、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、営農再開に向けた実践活動を支援していく必要がある。
・激甚化する風水害等の自然災害に備え、災害に強い産地づくりを推進する必要がある。
⑶ 食料品の供給体制の強化（商工労働部、農林部）
《食料品製造事業者への総合的な支援》
・災害時において安定的に食料の供給を行うために、平時における生産・供給体制を強化し、一定の供給量を確保していくことが必要である。
・災害時はもとより、今後の人口減少も見据え、食料品製造事業者の商品開発から販路開拓、さらには生産性の向上を担う人材の確保・育成など県産食料品の供給体制を維持・強化する必要がある。
《生鮮食料品等の安定供給の確保》
・生鮮食料品等の安定供給を確保するため、他市場との連携を強化するとともに、中央卸売市場開設者業務継続計画（ＢＣＰ）の適宜見直し及び市場関係者のＢＣＰ策定を推進する必要がある。
《市場施設・設備の更新・修繕》
・中央卸売市場の施設・設備が 25 年余り経過し、経年劣化による老朽化が進んでおり、計画的な更新・修繕が必要である。
⑷ 道路施設の整備等（農林部、建設部、玉山総合事務所）
《道路施設の防災対策》　1-1 から再掲
《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》　2-1 から再掲
⑸ 道路施設の老朽化対策（建設部）　1-4 から再掲
⑹ 鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備（建設部）
1-1 から再掲
⑺ 農林業の生産基盤の災害対応能力の強化（農林部）
・農林産物の供給基地としての役割を果たすため、農業共同利用施設や農業水利施設等の再編・整備や長寿命化対策を着実に推進する必要がある。

・農道及び林道は大規模災害時における迂回路や緊急時の輸送路等としての機能を有していることから、計画的に整備するとともに、老朽箇所の点検診断等を踏まえた補強等の保全対策を円滑に進める必要がある。
・洪水防止機能や土砂崩壊防止機能などの、農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、多面的機能支払制度を活用した農地や農業水利施設等の保全管理を推進する必要がある。
・農業水利施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業により、機能診断に基づく計画的な予防保全対策や適時適切な補修・更新などを推進する必要がある。

⑻ クマによる被害防止（環境部、農林部） 1-1 から再掲

〔事態 4-3〕農地・森林等の荒廃による被害の拡大

⑴ 農林業の生産基盤・経営の強化（農林部）

《農地利用の最適化支援》

・市、農業委員会及び農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地の集積・集約化、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援し、荒廃農地発生の未然防止に取り組む必要がある。

《効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備》

・農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備を推進する必要がある。

《効率的かつ安定的な林業経営の確立》

・効率的かつ安定的な林業経営の確立に向け、路網の整備と併せて森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を設定するとともに、林業経営体が実施する森林作業道の整備を支援し、森林整備を推進する必要がある。

⑵ 森林資源の適切な保全管理（農林部）

《適切な森林整備》

・森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地球温暖化の防止及び地球温暖化に伴う自然環境の変化を考慮しつつ、水源かん養、災害防止、生物多様性など、森林の持つ機能に応じた適切な施業の実施により健全な森林の維持造成を推進する必要がある。

《市民への普及啓発》

・木育イベントや林業現場見学会等を実施し、広く市民を対象として、森林・林業に対する理解と関心の醸成を図る必要がある。
・広報による周知や市職員による広報巡視を行うほか、林野火災注意報や火災警報が発令されるなど林野火災が発生するおそれがある場合は、消防機関と連携した巡視や広報活動を実施するなど、巡視・広報活動等の強化を図る必要がある。

《地域住民等の活動支援》

・森林の多面的機能の発揮を図るため、国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、地域住民等で構成する活動組織が実施する里山林の保全管理活動等を支援する必要がある。

・集落周辺の生活環境の保全および地域住民の安全確保を図るため、市の集落周辺里山林整備事業に基づき、町内会等の要望を踏まえ、住宅周辺の森林において除伐や支障木の伐採等の整備を実施する必要がある。また、整備後については、地域との協定に基づき、継続的な保全管理を推進する必要がある。

《シカによる被害防止》

・森林組合等に対し幼齢造林木への忌避剤散布経費の補助を行っており、引き続き関係機関と連携し、生息域・被害状況の分析を行いながら、被害対策を進める必要がある。

《野生鳥獣による農作物被害防止》

・農作物被害額が近年増加傾向となっており、有害鳥獣の捕獲等の取組強化が必要である。

〔目標５〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

〔事態 5-1〕情報通信機能の長期停止

⑴ 情報通信利用環境の整備（総務部、市民部、玉山総合事務所）　1-5 から再掲

〔事態 5-2〕電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

⑴ 避難所、緊急車両等への石油燃料供給の確保（総務部）

《避難所等への燃料等供給の確保》　2-1 から再掲

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》　2-3 から再掲

⑵ 再生可能エネルギーの導入促進（環境部）

・平成 24（2012）年７月から始まった固定価格買取制度を契機として、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入が進んでいる。

・全国トップクラスにある再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に活用し、引き続き地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進を図る必要がある。

・風力や地熱については、運転開始まで相当の準備期間を要することから、導入拡大に向けた取組を一層推進する必要がある。

・市有施設及び一般家庭への再生可能エネルギーの導入や、再生可能エネルギー施設を活用した広域連携事業を進めていく必要がある。

・災害にも対応できる自立・分散型エネルギー供給システムの構築に向けて、市町村等の取組を支援していく必要がある。

・公共施設及び民間施設における木質バイオマス利用機器の導入を促進するとともに、木質バイオマス発電施設等の大口木質燃料需要に対する、木質燃料の安定的かつ継続的な供給に向けた取組を進める必要がある。

⑶ 電力系統の接続制約等の改善（環境部）

・国や県と連携した再生可能エネルギーの適正導入に関連した制度の整備や、市民・事業者への情報の提供を進める必要がある。

〔事態 5-3〕上下水道等の長時間にわたる供給停止

⑴ 水道施設の防災機能の強化（上下水道局）　2-1 から再掲

⑵ 下水道施設の防災機能の強化（上下水道局）

《下水道施設の地震対策》　2-5 から再掲

《下水道施設の浸水対策》　2-5 から再掲

《下水道ＢＣＰの見直し》　2-5 から再掲

《下水道施設の老朽化対策》　2-5 から再掲

《ストックマネジメント計画の見直し》　2-5 から再掲

（別紙２）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果

《合併浄化槽への転換及び浄水槽台帳システムの活用》　2-5 から再掲

〔事態 5-4〕市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

⑴ 道路施設の整備等（農林部、建設部、玉山総合事務所）

《道路施設の防災対策》　1-1 から再掲

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》　2-1 から再掲

⑵ 道路施設の老朽化対策（建設部）　1-4 から再掲

⑶ 鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備（建設部）

1-1 から再掲

〔目標６〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

〔事態 6-1〕災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

⑴ 災害廃棄物処理対策（環境部、保健福祉部）

《災害廃棄物処理対策》

・災害が発生した場合に、地域防災計画に基づき、県及び市町村が連携しながら災害廃棄物の円滑な処理を行うため、日頃から、協力事業者等に関する情報を共有するなど、関係機関の連携を推進する必要がある。

・災害が発生した場合、市と関係団体（一般社団法人盛岡市廃棄物業協会、一般社団法人岩手県産業資源循環協会、県環境整備事業協同組合及び市建設業協同組合）が締結した協定に基づき、円滑に災害廃棄物処理やし尿の収集運搬等の協力が行われるよう、日頃から協定書の確認を行うなど、関係機関の連携を推進する必要がある。

・災害により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業者や周辺住民がばく露する危険性があるため、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルに基づく解体方法等を周知するとともに、アスベスト飛散の有無を確認するための調査体制等の充実を図る必要がある。

・毒物及び劇物取締法により、毒物及び劇物を取り扱う者に、毒物若しくは劇物等が流出した場合において、不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある場合、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置の実施等を義務付けており、今後も、その徹底などにより、毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害防止を講じる必要がある。

《一般廃棄物処理施設の整備、老朽化対策》

・災害時においても一般廃棄物及び災害廃棄物の処理体制を確保するため、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設（盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画の参考資料様式２参照）を計画通り整備するとともに、既存ごみ処理施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。

《ＰＣＢ廃棄物の処理及び適正管理対策》

・保管事業者及び所有事業者が保管する低濃度ＰＣＢ廃棄物について、事業者からの届出等により処理状況の把握を行うとともに、未処理廃棄物の処理の促進及び適正保管の徹底を図る。

〔事態 6-2〕復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

⑴ 防災ボランティアの活動支援（保健福祉部）

・東日本大震災等の大規模災害発生時には、市社会福祉協議会が開設した災害ボランティアセンターにおいて、災害救援ボランティアの募集、受入調整等を行い、活動の支援をすることで、被災地の復旧及び被災者の生活再建に大きな役割を果たした。

・災害発生時に、災害救援ボランティアによる支援が速やかに開始され、効率的な活動行われるよう、日頃から市と市社会福祉協議会との連携の強化を図る必要がある。

⑵ 防災人材の育成（総務部）

・災害による被害の軽減を図るために、国、県、市町村等の防災体制の整備にとどまらず、地域住民による避難誘導、救護等の自主的な防災活動が大きな役割を果たすことから、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の重要性が高まっている。

・自主防災組織の組織化及び活動の活性化を図るため、町内会・自治会を対象とした研修会等に自主防災推進員を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行っている。

・地域防災リーダー養成講座の開催等を通じて、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る必要がある。

・地域防災力の向上を図るために、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策が重要であり、防災人材の育成に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要がある。

⑶ 農林業の担い手の確保・育成（農林部）

・生産資材価格の高騰や高齢化の進行等による従事者の減少などの課題を抱える中、食料供給基地としての役割を果たしていくために、供給体制を支える担い手の確保・育成が必要である。

・農業においては、地域農業の核となる経営体を育成するとともに、新規就農者の確保・育成や、多様な農業人材の確保に取り組む必要がある。

・林業従事者の確保を図るため、新規就労者を雇用する林業経営体を支援するとともに、林業及び関連業種（いわゆる川上から川下までの業種）の仕事の内容・魅力を伝える現場見学会の実施等により、早期離職の未然防止や林業労働力の確保に向けた取組を推進する必要がある。

⑷ 建設業等の担い手の確保・育成（商工労働部）

・近年、大規模な自然災害が多発しており、地域の建設企業等が災害発生時に即時に対応できる体制を確保、維持していく必要がある。

⑸ 人材育成を通じた産業の体質強化（商工労働部）　4-1 から再掲

⑹ 生産技術の復旧支援体制（農林部）　4-2 から再掲

⑺ 災害時連携体制整備（建設部）

・市が所管する公共土木施設等が災害により被災した場合等における被災情報の収集や障害物除去等の応急対策業務等の実施について、建設業関連団体に協力を要請するための協定を締結し、災害時における応急対策の実施体制を構築している。

・引き続き、災害時の連携が必要とされる団体との協定の締結に取り組んでいく必要がある。

・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ（国土交通省緊急災害対策派遣隊）による被災状況把握等の高度化に対応するため、連携した取組が必要である。

⑻ 災害時等における下水道復旧支援に関する協定（上下水道局）

・市と日本下水道管路管理業協会は、災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定を締結し、支援が必要となった場合、県が窓口となって協会に支援を要請することとしている。

・今後は、情報連絡訓練などを行い、市と県の連絡体制強化を図っていく必要がある。

⑼ 技術職員等による応援体制の構築（総務部、農林部）

・災害時受援応援計画を令和２（2020）年３月に策定し、応援調整体制を整えている。

・現在は、被災自治体が個別に、あるいは県や全国市長会等を通じて全国自治体等に派遣要請を行っているが、土木や建築分野などの技術職を中心に人員確保が困難である。

・大規模な農地・農業用施設災害が発生した場合における被災状況調査などについては、土木分野の技術職が不足するため、県に技術職員の応援要請する必要がある。

〔事態 6-3〕地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

⑴ 発災時の応急仮設住宅の確保等（建設部）

・災害時における応急仮設住宅建設について、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人日本ムービングハウス協会と協定を締結している。

⑵ 地域コミュニティ力の強化（総務部、市民部、保健福祉部、商工労働部、農林部）

・少子高齢化や人口減少、個人の価値観の変化などにより、地域活動のリーダーの高齢化や地域活動の担い手の不足が大きな課題となっていることから、地域コミュニティ機能の維持・発展に向けた対策が必要である。

・地域コミュニティ活動に対する意識の普及啓発や活動に必要な知識や技術を学ぶ機会の提供のため、研修等を実施している。

・多面的機能支払制度を活用した、地域共同活動による農地や農業水利施設等の保全管理や、国の森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用した、地域住民等による里山林等の保全管理活動等への支援を通じ、地域コミュニティの維持・活性化を推進する必要がある。

・農山村に受け継がれてきた伝統行事や食文化などの地域資源を活用した都市と地域住民の交流・連携活動を促進する必要がある。

・地域コミュニティ力強化のため、複数の集落の機能を補完して、農用地活動保全や生活支援活動、防災活動など、地域コミュニティの維持・活性化に資する取組を行う農村型地域運営組織（農村ＲＭＯ）の形成・育成を進める必要がある

⑶ 学びを通じた地域コミュニティの再生支援（子ども未来部、教育委員会事務局）

・放課後子ども教室、放課後児童クラブ、児童館等を適切に設置し、すべての小学校区において子どもの居場所を確保しているものの、一部地域における受け皿の不足が課題となっている。

⑷ 地籍調査の実施（農林部）

・事前防災対策の推進や被災後の復旧を円滑に実施するために、土地境界を明確にする地籍調査を進める必要がある。

（別紙３）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果に基づく対応方策一覧

〔目標１〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、直接死を最大限防ぐ

〔事態 1-1〕地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）

⑴ 住宅・病院・学校等の耐震化（保健福祉部、子ども未来部、商工労働部、都市整備部、市立病院、教育委員会事務局）

《住宅・ブロック塀等の耐震化等》

・住宅の耐震化を一層促進するため、所有者に対する耐震化の啓発や周知を行うほか、国の住宅・建築物安全ストック形成事業、建築物防災力緊急促進事業等を活用し、木造住宅の耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施するとともに、倒壊のおそれのあるブロック塀等の耐震化や除却等の安全対策を促進する。

《住宅・建築物の耐震・耐風対策》

・地震や強風時における屋根ふき材等の落下や飛来物による被害を抑制するため、国の住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、安全対策を促進する。

《大規模建築物の耐震化》

・大規模建築物の耐震化を促進するため、所有者に対する耐震化の啓発や周知を行うほか、国の住宅・建築物安全ストック形成事業、建築物防災力緊急促進事業等を活用し、民間所有の大規模建築物への耐震診断・耐震改修の補助等を引き続き実施する。

《病院の耐震化》

・未耐震の医療施設については、継続して国の建築物防災力緊急促進事業等を活用した施設改修等の促進を図る。

《社会福祉施設等の耐震化》

・災害発生時に避難が困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、国の交付金等を活用した児童福祉施設等をはじめとする社会福祉施設の耐震化及びスプリンクラーの整備を促進する。

《学校施設・社会体育施設等の耐震化》

・耐震化が完了したものの、老朽化した施設が多いことから、老朽化対策や長寿命化改修等を推進する。

・ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

・（仮称）盛岡市第二学校給食センターについて、官庁施設の総合耐震計画基準に基づき、人命の安全確保だけでなく、二次災害の防止及び機能確保ができる水準で整備する。

⑵ 市営住宅の老朽化対策等（建設部）

・国の社会資本整備総合交付金等を活用し、市営住宅長寿命化計画に基づき、長期的な視点に立った予防保全型の維持管理を推進する。

⑶ 市街地整備（総務部、建設部、都市整備部）

《幹線街路整備》

・市街地における避難路の確保及び火災の延焼拡大防止等のため、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、国や県と連携を図りながら都市計画道路の整備を推進する。

《都市公園における防災対策》

・発災時に避難場所や活動拠点として活用できるよう、国の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等の活用により財源確保を図りながら、防災公園の整備を推進する。

《市街地等の幹線道路の無電柱化》

・電柱の倒壊による交通の遮断を防ぐため、国の補助金等を活用し、電線管理者の理解と協力を得ながら市街地等の幹線道路における電線共同溝の整備を推進する。

《災害に強い市街地の形成等》

・災害を受けるリスクの高いエリアからの移転、災害に強い市街地の形成等を促進するため、引き続き立地適正化計画の強化（防災を主流化）を推進する。

・市街地再開発事業等による不燃化促進、緊急車両のアクセス性の向上、都市機能や居住の移転、防災機能強化を促進する。

・市街地開発事業の計画策定段階における合意形成の徹底と、事業計画の適正化を図るように助言等を行う。

《大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等》

・盛土等に伴う災害から人命を守るため、大規模盛土造成地や盛土等の安全性の把握・対策等を進める。

《液状化ハザードマップの作成》

・引き続き、地震ハザードマップ（液状化危険度）を掲載した防災ガイドについて、新規転入者への配布やホームページで周知を行う。

⑷ 都市公園施設の老朽化対策（都市整備部）

・計画的で効率的な維持管理等を推進していくため、国の社会資本整備総合交付金や防災

・安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づく老朽化対策や適切な維持管理を着実に推進する。

⑸ 道路施設の防災対策（農林部、建設部、玉山総合事務所）

・大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、危険箇所の再点検を実施するとともに、国の防災・安全交付金等を活用し、落石や崩壊のおそれのある斜面等の対策を推進する。

・市道橋梁等の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策を適切に行う。また、大規模災害時における安全な迂回路確保のため、舗装新設改良事業及び舗装二次改築事業を適切に行う。

・舗装や法面、道路付属物等の道路施設について、適切な維持管理を行う。

・今後の点検・修繕の効率化や省力化を図るため、新技術やＤＸ等の活用の可能性につい

て、情報収集及び検討を進める。

・農道橋等の点検・診断等を踏まえ、計画的に保全対策を行う。

・農林道トンネル等の点検・診断等を踏まえ、老朽化した施設の保全対策を適切に行う。

⑹ 鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備（建設部）

・災害発生時における公共交通を維持するため、代替輸送機能の確保について検討するとともに、鉄道事業者やバス事業などの関係機関との連携体制の構築を推進する。

・災害発生時における救援物資等の輸送手段を確保するため、引き続き関係機関との連携強化を図る。

⑺ 文化財の耐震化等（教育委員会事務局）

・文化財について、構造の安全性を保持するための適切な周期での必要な修理・耐震診断・耐震補強工事や、防火性向上のための消火栓・放水銃等防火設備の整備、石垣等の地盤崩落防止措置等を支援することにより、当該文化財への被害を軽減するとともに、見学者等の安全を確保する。

・博物館に展示・収蔵されている文化財の被害を最小限にとどめるため、免震台の導入など展示方法・収蔵方法等の点検を進め、文化財の保存対策を講じる。

・石垣が崩落する可能性が高い範囲については、来園者に周知を行うほか、国（文化庁）の補助事業により修復工事を推進するとともに、変状の把握に努める。

・定例的に実施している文化財パトロールや樹勢診断等により、文化財の現況把握に努め、必要に応じて所有者や市民に対し周知を図る。

・定期的に実施している天然記念物の樹勢診断結果を所有者に報告するとともに、維持管理に関する技術的な助言を行う。

・指定管理者との連携により、危険箇所の把握に努め、危険箇所に接近しないよう周知を図るとともに、補修・修繕を行う。なお、破損部分が大規模に及ぶ場合については、必要に応じて再整備等の検討を行うものとする。

・指定文化財や歴史的価値の高い建造物のほか、貴重な史資料を保管する博物館等施設については、国等の支援制度や歴史的風致維持向上計画に基づく制度等を活用し、防災対策や耐震診断等への支援を行う。

⑻ 空き家対策（市民部、都市整備部）

・大規模災害発生時に空き家の倒壊などが生じないよう、空き家の適正な管理に向けた所有者等への助言や指導、所有者等による対応が困難な空き家については国庫補助を活用した除却などの取組を行う。

・空き家等バンク制度による空き家活用を推進し、住み替え・定住・交流の促進等のまちづくり・住まいづくりを図るとともに、空き家等に関する市の補助金制度を活用しながら総合的な空き家対策を実施する。

⑼ 防火対策（総務部）

・国の緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用により、消火活動に使用する車両資機材の

整備を促進する。

⑽ 避難場所等の指定・整備（総務部、保健福祉部）

《避難場所及び避難所の指定・整備》

・全庁をあげて役割分担する防災体制を構築できるよう、県が実施する研修に参加するなど、体制整備を促進する。

《福祉避難所の指定・協定締結》

・市内の要配慮者数に対して福祉避難所が不足していることから、新たな指定を促進する。

《避難所の環境改善》

・避難所の開設・運営の基本的な考え方をまとめた避難所運営マニュアル（共通編、短期運営編及び長期運営編）を作成した。

⑾ 避難行動の支援（総務部、保健福祉部）

《避難行動要支援者名簿の作成・活用》

・災害時に自ら避難することが困難な方の避難支援を迅速かつ的確に行うため、避難行動要支援者情報提供同意者名簿を提供し、町内会・自治会等、地域において支援が必要な方の情報を把握し、避難支援や見守りに理解・協力を得る。また、防災訓練等を通じて災害時の連携体制を確認し、円滑な支援につなげる。

・支援を必要とする方の情報が予め避難支援等関係者へ提供され、避難支援が適切に行われるよう、民生委員の協力のもと、引き続き要支援者に対して登録勧奨と個別避難計画の作成勧奨を実施する。

《消防団活動の充実強化》

・地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や効果的な活動に向けた装備の充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

《自主防災組織の結成及び活性化支援》

・総合防災訓練では地域住民等に対する防災知識の普及啓発のため、炊き出し訓練をはじめとする住民参加型の訓練、防災設備等の展示等を行っている。

・自主防災組織の組織化及び活動の活性化を図るため、町内会・自治会を対象とした研修会等に自主防災推進員を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行う。

・地域防災リーダー養成講座の開催等を通じて、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る。

《地域コミュニティにおける防災体制の強化》

・地域住民の消防団活動への理解と入団促進を図るため、市民に対する啓発活動や情報提供等の支援、効果的な活動に向けた装備を充実させる。

・町内会・自治体や自主防災組織に対し、引き続き避難行動要支援者情報提供同意者名簿の提供を行いながら、災害時の支え合いや地域コミュニティの強化につなげてもらう。

・災害対策基本法の一部改正に伴い創設された被災者援護協力団体登録制度を活用し、自

主防災組織等の補完的役割を担うＮＰＯを育成する取組を検討する。

⑿ 特定動物の逸走防止（保健福祉部）

・特定動物の逸走による人への危害防止対策を講じられるよう、引き続き、特定動物飼養施設への立入調査を実施し、飼養施設の点検の定期的な実施、飼養又は保管の状況の定期的な確認等必要な指導を行う。

⒀ クマによる被害防止（環境部、農林部）

・ツキノワグマの生息状況に配慮しつつ、関係機関と連携し、被害防除対策及び出没状況の把握に取り組む。

〔事態 1-2〕異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

⑴ 河川改修等の治水対策（建設部）

《河川整備》

・気候変動に伴い激甚化・頻発化する洪水災害に対する安全度の向上を図るため、国の防災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進する。

《洪水ハザードマップの作成》

・令和８（2026）年２月に作成した防災マップについて、引き続き、配布やホームページ等での周知を行う。

《水害に関する情報提供等の強化》

・水害による被害の軽減を図るため、国、県及び市町村で構成する大規模氾濫減災協議会を通じ、水害に関する情報提供等に係る具体的な取組を推進する。

・洪水時等における迅速な避難行動を支援するため、要配慮者利用施設等における避難確保・浸水防止計画やいわてモバイルメール等を活用したプッシュ型配信を進める。

《流域治水の取組》

・気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害等への対策として、流域全体のあらゆる関係者（国・県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水である流域治水に取り組み、事前防災対策を推進する。

《洪水に対する住宅等の安全対策》

・洪水により被害を受けるおそれのある住宅について、所有者に対して危険性の周知を行うほか、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、危険住宅の除却及び移転住宅の建設への補助等を実施する。

⑵ 河川管理施設の老朽化対策（建設部）

・個別施設計画に基づき、予防保全的な河川施設マネジメントの取組を推進する。

・新技術やＤＸ等を活用し、効果的・効率的な点検や修繕に取り組む。

⑶ 内水危険箇所の対策（上下水道局）

《内水危険箇所のソフト対策》

・想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域を反映した雨水出水浸水想定区域図の作

成と公表に向けた検討を進める。

・想定最大規模降雨に対する内水ハザードマップを順次公表する。

《内水危険箇所のハード対策》

・雨水排水施設の整備により浸水被害の可能性のある地域を解消するため、国の防災・安全交付金等を活用して事業を実施する。

⑷ 避難場所等の指定・整備（総務部、保健福祉部）

《避難場所及び避難所の指定・整備》　1-1 から再掲

《福祉避難所の指定・協定締結》　1-1 から再掲

《避難所の環境改善》　1-1 から再掲

⑸ 避難行動の支援（総務部、保健福祉部）

《避難指示等発令基準の策定》

・洪水災害へ対応するため、引き続き、平成 26（2014）年に策定した避難情報発令の判断基準に基づき、円滑に避難指示等を発令できるよう適切に運用する。

《避難行動要支援者名簿の作成・活用》　1-1 から再掲

《消防団活動の充実強化》　1-1 から再掲

《自主防災組織の結成及び活性化支援》　1-1 から再掲

《地域コミュニティにおける防災体制の強化》　1-1 から再掲

⑹ 市街地整備（建設部、都市整備部）

《幹線街路整備》　1-1 から再掲

《都市公園における防災対策》　1-1 から再掲

⑺ 都市公園施設の老朽化対策（都市整備部）　1-1 から再掲

⑻ 市営住宅の老朽化対策等（建設部）　1-1 から再掲

〔事態 1-3〕大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

⑴ 警戒避難体制の整備（総務部、建設部）

《火山ハザードマップの作成》

・岩手山火山防災マップを作成済みであり、今後は登山者等への周知を行う。

・登山者の安全確保のため、気象庁が提供する火山情報をＳＮＳ等を活用して周知を行う。

《土砂災害ハザードマップの作成》

・県の土砂災害警戒区域等の指定の状況を確認し、土砂災害ハザードマップを順次更新する。

《土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定》

・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定について、引き続き県と連携して推進する。

《土砂災害等に対する住宅等の安全対策》

・土砂災害等により被害を受けるおそれのある住宅について、所有者に対して危険性の周

知を行うほか、住宅・建築物安全ストック形成事業等を活用し、危険住宅の除却及び移転住宅の建設への補助等を実施する。

⑵ 農山村地域における防災対策（農林部）

・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。

・大雨や地震等による、ため池の決壊などを未然に防止するため、ため池の点検・調査を行い、保全対策が必要なものについては補修、更新等を行う。

・ため池の浸水想定図に基づいた、ハザードマップの作成・見直し及び地域住民への周知を行う。

・大雨や地震等による林地崩壊や土石流などの山地災害を防止するため、治山事業による治山施設の設置を実施主体である県と協議しながら進める。

・治山施設で老朽化により補修等が必要な箇所については、実施主体である県と協議し、計画的に保全対策を推進する。

⑶ 避難場所等の指定・整備（総務部、保健福祉部）

《避難場所及び避難所の指定・整備》　1-1 から再掲

《福祉避難所の指定・協定締結》　1-1 から再掲

《避難所の環境改善》　1-1 から再掲

⑷ 避難行動の支援（総務部、保健福祉部）

《避難指示等発令基準の策定》　1-2 から再掲

《避難行動要支援者名簿の作成・活用》　1-1 から再掲

《消防団活動の充実強化》　1-1 から再掲

《自主防災組織の結成及び活性化支援》　1-1 から再掲

《地域コミュニティにおける防災体制の強化》　1-1 から再掲

⑸市街地整備（建設部、都市整備部）

《幹線街路整備》　1-1 から再掲

《都市公園における防災対策》　1-1 から再掲

⑹ 都市公園施設の老朽化対策（都市整備部）　1-1 から再掲

⑺ 市営住宅の老朽化対策等（建設部）　1-1 から再掲

〔事態 1-4〕暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

⑴ 円滑な通行の確保（建設部、玉山総合事務所）

《円滑な通行の確保》

・道路通行規制時における円滑な通行の確保のため、道路通行規制等の情報を提供・発信する。

・大規模災害発生時におけるライフライン確保のため、橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕工事を実施し、橋梁の安全性及び耐久性の向上を図り、平常時及び災害時における円

滑な通行を確保する。

・災害発生時における支援・協力体制を確保するため、関係団体との連携を強化する。

《冬期の道路交通確保》

・積雪時の立ち往生車両の未然防止のため、適切な道路の除排雪及び凍結防止剤の散布を行う。

・道路通行規制時における円滑な通行の確保を図るため、道路通行規制等の情報を提供・発信する。

・大雪時には通常の除雪体制に加え、公共交通を確保するため、路線バスの運行に支障となる箇所、バス停付近、鉄道駅周辺の除排雪作業等を実施する。

・迅速な除雪実施の判断・指示を行うため、積雪状況を24時間監視できるシステムを整備する。

⑵ 道路施設の老朽化対策（建設部、玉山総合事務所）

・計画的で効率的な維持管理を推進するため、新たに整備された道路施設を個別施設計画に追加するほか、定期点検結果等を踏まえて、計画を更新する。

・施設の機能や性能に不具合が生じてから修繕等の対策を講じる事後保全型メンテナンスから、不具合が発生する前に対策を講じる予防保全型メンテナンスへ早期に移行し、ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な道路施設の維持管理を実現するため、必要な措置を集中的かつ計画的に実施する。

・異常が生じた場合に交通に大きな支障を及ぼすおそれがある橋梁及びトンネル等の道路施設について、個別施設計画等に基づき、早期に修繕等の措置が必要な施設の老朽化対策を推進する。

・舗装や法面、道路付属物等の道路施設についても、適切な維持管理を行う。

⑶ 孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等（総務部）

《孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等》

・国が実施する孤立化想定地域に係る調査も踏まえ、詳細な実態調査を進め、訓練の実施方法について検討する。

《孤立化想定地域対策》

・能登半島地震など近年頻発する災害における教訓等を踏まえ、今後孤立化想定地域に対する訓練等を検討する。

〔事態 1-5〕情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生

⑴ 避難行動の支援（総務部、保健福祉部） 1-2 から再掲

⑵ 住民等への情報伝達の強化（総務部）

《災害情報の円滑な伝達》

・引き続き、Ｊ－アラートと災害情報伝達機能(防災ラジオ・防災行政無線)の接続・運用

を行う。

⑶ 災害情報システムの整備（総務部）

・多様な情報伝達手段を活用し、災害情報を迅速かつ確実に発信できるよう情報伝達体制の維持・強化を図る。

⑷ 情報通信利用環境の整備（総務部、市民部）

《携帯電話等エリア整備》

・災害時に有効な連絡手段である携帯電話の不感地域を解消していくため、引き続き通信事業者への働きかけを行う。

《通信事業者・放送事業者との連携》

・発災後の情報通信基盤の障害状況を速やかに把握できるよう、引き続き通信事業者・放送事業者との連絡体制を維持する。

⑸ 防災訓練の推進（総務部）

・総合防災訓練等を通じて、職員の防災に対する実務の習熟と実践的能力のかん養、防災関係機関相互の協力体制の確立、地域住民に対する防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図る。

⑹ 防災教育の推進・学校防災体制の確立等（教育委員会事務局）

《学校防災体制の確立》

・学校防災体制の確立を図るため、各学校に対して、定期的に危機管理マニュアルの見直しや検証を行うよう働きかける。

《学校における継続的な防災訓練の推進》

・学校、保護者及び地域の方々と連携して継続的な防災訓練を進める。

《学校や避難路等の安全確保の取組の推進》

・ブロック塀等の安全対策など、学校や避難路等の安全を確保する取組を推進する。

《いわての復興教育「そなえる」を核とした防災教育の推進》

・いわての復興教育の教育的価値「そなえる」の取組として、地域の防災マップや小中学校合同での避難訓練など、様々な災害を想定した防災意識を高める取組を推進する。

・学校、家庭、地域、関係機関・団体等が連携した地域連携型の防災教育の推進を図り、発達段階に応じた防災教育を働きかける。

⑺ 避難行動の支援（総務部、保健福祉部）

《避難行動要支援者名簿の作成・活用》　1-1 から再掲

《消防団活動の充実強化》　1-1 から再掲

《自主防災組織の結成及び活性化支援》　1-1 から再掲

《地域コミュニティにおける防災体制の強化》　1-1 から再掲

《要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における防災体制の強化》

・災害時等において介護老人福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援する。

・非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施について、要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の特性に合った対応マニュアルの作成や先進的取組事例の情報提供を行う。

《要配慮者利用施設（社会福祉施設等）における避難行動の支援》

・災害時等において要配慮者の円滑な避難のため、非常災害対策計画や避難確保計画の策定及び避難訓練の実施に関する定期的な点検と指導・助言を行う必要がある。

⑻ 災害に備えた道路交通環境の整備（建設部）

・道路通行規制時における円滑な通行の確保を図るため、道路通行規制等の情報を提供・発信する。

・道路利用者の安全・安心を確保するため、また、災害や事故発生時に迅速に道路利用者が避難・退避できるようにするため、歩行者や自転車、自動車等が適切に分離された安全な道路空間の整備や防護柵・標識・路面表示の充実等、交通安全対策を推進する。

・災害発生時に円滑な通行の確保を図るため、自転車活用推進計画に災害時の自転車活用を位置付けており、次期計画策定においても、引き続き位置付ける。

〔目標２〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

〔事態 2-1〕被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

⑴ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（総務部、保健福祉部、教育委員会事務局）

《非常物資の備蓄体制の強化》

・引き続き、災害時用備蓄物資整備方針指針（令和３（2021）年改訂）を更新する。

《支援物資の供給等に係る応援協定等の締結》

・災害時において物資の調達ができないと推測される場合に、物資調達協定等に基づき物資の調達を行う。

・災害発生時に物資を速やかに調達するため、引き続き、協定締結企業者との連絡体制を常に最新のものになるよう更新を行う。

《避難所等への燃料等供給の確保》

・県石油商業協同組合や県高圧ガス保安協会との協定が災害時に有効に機能するよう、必要に応じて、防災訓練の実施等により連携強化を図る。

・令和 12（2030）年の供用開始を計画している（仮称）盛岡市第二学校給食センターでも、盛岡市学校給食センターと同程度の体制を整備する。

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》

・災害時の在宅難病患者の療養の確保に必要な非常用電源装置を確保し、また安全に避難できるよう、民間業者をはじめ関係機関と発災を想定した情報共有や連携強化を図る。

・医療機関や在宅療養を支える関係機関と連携を図り、安全を確保したうえでの自宅避難の継続、必要に応じた医療機関または福祉避難所等への避難が円滑に進むよう、体制を整備する。

《災害用医薬品等の確保》

・災害が発生し、または発生するおそれがある場合の医薬品等及び支援薬剤師の確保について、県医薬品卸業協会、東北医療機器協会岩手県支部（県医療機器販売業協会）及び盛岡薬剤師会との協定を維持・継続する。

・協定が災害時に有効に機能するよう、今後も随時、協定の見直し等を実施するなど、協力機関との連携強化を図る。

⑵ 水道施設の防災機能の強化（上下水道局）

・管路の老朽化対策（腐食・損傷を含む）を効率的に進めるため、盛岡市上下水道局ＤＸ推進実行計画に基づき、現場においてＤＸ技術の活用を推進する。

・災害時においても給水機能を確保するため、水道施設の計画的な老朽化対策及び耐震化対策を促進する。

⑶ 応急給水の確保に係る連携体制の整備（上下水道局）

《応急給水》

・防災訓練等により関係機関と情報連絡体制の確認を行い、応急給水活動が円滑に行われるよう連携の強化を継続する。

《水道施設の応急復旧》

・防災訓練等により協定締結先の水道工事業の団体等関係機関と情報連絡体制の確認を行い、応急復旧が円滑に行われるよう連携の強化を継続する。

《水道災害訓練》

・防災訓練等により県、県内の水道事業者、日本水道協会岩手県支部、応急復旧・応急給水の協定締結先と情報連絡体制の確認を行い、連携の強化を継続する。

⑷ 渇水対策に係る情報共有等（上下水道局）

・降雨量やダム・河川の状況を関係機関と共有し、渇水の兆候がある場合は各機関が連携して対応できる体制を整える。

⑸ 道路施設の整備等（農林部、建設部、玉山総合事務所）

《道路施設の防災対策》　1-1 から再掲

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》

・国の社会資本整備総合交付金等を活用し、都市計画道路等の整備を計画的に推進し、幹線道路のネットワーク化を図る。

・大規模災害発生時等における緊急輸送を確保するため、緊急輸送道路上の落橋等のおそれがある橋梁の耐震補強を推進する。

・幹線道路のネットワーク構築のため、国、県へ道路の整備推進を要望する。

・地震発生時の避難路や人命救助・被災者支援活動のための交通ルートを確保するため、積雪寒冷地等の地域特性を踏まえながら、避難路の機能を有する道路整備を推進する。

・災害時の広域避難や救援物資輸送にも資する高規格道路等へのアクセス性の向上を図る。

⑹ 道路施設の老朽化対策（建設部）　1-4 から再掲

⑺ 鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備（建設部）

1-1 から再掲

〔事態 2-2〕多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

⑴ 総合防災訓練の実施による関係機関との連携（総務部）

・災害対策本部においては、防災関係機関（警察・消防・自衛隊等）を現地情報連絡員として受け入れ、防災対応を行っており、引き続き、総合防災訓練等を通じて連携の強化を図る。

・総合防災訓練においては、近年の多様化・激甚化した災害の教訓を取り入れた訓練を実施してきており、今後も最新の知識及び技術等に留意して、市の課題解消に向けた効果

的な訓練を実施する。

⑵ 孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等（総務部）

《孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等》　1-4 から再掲

《孤立化想定地域対策》　1-4 から再掲

⑶ 支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築（総務部、保健福祉部、商工労働部、教育委員会事務局）

《非常物資の備蓄体制の強化》　2-1 から再掲

《協定締結団体の協力による救援物資の受け入れや緊急輸送》

・災害の発生により、救援物資を緊急に輸送する必要があると認められる場合、協定に基づき協定締結団体に協力を要請し、救援物資の受け入れや緊急輸送等を行う。

・救援物資の受け入れや緊急輸送の円滑化のため、協定締結団体と定期的に協議を行い、緊急輸送業務に係る情報伝達方法等について確認する。

《避難所等への燃料等供給の確保》　2-1 から再掲

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》　2-1 から再掲

《災害用医薬品等の確保》　2-1 から再掲

⑷ 道路施設の整備等（農林部、建設部、玉山総合事務所）

《道路施設の防災対策》　1-1 から再掲

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》　2-1 から再掲

⑸ 道路施設の老朽化対策（建設部）　1-4 から再掲

〔事態 2-3〕自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

⑴ 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化（総務部、財政部、市民部、玉山総合事務所、保健福祉部、上下水道局）

《市庁舎の強化》

・本庁舎については、新市庁舎の整備用地の選定のほか、庁舎機能や事業手法等の検討を進める。

・本庁舎及び上下水道局本庁舎については、電力供給停止の長期化に備え、72 時間以上の稼働時間に対応可能な燃料を常時確保するほか、附属設備の計画的な更新を行う。

・浸水を想定し、土嚢や止水フェンスの配備と排水ポンプ等を用いた応急対策訓練を実施する。

《消防本部・消防署等庁舎の強化》

・消防本部・消防署等の庁舎については、地震等の災害発生時においても防災拠点としての役割を果たすことができるよう、電力・ガスなどのエネルギーの確保等を強化する。

《公共施設等総合管理計画の策定》

・将来に向けた財政負担の平準化と公共施設等の最適な配置を実現するため、老朽化等の

現状及び将来見通しを整理・分析し、施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針となる第２次公共施設等総合管理計画に基づいて、財政見通しを連動させるなど、より実効的な公共施設マネジメントを推進する。

⑵ エネルギー・資機材の確保（総務部）

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》

・協定が災害時に有効に機能するよう、防災訓練の実施等により連携強化を図る。

《災害対策用装備資機材等の更新整備》

・災害時において有効に機能するよう、非常通信手段である衛星携帯電話の更新・整備を行う。

⑶ 総合防災訓練の実施による関係機関との連携（総務部）　2-2から再掲

⑷ 災害対処能力の向上（総務部）

・被災者の生活の迅速な復旧を図るため、指定避難所の運営管理、罹災証明書交付などの多様な災害対応業務を円滑に処理できる行政職員の育成を推進する。

・新たな災害情報システム等の情報収集・研究や災害時のドローンの利用促進など、災害対応に係る様々な場面でデジタル技術を活用し、災害対応力を強化する防災ＤＸに取り組む。

・ＳＮＳを活用した防災情報の配信及び利用促進を図るとともに、緊急速報メール、Ｌアラート、防災行政無線、市ホームページ等の多様な情報伝達手段を活用し、市民への迅速かつ確実な情報伝達体制の強化を図る。

・大規模災害発生時における救出救助活動において、警察・消防・自衛隊の連携した対応が不可欠であることから、総合防災訓練等への参加を通して、相互の関係強化による災害対応能力の向上を図る。

⑸ 救急・救助活動等の体制強化（総務部）

・大規模災害時における救急・救助活動体制の強化を図るため、緊急消防援助隊設備整備費補助金等を活用し、消防ポンプ自動車、救助工作車、救急自動車等の計画的な整備・更新を推進するとともに、教育訓練の充実及び関係機関との連携強化を図る。

⑹ 災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築（建設部）　2-1 から再掲

〔事態 2-4〕医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

⑴ 病院・社会福祉施設等の耐震化（保健福祉部、子ども未来部、都市整備部、市立病院）

《病院の耐震化》　1-1 から再掲

《社会福祉施設等の耐震化》　1-1 から再掲

⑵ 災害時における医療提供体制の構築（保健福祉部）

《災害時における医療機能の維持》

・医療機関において、非常電源施設の確保を進める。

・医療機能を支えるため、水や燃料が優先的に配分されるよう関係機関との協力体制を構築するとともに、事業継続計画の策定等により事業継続性を確保する。

《被災地内で対応が困難な重症患者の対応》

・被災地内で対応が困難な重症患者を治療するための拠点・施設等の強化に要する設備等について、平時活用策も含め整備の必要性を検討する。

《要配慮者（難病患者等）への医療的支援》　2-1 から再掲

⑶ 医療情報のバックアップ体制の構築（保健福祉部）

・医療情報のバックアップ体制の前提となる電子カルテ導入が各病院で図られるよう取り組む。

⑷ 要配慮者等への支援（総務部、市民部、交流推進部、保健福祉部、子ども未来部、教育委員会事務局）

《福祉避難所等における福祉的支援》

・要配慮者（要介護高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児等）への支援について、県が策定した市町村避難所運営マニュアル作成モデルや新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドラインを参考として円滑な避難所運営体制の構築に向けて取り組む（避難所運営マニュアルの策定、住民と連携した避難所運営訓練の実施等）。

《災害ケースマネジメント推進体制の整備》

・県が令和８（2026）年３月に策定した災害ケースマネジメントガイドラインに基づき、既存の福祉施策の体制の活用・連携の促進や、専門士業団体、ＮＰＯ等民間団体などと災害ケースマネジメントの体制の一層の充実を図る。

《要配慮者（高齢者・障がい者等）への福祉的支援》

・災害時等において介護老人福祉施設等の業務を継続するため、施設間の支援体制を進めている関係団体の取組を支援する。

・障がい者及びその家族が安心して避難生活を送れるよう、県や市社会福祉協議会等と連携し、災害対応の手引きなどにより平常時から災害に備えるよう周知するとともに、避難所における障がい者に対応した環境整備や福祉ニーズの効果的な把握等の取組を推進する。

《男女等のニーズの違いに配慮した支援》

・避難所等では、特定の活動（例えば、避難所における食事作り等）が片方の性に偏ることや性別等のニーズの違いによる様々な困難が生じることから、男女共同参画の視点を取り入れた対応策が必要であり、平時から、防災に係る政策・施策決定過程において男女共同参画が図られるよう庁内連携を推進する。

・被災した女性の様々な不安や悩み、ストレス及び性差別的取扱いに関する相談に対応するため、平時からもりおか女性センターの相談窓口において、気軽に相談できる体制を整える。また、男性や性的マイノリティ（ＬＧＢＴ等）の悩みや困りごとに関する相談にも対応する。

・もりおか女性センター等において、女性や性的マイノリティなどの視点を取り入れた防災訓練等の啓発や情報提供を行う。
・自主防災組織や町内会等において、男女共同参画の視点を持つ防災リーダーやサポーター等を養成するとともに、地域での活動促進を検討する。
・防災会議や避難所等運営等の意思決定過程の場における女性参画の拡大に向け、意識啓発を行う。

《外国人への支援》
・やさしい日本語や多言語による防災情報の提供、災害時情報の伝達、災害時に対応するボランティア育成や派遣等の体制整備を行う。

《災害時における福祉機能の維持》
・福祉施設において、給水設備及び非常用自家発電設備等の確保を進める。
・福祉機能を支えるため、関係機関と連携し、水や燃料、支援に必要な資器材が優先的に配分されるような協力体制の構築や業務継続計画（ＢＣＰ）の策定等により事業継続性を確保する。

《災害用医薬品等の確保》　2-1 から再掲

《こころのケア体制の確保》
・こころのケア活動を担う人材の育成、関係機関のネットワークの強化等の取組を進める。

《児童生徒の心のサポート》
・きめ細かな心のサポートを行うための基礎データの収集を目的とした、市立小・中学校、市立高等学校を対象に、心とからだの健康観察を継続する。

《動物救護対策》
・実践的な防災訓練の実施等を通じて県を始めとした関係機関及び関係団体との連携を強化するとともに、訓練の結果や市民の動物の飼養状況等を踏まえ、必要に応じて体制や取組内容の見直しを行う。
・策定した災害時の避難ガイドライン（飼い主編/運営者編）の周知を進めるとともに、避難所における受入体制の整備及び飼養ルールの明確化を推進する。
・市ホームページや行事等の機会を捉え、市民に対し、平常時からの備えの啓発を推進する。

⑸ 道路施設の整備等（農林部、建設部、玉山総合事務所）

《道路施設の防災対策》　1-1 から再掲

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》　2-1 から再掲

⑹ 道路施設の老朽化対策（建設部）　1-4 から再掲

〔事態 2-5〕被災地における感染症等の大規模発生

⑴ 感染症対策（保健福祉部）
・感染症の特性に応じた基本的な感染対策の実施や感染症に係る正しい知識など、健康管

理に関して、市ホームページやＳＮＳ等を活用しながら市民に適切な情報提供を行う。
・各種研修会、訓練への参加を通し、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）など関係機関との連携を図り、災害発生時の体制強化を図る。
・新型コロナウイルス感染症を踏まえた、新興感染症等への対応として、市内の医療提供体制や検査体制、予防接種体制の整備・充実を図る。
・災害の発生や新興感染症等の感染拡大に備え、感染症予防計画等に基づく訓練や演習等を継続的に実施するとともに、機動的に庁内の応援体制を構築できるような環境を整備する。
・国立感染症研究所（ＮＩＩＤ）研修、自治体衛生主管部局によるオンライン研修、日本環境感染学会等の専門研修等により、感染症対策の専門的な知識を有する保健師等の専門職の育成を図る。

⑵ 下水道施設の防災機能の強化（上下水道局）

《下水道施設の地震対策》
・下水道施設の地震による被害を防止するため、国の防災・安全交付金等を活用して事業を実施する。

《下水道施設の浸水対策》
・気候変動に伴う降雨量の増加や短時間豪雨の頻発等による下水道施設の機能停止を防止するため、改築の実施に合わせた浸水防止対策の実施を検討する。

《下水道ＢＣＰの見直し》
・国土交通省より示された下水道ＢＣＰマニュアル 2022（令和４）年版（自然災害編）を基に下水道ＢＣＰの改定を実施済であり、必要に応じて見直す。

《下水道施設の老朽化対策》
・老朽化対策事業の促進のため国の防災・安全交付金等を活用して事業を実施する。

《ストックマネジメント計画の見直し》
・計画的で効率的な維持管理を推進していくため、国の防災・安全交付金等を活用して事業を実施する。

《合併浄化槽への転換及び浄水槽台帳システムの活用》
・公衆衛生確保及び生活環境の保全のため、国の循環型社会形成推進交付金及び県の補助金を活用して実施する浄化槽設置整備事業により、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換及び浄化槽処理促進区域への合併浄化槽の導入の促進を図る。
・浄化槽の設置及び維持管理状況について正確に把握するため構築済みの浄化槽台帳システムを活用し、災害対応能力強化を図る。

（別紙３）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果に基づく対応方策一覧

〔目標３〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を確保する

〔事態 3-1〕行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

⑴ 災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化（総務部、市民部、保健福祉部、玉山総合事務所、上下水道局）

《市庁舎の強化》　2-3 から再掲

《消防本部・消防署等庁舎の強化》　2-3 から再掲

⑵ 総合防災訓練の実施による関係機関との連携（総務部）　2-2 から再掲

⑶ 緊急車両等への石油燃料供給の確保（総務部）　2-3 から再掲

⑷ 災害時業務継続計画の策定（総務部）

・災害時業務継続計画（ＢＣＰ）の見直しを継続的に行う。

⑸ 行政情報通信基盤の耐災害性強化（総務部）

・サーバの被災時においても行政機能が停止することがないよう、サーバと離隔したバックアップの拡充について検討する。

⑹ 他自治体との広域応援・受援体制の整備（総務部）

・県内全市町村、東北地区六都市、中核市、南部藩ゆかりの地、秋田・岩手横軸連携都市、石川啄木ゆかりの地などとの相互応援協定が災害時に有効に機能するよう、意見交換や情報共有を図るなど、連携強化を図る。

・業務継続計画（ＢＣＰ）の見直しを継続的に行う。

・受援時を想定し、他自治体等への提供情報を整理する。（例：地図や対応施設図面、担当者及び関係者連絡先、補修資機材等の仕様や稼働中の業務システム概要、業務処理マニュアル等）

・広域応援に当たっては、応援要請内容（業務・職種・職能・員数・期間等）をしっかりと確認し、ミスマッチが生じないよう対応を図る。

〔目標４〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、経済活動を機能不全に陥らせない

〔事態 4-1〕サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

⑴ 企業における業務継続体制の強化（商工労働部）

・中小企業の事前の防災・減災対策を促進するため、商工団体等と連携し、事業継続力強化計画の普及啓発や策定支援を行う。

⑵ 物流機能の維持・確保（商工労働部）

・災害の発生により、救援物資を緊急に輸送する必要があると認められる場合に、協定に基づき協定締結団体に協力を要請し、救援物資の受け入れや緊急輸送等を行う。

・救援物資の受け入れや緊急輸送の円滑化のため、協定締結団体と定期的に協議を行い、緊急輸送業務に係る情報伝達方法等について確認する。

⑶ 被災企業への金融支援（商工労働部）

《制度融資による円滑な資金供給》

・災害発生後、罹災した中小企業者の資金繰りに支障を来さぬよう、国・県の融資制度の利用を促すとともに、セーフティネット保証等の認定を速やかに行う。

・金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行う。

《甚大な災害発生時における相談対応》

・災害発生後、被災企業の早期復旧・復興や円滑な資金繰りを支援するため、金融相談窓口を設置する。

・金融機関や関係商工団体と連携を密にし、相談者が求めるニーズに広く対応し、適切な情報提供を行う。

⑷ 人材育成を通じた産業の体質強化（商工労働部）

・商工団体との連携を通じ、産業人材の育成基盤を強化するとともに、本市の産業を担う人材の育成や足腰の強い産業の体質強化を促進する。

・民間事業者による自助・共助の取組を強化するため、民間事業者内部でのＢＣＰの担い手を育成する。また、事業継続力強化支援計画の策定に向けて、盛岡商工会議所と市が共同で取り組む。

⑸ 道路施設の整備等（農林部、建設部、玉山総合事務所）

《道路施設の防災対策》　1-1 から再掲

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》　2-1 から再掲

⑹ 道路施設の老朽化対策（建設部）　1-4 から再掲

⑺ 鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備（建設部）

1-1 から再掲

〔事態 4-2〕食料等の安定供給の停滞

⑴ 物流機能の維持・確保（商工労働部）　4-1 から再掲

⑵ 生産技術の復旧支援体制（農林部）

・震災や気象災害を受けた地域においては、担い手の確保・育成や施設・機械の整備等、営農再開に向けた実践活動を支援する。

・自然災害発生に備え災害に強い園芸産地を形成するため、園芸産地における事業継続強化対策等を活用し、複数農業者による事業継続計画（ＢＣＰ）の策定や計画の実践に必要な取組を推進する。

⑶ 食料品の供給体制の強化（商工労働部、農林部）

《食料品製造事業者への総合的な支援》

・企業サポート専門員による事業者訪問を通じて、中小企業者等の経営課題を把握し、必要な支援につなげることで、企業の経営力強化などを支援する。

・本市のリーディング産業である食料品製造業を地域防災の重要な担い手と位置付ける。また、ＢＣＰ策定支援や災害対応型商品の開発支援、供給ネットワークの維持・構築等において、企業サポート専門員による訪問活動を通じた支援により、事業者の競争力向上と災害時の食料供給体制の強化を一体的に推進する。

《生鮮食料品等の安定供給の確保》

・全国中央卸売市場協会を通じた全国の中央卸売市場の開設者との災害時相互応援協定の実効性を確保するため、市場関係者との連携を図り、生鮮食料品等の調達・供給体制の強化を推進する。

・災害時における市場事業の継続性を確保するため、中央卸売市場開設者ＢＣＰの適宜見直し及び市場関係者のＢＣＰ策定を推進する。

《市場施設・設備の更新・修繕》

・場内業者の取引に支障が出ることがないよう、施設・設備保全（長寿命化）計画による保守に努める。

⑷ 道路施設の整備等（農林部、建設部、玉山総合事務所）

《道路施設の防災対策》　1-1 から再掲

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》　2-1 から再掲

⑸ 道路施設の老朽化対策（建設部）　1-4 から再掲

⑹ 鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備（建設部）

1-1 から再掲

⑺ 農林業の生産基盤の災害対応能力の強化（農林部）

・洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮するため、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に推進する。

・農業水利施設の長寿命化と、ライフサイクルコストの低減を図るため、基幹水利施設ストックマネジメント事業による機能診断と、それに基づく計画的な予防保全対策、補修更新などを推進する。

・農林産物の供給基地としての役割を果たすため、農業共同利用施設や農業水利施設等の

再編・整備や長寿命化対策を着実に推進する。

⑻ クマによる被害防止(環境部、農林部)　1-1 から再掲

〔事態 4-3〕農地・森林等の荒廃による被害の拡大

⑴ 農林業の生産基盤・経営の強化（農林部）

《農地利用の最適化支援》

・市、農業委員会及び農地中間管理機構との連携による農地の利用調整と担い手への農地の集積・集約化、農業者等が行う荒廃農地の再生利用の取組を支援する。

《効率的かつ安定的な農業経営に向けた生産基盤の整備》

・農産物の生産コスト低減や作業の効率化を図るため、農地の大区画化や排水対策など生産基盤の整備を推進する。

《効率的かつ安定的な林業経営の確立》

・効率的かつ安定的な林業経営の確立に向け、路網の整備と併せて森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を設定するとともに、林業経営体が実施する森林作業道の整備を支援し、森林整備を推進する。

⑵ 森林資源の適切な保全管理（農林部）

《適切な森林整備》

・森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、地球温暖化の防止及び地球温暖化に伴う自然環境の変化を考慮しつつ、水源かん養、災害防止、生物多様性など、森林の持つ機能に応じた適切な施業の実施により健全な森林の維持造成を推進する。

《市民への普及啓発》

・木育イベントや林業現場見学会等を実施し、広く市民を対象として、森林・林業に対する理解と関心の醸成を図る。

・広報による周知や市職員による広報巡視を行うほか、林野火災が発生するおそれがある場合は、消防機関と連携した巡視・広報活動等の強化を図る。

《地域住民等の活動支援》

・国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、地域住民等による里山林の保全管理活動等を支援する。

・市の集落周辺里山林整備事業を活用し、町内会等の要望に基づき、住宅周辺の森林において除伐や支障木伐採等を実施するとともに、整備後は地域との協定に基づく継続的な保全管理を推進する。

《シカによる被害防止》

・シカによる食害を防止するため、補助金交付事業により森林組合等による幼齢造林木への忌避剤の散布を支援する。

《野生鳥獣による農作物被害防止》

・野生鳥獣による農作物被害防止に向け、有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置、里山周辺

の除間伐等の地域ぐるみの被害防止対策について、関係団体と連携して継続的に推進する。

〔目標５〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

〔事態 5-1〕情報通信機能の長期停止

⑴ 情報通信利用環境の整備（総務部、市民部）　1-5 から再掲

〔事態 5-2〕電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

⑴ 避難所、緊急車両等への石油燃料供給の確保（総務部）

《避難所等への燃料等供給の確保》　2-1 から再掲

《緊急車両等への石油燃料供給の確保》　2-3 から再掲

⑵ 再生可能エネルギーの導入促進（環境部）

・風力発電や地熱発電の導入について、セミナー等の開催による理解促進を図るとともに、市町村と連携しながら、事業者が円滑に事業化を図る取組を促進する。

・地域が災害時においても一定のエネルギーを賄えるよう、再生可能エネルギーを最大限活用した自立・分散型エネルギー供給システムの構築を推進する。

・市有施設及び一般家庭への再生可能エネルギーの導入や、再生可能エネルギー施設を活用した広域連携事業を進める。

・公共施設や民間施設における木質バイオマス利用機器の導入促進のための技術指導等の実施などに取り組むとともに、木質燃料の安定供給に向け、関係者間での原木等の需給情報の共有と未利用間伐材等の有効活用を推進する。

⑶ 電力系統の接続制約等の改善（環境部）

・国や県と連携した再生可能エネルギーの適正導入に関連した制度の整備や、市民・事業者への情報の提供を進める。

〔事態 5-3〕上下水道等の長時間にわたる供給停止

⑴ 水道施設の防災機能の強化（上下水道局）　2-1 から再掲

⑵ 下水道施設の防災機能の強化（上下水道局）

《下水道施設の地震対策》　2-5 から再掲

《下水道施設の浸水対策》　2-5 から再掲

《下水道ＢＣＰの見直し》　2-5 から再掲

《下水道施設の老朽化対策》　2-5 から再掲

《ストックマネジメント計画の見直し》　2-5 から再掲

《合併浄化槽への転換及び浄水槽台帳システムの活用》　2-5 から再掲

（別紙３）起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果に基づく対応方策一覧

〔事態 5-4〕市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

⑴ 道路施設の整備等（農林部、建設部、玉山総合事務所）

《道路施設の防災対策》　1-1 から再掲

《災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの構築》　2-1 から再掲

⑵ 道路施設の老朽化対策（建設部）　1-4 から再掲

⑶ 鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備（建設部）

1-1 から再掲

〔目標６〕いかなる大規模自然災害が発生しようとも、社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

〔事態 6-1〕災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

⑴ 災害廃棄物処理対策（環境部、保健福祉部）

《災害廃棄物処理対策》

・災害が発生した場合において、県や市、関係団体（一般社団法人盛岡市廃棄物業協会、一般社団法人岩手県産業資源循環協会、県環境整備事業協同組合及び市建設業協同組合）が協定等に基づく災害廃棄物処理を円滑に実施するため、平時においても当該協定等の確認を図り、機動的な連携体制の構築を推進する。

・災害により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業者や周辺住民がばく露する危険性があるため、災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアルに基づく解体方法等を周知するなど、ばく露防止対策を推進する。

・毒物若しくは劇物が流出した場合の保健衛生上の危害を防止するため、毒物及び劇物を取り扱う者に対する指導等を実施し、流出時の応急措置実施の徹底を図る。

《一般廃棄物処理施設の整備、老朽化対策》

・環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、エネルギー回収型廃棄物処理施設（盛岡広域環境組合循環型社会形成推進地域計画の参考資料様式２参照）を計画通り整備するとともに、既存ごみ処理施設の老朽化対策を推進する。

《ＰＣＢ廃棄物の処理及び適正管理対策》

・保管事業者及び所有事業者が保管する低濃度ＰＣＢ廃棄物について、事業者からの届出等により処理状況の把握を行うとともに、未処理廃棄物の処理の促進及び適正保管の徹底を図る。

〔事態 6-2〕復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

⑴ 防災ボランティアの活動支援（保健福祉部）

・災害救援ボランティアによる支援が速やかに開始され、効率的な活動が行われるよう、災害ボランティアセンターの設置要請の手順及び支援の方法等を定期的に確認する。

⑵ 防災人材の育成（総務部）

・自主防災組織の組織化及び活動の活性化を図るため、町内会・自治会を対象とした研修会等に自主防災推進員を派遣し、自主防災組織の重要性について講習等を行う。

・地域防災リーダー養成講座の開催等を通じて、自主防災組織の中核となって活動する人材の養成を図る。

・地域防災力の向上を図るために、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策が重要であり、防災人材の育成に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める。

・地域防災力の中核的な担い手として、消防団員数の確保や効果的な活動に向けた装備の

充実を図るとともに、求められる役割に的確に対応した教育訓練を実施することなどにより、消防団活動の充実強化を図る。

⑶ 農林業の担い手の確保・育成（農林部）

・地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）に位置付けられた担い手等について、法人化や経営規模の拡大、生産活動の効率化、農地の集積・集約化など、経営基盤の強化を促進することにより、地域農業の核となる経営体を育成する。

・地域農業の核となる経営体の安定的な雇用の確保や、多様な働き手の確保を促進する。

・農家子弟、若者・女性や新規学卒者、他産業からのＵ・Ｉターン者など、新規就農者の確保・育成に取り組む。

・林業従事者の確保を図るため、新規就労者を雇用する林業経営体を支援するとともに、林業及び関連業種（いわゆる川上から川下までの業種）の仕事の内容・魅力を伝える現場見学会の実施等を推進する。

⑷ 建設業等の担い手の確保・育成（商工労働部）

・近年、大規模な自然災害が多発しており、地域の建設企業等が災害発生時に即時に対応できる体制を確保、維持する。

⑸ 人材育成を通じた産業の体質強化（商工労働部）　4-1 から再掲

⑹ 生産技術の復旧支援体制（農林部）　4-2 から再掲

⑺ 災害時連携体制整備（建設部）

・災害時における公共土木施設等の応急対策業務等が速やかに実施できるよう、平時から、災害時の協力が必要とされる建設業関連団体との協定を締結する。

・ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥによる被災状況把握等の高度化に対応するため、関係機関との連携を密にする。

⑻ 災害時等における下水道復旧支援に関する協定（上下水道局）

・災害時の支援が有効に機能するよう、平時より情報連絡訓練を行うなど、市と県の連絡体制強化を図る。

⑼ 技術職員等による応援体制の構築（総務部、農林部）

・災害時受援応援計画の見直しを継続的に行う。

・土木や建築分野など技術職員の人員確保に向けた取組を行う。

・通常時から、発災時の対応を想定したＯＪＴに取り組むなど、人材育成を図る。

・普段から初動調査が行えるよう課内での行動計画を確認する。

・災害発生時に市として行動が行えるように、関係団体との連携を図る。

〔事態 6-3〕地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

⑴ 発災時の応急仮設住宅の確保等（総務部）

・応急仮設住宅建設に際し、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人日本ムービングハウス協会との協定を継続し、災害時に有効に機能するよう、意見交換や情報共有

を図るなど、連携強化を図る。

⑵ 地域コミュニティ力の強化（総務部、市民部、保健福祉部、商工労働部、農林部）

・地域コミュニティ活動のモデルとなる団体の活動について、市の広報紙、ＳＮＳ、ポスター展示会、研修会での事例発表等を通じて広く紹介し、地域コミュニティ活動に関する意識の啓発を行う。

・コミュニティ団体を牽引する実践的なリーダーのスキルアップのため、コミュニティリーダー研修会を開催する。

・国の里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金制度を活用し、地域住民等による里山林の保全管理活動等を支援する。

・市の集落周辺里山林整備事業を活用し、町内会等の要望に基づき、住宅周辺の森林において除伐や支障木伐採等を実施するとともに、整備後は地域との協定に基づく継続的な保全管理を推進する。

・農山村に受け継がれてきた伝統行事や食文化などの地域資源を活用した都市と地域住民の交流・連携活動を促進する。

・地域コミュニティの維持・活性化を図るため、県内各地域での農村ＲＭＯの形成・育成や活動支援に取り組む。

⑶ 学びを通じた地域コミュニティの再生支援（子ども未来部、教育委員会事務局）

・関係機関と連携し、子どもの居場所を含めた地域住民の学びの場や交流の機会を確保するなど、地域コミュニティを強化するための支援等の充実を図る。

・子ども・学校・家庭・地域・行政の５者の役割分担と連携により、地域の教育課題の解決と、将来を担う人材育成を通じ、予期せぬ災害に対応するための地域コミュニティ強化に向けた支援を図る。

⑷ 地籍調査の実施（農林部）

・事前防災対策の推進や被災後の復旧を円滑に実施するために、土地境界を明確にする地籍調査を進める。

（別紙４）起きてはならない最悪の事態と施策分野の関連表（マトリクス表）

（　）：再掲事業

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	個別施策分野				
		1-1 行政機能・情報通信・防災教育	1-2 住宅・都市分野	1-3 保健医療・福祉分野	1-4 産業分野	1-5 国土保全・交通分野
①直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）	○防火対策 ○避難場所等の指定・整備 ○避難行動の支援 ○住宅・病院・学校等の耐震化	○市営住宅の老朽化対策等 ○市街地整備 ○都市公園施設の老朽化対策 ○空き家対策 （住宅・病院・学校等の耐震化）	（住宅・病院・学校等の耐震化） （避難場所等の指定・整備） （避難行動の支援）	○クマによる被害防止 （住宅・病院・学校等の耐震化）	○道路施設の防災対策 ○鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	（避難場所等の指定整備） （避難行動の支援）	○内水危険箇所の対策 （市街地整備） （都市公園施設の老朽化対策）	（避難場所等の指定・整備） （避難行動の支援）		○河川改修等の治水対策
	1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	（避難場所等の指定整備） （避難行動の支援）	○警戒避難体制の整備 （市街地整備） （都市公園施設の老朽化対策） （市営住宅の老朽化対策等）	（避難場所等の指定・整備） （避難行動の支援）		（警戒避難体制の整備） ○農山村地域における防災対策
	1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生	○孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等				○円滑な通行の確保
	1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生	○住民等への情報伝達の強化 ○災害情報システムの整備 ○情報通信利用環境の整備 ○防災訓練の推進 ○防災教育の推進・学校防災体制の確立等 （避難行動の支援）		（避難行動の支援）		○災害に備えた道路交通環境の整備

※別紙２・３の施策名を記載

（別紙４）起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と施策分野の関連表（マトリクス表）

（　）：再掲事業

横断的分野					
2-1 リスクコミュニケーション分野	2-2 老朽化対策分野	2-3 人口減少・少子高齢化対策分野	2-4 人材育成分野	2-5 官民連携分野	2-6 デジタル活用分野
○文化財の耐震化等 ○特定動物の逸走防止 （クマによる被害防止 （避難行動の支援）	（市営住宅の老朽化対策等） （都市公園施設の老朽化対策） （道路施設の防災対策）	（空き家対策） （避難行動の支援）	（避難行動の支援）	（避難行動の支援） （鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備）	（市街地整備）
（河川改修等の治水対策） （内水危険箇所の対策）	○河川管理施設の老朽化対策 （都市公園施設の老朽化対策） （内水危険箇所の対策）	（避難行動の支援） （河川改修等の治水対策）	（避難行動の支援）	（避難行動の支援）	（河川改修等の治水対策） （河川管理施設の老朽化対策） （内水危険箇所の対策）
（避難場所等の指定・整備） （農山村地域における防災対策） （警戒避難体制の整備）	（農山村地域における防災対策） （都市公園施設の老朽化対策） （市営住宅の老朽化対策等）	（避難行動の支援）	（避難行動の支援）	（避難行動の支援）	
（孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等）	○道路施設の老朽化対策	（孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等）			（道路施設の老朽化対策） （円滑な通行の確保）
（住民等への情報伝達の強化） （災害情報システムの整備） （防災訓練の推進） （防災教育の推進・学校防災体制の確立等）	○下水道施設の防災機能の強化	（避難行動の支援）	（避難行動の支援） （防災訓練の推進） （防災教育の推進・学校防災体制の確立等）	（避難行動の支援） （情報通信利用環境の整備）	

※別紙２・３の施策名を記載

（別紙４）起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と個別分野の関連表（マトリクス表）

（　）：再掲事業

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	個別施策分野				
		1-1 行政機能・情報通信・防災教育	1-2 住宅・都市分野	1-3 保健医療・福祉分野	1-4 産業分野	1-5 国土保全・交通分野
②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	○支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築 ○応急給水の確保に係る連携体制の整備	○水道施設の防災機能の強化	（支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築）	（支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築）	○渇水対策に係る情報共有等 ○道路施設の整備等（鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備）
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	○総合防災訓練の実施による関係機関との連携（孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等） （支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築）			（支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築）	（道路施設の整備等）
	2-3 自衛隊、警察、消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足	○災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化 ○エネルギー・資機材の確保 ○災害対処能力の向上 ○救急・救助活動等の体制強化 （総合防災訓練の実施による関係機関との連携）			（エネルギー・資機材の確保）	（道路施設の整備等）
	2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺			○病院・社会福祉施設等の耐震化 ○災害時における医療提供体制の構築 ○医療情報のバックアップ体制の構築 ○要配慮者等への支援		（道路施設の整備等）
	2-5 被災地における感染症等の大規模発生		（下水道施設の防災機能の強化）	○感染症対策		
③必要不可欠な行政機能を確保する	3-1　行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	○災害時業務継続計画の策定 ○行政情報通信基盤の耐災害性強化 ○他自治体との広域応援・受援体制の整備 （災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化） （防災訓練の推進）			○緊急車両等への石油燃料供給の確保	

※別紙２・３の施策名を記載

（別紙４）起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と施策分野の関連表（マトリクス表）

（　）：再掲事業

横断的分野					
2-1 リスクコミュニケーション分野	2-2 老朽化対策分野	2-3 人口減少・少子高齢化対策分野	2-4 人材育成分野	2-5 官民連携分野	2-6 デジタル活用分野
（河川改修等の治水対策）	（道路施設の老朽化対策） （市営住宅の老朽化対策等） （水道施設の防災機能の強化）		（支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築） （水道施設の防災機能の強化） （応急給水の確保に係る連携体制の整備）	（支援物資の供給等に係る広域連携体制の構築） （応急給水の確保に係る連携体制の整備）	（水道施設の防災機能の強化） （道路施設の老朽化対策）
（内水危険箇所の対策）	（道路施設の老朽化対策）			（総合防災訓練の実施による関係機関との連携） （支援物資の供給等に係る連携体制の構築）	（道路施設の老朽化対策） （水道施設の防災機能の強化）
（警戒避難体制の整備） （農山村地域における防災対策） （災害対処能力の向上）	（災害対策本部を設置する庁舎機能等の強化）		（災害対処能力の向上）	（エネルギー・資機材の確保） （総合防災訓練の実施による関係機関との連携）	（災害対処能力の向上）
	（道路施設の老朽化対策）	（要配慮者等への支援）	（要配慮者等への支援）	（要配慮者等への支援）	（医療情報のバックアップ体制の構築） （道路施設の老朽化対策） （要配慮者等への支援）
（住民等への情報伝達の強化）	（下水道施設の防災機能の強化）		（感染症対策）		
				（緊急車両等への石油燃料供給の確保）	

※別紙２・３の施策名を記載

（別紙４）起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と個別分野の関連表（マトリクス表）

（　）：再掲事業

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	個別施策分野				
		1-1 行政機能・情報通信・防災教育	1-2 住宅・都市分野	1-3 保健医療・福祉分野	1-4 産業分野	1-5 国土保全・交通分野
④ 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞				○企業における業務継続体制の強化 ○物流機能の維持・確保 ○被災企業への金融支援 ○人材育成を通じた産業の体質強化	（道路施設の整備等） （鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備）
	4-2 食料等の安定供給の停滞				○生産技術の復旧支援体制 ○食料品の供給体制の強化 （物流機能の維持・確保） （クマによる被害防止）	○農林業の生産基盤の災害対応能力の強化 （道路施設の整備等） （鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備）
	4-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大				○農林業の生産基盤・経営の強化 ○森林資源の適切な保全管理	（森林資源の適切な保全管理）
⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1 情報通信機能の長期停止	（情報通信利用環境の整備）				
	5-2 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止				○避難所、緊急車両等への石油燃料供給の確保 ○再生可能エネルギーの導入促進 ○電力系統の接続制約等の改善	
	5-3 上下水道等の長時間にわたる供給停止		（水道施設の防災機能の強化） （下水道施設の防災機能の強化）			
	5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止					（道路施設の整備等） （鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備）
⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態					○災害廃棄物処理対策
	6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	○技術職員等による応援体制の構築 ○防災人材の育成	○災害時等における下水道復旧支援に関する協定		○建設業等の担い手の確保・育成 （人材育成を通じた産業の体質強化） （生産技術の復旧支援体制）	○災害時連携体制整備 （建設業等の担い手の確保・育成）
	6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態		○発災時の応急仮設住宅の確保等			○地域コミュニティ力の強化 ○地籍調査の実施

※別紙２・３の施策名を記載

（別紙４）起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）と施策分野の関連表（マトリクス表）

（　）：再掲事業

横断的分野					
2-1 リスクコミュニケーション分野	2-2 老朽化対策分野	2-3 人口減少・少子高齢化対策分野	2-4 人材育成分野	2-5 官民連携分野	2-6 デジタル活用分野
	（道路施設の老朽化対策）		（物流機能の維持・確保） （人材育成を通じた産業の体質強化）	（物流機能の維持・確保） （鉄道及びバス等の公共交通事業者や輸送業者の耐災害性確保・体制整備）	（市街地整備） （道路施設の老朽化対策）
（クマによる被害防止）	（道路施設の老朽化対策） （農林業の生産基盤の災害対応能力の強化）		（物流機能の維持・確保）		（道路施設の老朽化対策）
		（森林資源の適切な保全管理）			
				（情報通信利用環境の整備）	
				（避難所、緊急車両等への石油燃料供給の確保）	
	（下水道施設の防災機能の強化）				（水道施設の防災機能の強化）
	（道路施設の老朽化対策）				（道路施設の老朽化対策）
○防災人材の育成			（災害廃棄物処理対策）	（災害廃棄物処理対策）	
		○農林業の担い手の確保・育成 （建設業等の担い手の確保・育成） （防災人材の育成）	（農林業の担い手の確保・育成） （建設業等の担い手の確保・育成）	○防災ボランティアの活動支援 （災害時連携体制整備）	（建設業等の担い手の確保・育成） （災害時連携体制整備）
		○学びを通じた地域コミュニティの再生支援 （地域コミュニティ力の強化）	（防災人材の育成）		

※別紙２・３の施策名を記載

（別紙５）施策分野ごとの指標一覧

１　個別施策分野

⑴ 行政機能・情報通信・防災教育（５指標）

No.	施策名	指標名	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
1	避難体制整備	避難所開設運営訓練の回数	回	1	2
2	地域の消防力の強化	消防団の条例定数充足率	%	63.5	63.5
3	学校施設・社会体育施設等の耐震化	小中学校校舎の大規模改修工事（校舎安全対策修繕を含む）着工率	%	50.0	82.7
4	情報通信利用環境の整備	携帯電話不感地域人口	人	34	3
5	孤立化想定地域に対する防災訓練の実施等	孤立化想定地域の支援等に関する訓練の実施回数	回	0	1

⑵ 住宅・都市（10 指標）

No.	施策名	指標名	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
1	住宅・大規模建築物の耐震化等	住宅の耐震化率（推計値）	%	93.0	95.4
2		大規模建築物の耐震化率	%	95.0	97.0
3	市街地整備	防災公園のうち、広域避難地の機能を有する公園の整備	箇所	1	2
4		市街地再開発事業による整備面積	ha	0.5	1.3
5		電線共同溝整備延長（累計）	km	18.9	20.6
6	水道施設の防災機能の強化	水道基幹管路の耐震適合率	%	75.1	84.5
7		耐震適合性のある水道基幹管路の整備延長	m	97,130	106,838
8		配水場耐震化率	%	76.1	95.6
9	下水道施設の防災機能の強化	下水道施設耐水化率	%	0.0	50.0
10	内水危険箇所の対策	雨水出水浸水想定区域の指定率	%	0.0	100.0

⑶ 保健医療・福祉 （４指標）

No.	施策名	指標名	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
1	病院・社会福祉施設等の耐震化	社会福祉施設等耐震化率（耐震改修促進計画の「公共的な建築物」に該当するもの）	%	97.0	100.0
2	避難行動要支援者名簿の作成・活用	避難行動要支援者情報提供同意者のうち、個別避難計画を作成した者の割合	%	93.1	98.3
3	要配慮者等への支援	市防災会議における女性委員の割合	%	26.9	30.0
4		外国人市民を含む防災訓練実施数	回	2	2

⑷ 産業（６指標）

No.	施策名	指標名	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
1	再生可能エネルギーの導入促進	市の公共施設に導入する再生可能エネルギー発電出力	kW	3,763	10,000
2		家庭での太陽光発電システムの導入件数	戸	10,142	17,000
3	農林業の生産基盤・経営の強化	担い手への農地集積率	%	47.9	80.0
4		水田整備面積（累計）	ha	3,992.5	4,000
5		再造林面積	ha	67	78
6	野生鳥獣による農作物被害防止	許可捕獲（有害鳥獣捕獲）におけるニホンジカ目標捕獲頭数	頭	500	470

⑸ 国土保全・交通（９指標）

No.	施策名	指標名	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
1	道路施設の整備等	踏切改修計画に位置付けた踏切道の改良	箇所	5	6
2		幹線道路改良率	%	74.0	75.0
3	円滑な通行の確保	早期に修繕が必要な橋梁の修繕完了数	橋	1	26
4	河川改修等の治水対策	準用河川の整備率	%	76.6	78.4
5	農山村地域における防災対策	農業用ため池の機能診断（耐震性評価）実施箇所数（累計）	箇所	18	34
6	農林業の生産基盤の災害対応能力の強化	農業用用排水路等の長寿命化対策着手施設数（累計）	施設	47	282
7		基幹農道の保全対策整備延長（累計）	km	0	2.4
8		林道橋・林道トンネルを対象とした保全整備率	%	11.0	24.0
9	災害廃棄物処理対策	災害廃棄物処理等に関する協定締結団体等との連携による研修会等の開催回数	回	0	4

２　横断的分野

⑴ リスクコミュニケーション（２指標）

No.	施策名	指標名	単位	現状値（R7）	目標値（R13）
1	ハザードマップによる災害危険箇所等の周知	土砂災害ハザードマップの作成・配布率	%	93.0	100.0
2	防災情報提供・普及啓発の充実	孤立可能性集落からの救助を想定した訓練の実施回数（累計）【再掲】	回	0	1

⑵ 老朽化対策（７指標）

No.	施策名	指標名	単位	現状値	目標値
1	公共施設等の総合的・計画的な管理の推進	市民利用・活動施設個別施設計画対象 365 件の老朽化対策着手率（改修・修繕・建替え・複合化・解体・譲渡）	%	9.9	47.9
2	上下水道施設等の老朽化対策	水道基幹管路の耐震適合率【再掲】	%	75.1	84.5
3		耐震適合性のある水道基幹管路の整備延長【再掲】	m	97,130	106,838
4		配水場耐震化率【再掲】	%	76.1	95.6
5	道路・橋梁・トンネル等の老朽化対策	早期に修繕が必要な橋梁の修繕完了数（累計）【再掲】	橋	1	26
6		基幹農道の保全対策整備延長（累計）【再掲】	km	0	2.4
7		林道橋・林道トンネルを対象とした保全整備率【再掲】	%	11.0	24.0

⑶ 人口減少・少子高齢化対策（６指標）

No.	施策名	指標名	単位	現状値	目標値
1	地域コミュニティの維持・強化	活動中の元気なコミュニティ特選団体数	団体	44	49
2		多面的機能支払制度を活用した地域共同活動による農地等の保全管理の実施面積	ha	3,240	3,240
3		放課後の公的な居場所がある小学校区の割合	%	100.0	100.0
4		新規就農者数	人	265	340
5		森を育てる仕事に従事している人数	人	283	311
6		コミュニティリーダー研修会への参加人数	人	50	50

（別紙５）施策分野ごとの指標一覧

⑷ 人材育成（７指標）

No.	施策名	指標名	単位	現状値	目標値
1	地域の防災に関する人材育成	地域防災リーダーの認定者数（累計）	人	473	750
2		自主防災組織の結成率	%	93.3	96.0
3		関係機関と連携した訓練の実施回数	回	3	3
4		消防団の条例定数充足率【再掲】	%	63.5	63.5
5	農林業の担い手の確保・育成	認定農業者数	人	295	353
6		新規就農者数【再掲】	人	265	340
7		森を育てる仕事に従事している人数【再掲】	人	283	311

⑸ 官民連携（１指標）

No.	施策名	指標名	単位	現状値	目標値
1	支援物資の供給等に係る連携体制の構築	災害時相互応援等協定締結数【再掲】	件	94	103

⑹ デジタル活用（１指標）

No.	施策名	指標名	単位	現状値	目標値
1	災害対処能力の向上	市公式ＳＮＳ（Ｘ、Ｆａｃｅｂｏｏｋ、ＬＩＮＥ）のフォロワー数	人	135,424	152,606

第２期盛岡市国土強靱化地域計画

発行　　令和９（2027）年〇月
編集　　盛岡市市長公室企画調整課
住所　　〒020-8530　岩手県盛岡市内丸12番2号
電話　　019-613-8394（直通）　FAX　019-622-6211
盛岡市公式ホームページ
https://www.city.morioka.iwate.jp